

長野市監査委員告示 第1号

地方自治法第252条の37第5項の規定に基づき、外部監査人 小川 直樹 氏から、別紙のとおり平成20年度包括外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出がありましたので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年2月26日

長野市監査委員	小	林	昭	人
同	高	波	謙	二
同	三	井	経	光
同	祢	津	栄	喜

平成 20 年度

長野市包括外部監査結果報告書

外郭団体等の管理運営状況および市との取引について

包括外部監査人

小川直樹

目次

I. 外部監査の概要	11
1. 外部監査の種類	11
2. 選定した特定の事件	11
(1) 外部監査の対象.....	11
(2) 外部監査対象期間.....	12
3. 事件を選定した理由	12
4. 監査の着眼点	12
5. 主な監査手続.....	13
6. 外部監査人及び補助者	13
7. 利害関係	13
II. 監査の着眼点に関する説明	14
1. 外郭団体見直し指針	14
2. 指定管理者制度	15
3. 公益法人制度改革.....	17
III. 株式会社エムウェーブ	21
1. 団体の概要.....	21
(1) 営業内容.....	21
(2) 営業期間.....	21
(3) 株主の状況.....	22
(4) 役員.....	22
(5) 従業員	22
(6) 長野市の担当	22
(7) (株)エムウェーブの事業の全体図	23
2. 団体の財務状況の推移	24
(1) 損益計算書.....	24
(2) 貸借対照表.....	24
(3) 部門別損益.....	25
(4) 売上高の内訳	26
3. 長野市長の代表権.....	26
4. ナショナルトレーニングセンター（NTC）	26
5. スポーツ振興のための寄付金.....	30
6. 業務委託費（再委託）について.....	31
7. 指定管理料.....	33

(1) 予算実績差異分析.....	37
(2) 指定管理料の精算.....	37
8. 剰余金の扱い.....	39
9. 床材.....	39
10. 修繕計画.....	40
11. 長期滞留棚卸資産.....	42
IV. 社団法人長野市開発公社.....	44
1. 団体の概要（平成 20 年 3 月 31 日現在）.....	44
(1) 団体の概要.....	44
(2) 団体の財務状況.....	45
① 正味財産増減計算書の推移.....	45
② 貸借対照表の推移.....	46
2. 長野市開発公社の課題の認識、検討の視点の整理.....	46
(1) 当初の設置目的と現在の状況.....	46
(2) 他事業者の参入による競争.....	47
(3) 長野市との取引の把握と妥当性の検証.....	47
(4) 平成 19 年度における長野市との取引.....	48
(5) 正味財産について.....	50
3. 長野市開発公社の事業の検討.....	50
4. 正味財産の検討.....	53
(1) 平成 20 年 3 月末の正味財産の金額について.....	53
(2) 中期経営計画におけるバランスシートの推移について.....	54
5. 補助金について.....	55
6. 指定管理者制度関連について.....	55
(1) 市への納付金について.....	55
(2) 非公募理由について.....	57
(3) 市のモニタリング体制について（特に非公募先に対する）.....	57
(4) モニタリング評価について.....	58
① 市の実支出額の推移.....	58
② モニタリング評価調書と公社数値の差異（平成 19 年度）について.....	60
③ 城山動物園.....	60
④ 長野市総合レクリエーションセンター.....	60
⑤ 飯綱高原観光施設.....	60
⑥ 評価調書の記載誤りについて.....	61
(5) スキー場の指定管理料について.....	62
① 受託工事費の予算と実績の差異について.....	62

② 平成 18 年度の雑収入について	64
(6) 駐車場の利用料金について	64
7. 松代荘について	64
(1) 増築部分のみ開発公社の所有にしたことについて	65
(2) 今後の方向性について	65
(3) 収益性について	66
(4) 温泉権の譲渡について	66
(5) 利用料収入について	67
8. 中期計画について	68
9. 会計処理について	69
(1) 部門損益計算について	70
① 決算人件費の予算額での計上について	70
② 運営管理費の配賦について	71
③ 総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの、サンマリーン（収益））の「負	74
④ 観音堂と「ほるぞう君」の減価償却費の計上部門について	74
⑤ 法人税の金額について	75
(2) 期間帰属誤りにについて	76
① 使用料及び賃借料の期間帰属の誤りにについて（飯綱高原スキー場）	76
② 原材料計上漏れについて	76
③ 貯蔵品計上漏れについて	76
④ 賞与引当金について	77
(3) 表示について	78
① 補助金の表示について	78
② 内部取引の両建て表示について	78
③ 消費税の中間納税額と未払消費税額の両建て表示について	79
④ 松代荘の長野市への納付金の科目について	79
⑤ 過年度損益修正損益について	80
(4) 税金の関係について	80
① 消費税に関する更正の嘆願について	80
② 遊休資産の減価償却費について	80
③ アゼィリア飯綱の食糧費について	81
④ 節税について	81
10. 予算計上について	81
(1) ボート場の賃金の予算額について	81
(2) 総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの）について	82
(3) 城山動物園について	82

11. 資産管理について	83
(1) 松代荘について.....	83
① 長野市の所有する備品について備品表が作成されていない。	83
② 会社の所有する備品の管理について.....	84
③ 松代荘宿泊者専用浴室の登記について	84
④ フェンス設置工事の固定資産台帳への記載について.....	84
(2) 飯綱高原スキー場について.....	84
(3) 西山の家について.....	85
(4) しなの山荘について.....	85
(5) ローラースケート場のスケート靴、ヘルメット、エルボーについて	86
12. ガバナンスについて	86
(1) 理事会への出席状況	87
(2) 非営利性が徹底された法人の要件を充足する定款	87
13. 内部統制について	88
(1) 日報入力のタイミング.....	88
(2) 期末の手元現金について.....	88
14. 公益法人制度改革について	90
(1) 会社にとっての公益目的支出計画策定上の留意点	90
(2) 会計ソフトについて.....	91
V. 社団法人長野市農業公社.....	93
1. 団体の概要.....	93
(1) 団体概要.....	93
2. 監査の結果等	93
(1) 規程.....	93
① 契約規程の整備時期.....	93
(2) 市との取引関係.....	93
① 補助金	93
(3) 社員間の負担	95
(4) 会社の契約事務の執行.....	95
① 公益法人会計システム	95
② 契約の相手先	97
(5) 会計.....	97
① 管理費計上額の妥当性	97
(6) 会社に関する農政課予算	97
VI. 財団法人ながの観光コンベンションビューロー（コンベンションビューロー）	99

1. 団体の概要（平成 20 年 4 月 1 日現在）	99
(1) 団体の概要.....	99
(2) 団体の財務状況.....	101
① 収支計算書推移.....	101
② 貸借対照表推移.....	102
2. 補助金について	102
① 時代の社会的・経済的なニーズの視点から、コンベンションビューローへの補助金の交付に公益上の必要性が認められるか	103
② 補助金の効果について	104
③ 執行が濫費に陥らないこと	105
3. 行政との業務分担の明確化	105
4. プロパー職員の養成	105
5. 長野商工会議所等との連携について.....	106
6. 公益認定について.....	106
7. コンベンションのもたらす経済効果.....	106
8. 会計処理について.....	107
(1) 自主事業の赤字について.....	107
(2) 賞与引当金について.....	108
VII. 財団法人長野市勤労者共済会	109
1. 団体の概要.....	109
(1) 団体の概要.....	109
(2) 団体の財務状況.....	111
① 収支計算書の推移	111
② 貸借対照表の推移	112
2. 保険業法改正への対応	112
(1) 長野市勤労者共済会の給付金額の見直し.....	113
(2) 団体契約及び給付方法の見直し	114
3. 公益法人制度改革等に伴う今後の財政運営の見直しについて	114
(1) 会費の見直しについて.....	115
(2) 一般財団法人に移行する場合の公益目的支出計画について.....	115
(3) 各種教室等事業の見直しについて.....	116
4. 共済会会員の加入推進について	116
5. 賞与引当金について	117
VIII. 長野市土地開発公社	118
1. 団体の概要.....	118

(1) 団体の概要.....	118
(2) 団体の財務状況.....	119
① 損益計算書の推移.....	119
② 貸借対照表の推移.....	120
2. 出納整理期間中の公有地取得事業収益の帰属について.....	120
(1) 市が出納整理期間中に再取得を決定した場合の会計処理.....	120
(2) 連結バランスシート（試案）における重複計上.....	121
(3) 長野市における出納整理期間中の取引の処理.....	122
3. 所有権移転登記未了の状況を是正すべきもの.....	123
4. 長期間、臨時駐車場として利用している状況を是正すべきもの.....	124
5. 用地取得事務費の取り扱いについて.....	126
IX. 社団法人長野シルバー人材センター.....	127
1. 団体の概要.....	127
2. 長野シルバー人材センターの沿革.....	127
3. 財務数値.....	128
(1) 収支計算書および貸借対照表推移.....	128
(2) 平成 19 年度正味財産増減計算書.....	130
(3) 2 期比較貸借対照表.....	131
4. 会員数、入会率.....	131
5. 受注先別契約金額.....	132
6. 平成 19 年度職群別契約状況.....	132
7. 長野市との関係.....	133
(1) 人的関係.....	133
(2) 長野市との取引.....	134
(3) 市有財産使用及び減免.....	134
8. 所管.....	134
9. センターの経営.....	135
10. シルバー補助金.....	135
11. 補助金の内訳.....	136
12. 公益認定に関する方針.....	136
13. 長野市のモニタリングの実施状況.....	137
14. 人事政策.....	137
15. 会計処理について.....	137
(1) 固定資産管理.....	137
① 固定資産の定義の変更.....	137
② 固定資産と備品.....	138

③ 過年度固定資産計上漏れ.....	139
(2) 賞与引当金.....	139
(3) 消費税の未払計上.....	139
16. 班活動交付金.....	140
X. 社会福祉法人長野市社会事業協会.....	141
1. 団体の概要.....	141
(1) 団体概要.....	141
① 目的及び事業内容.....	141
(2) 第二種社会福祉事業.....	142
① 団体の財務状況.....	144
② 見直し指針及び対応方針.....	147
2. 市との取引等.....	149
(1) 取引等の概要.....	149
① 運営補助金.....	149
② 指定管理者.....	149
③ 市職員の派遣.....	149
④ 市施設の賃貸.....	150
(2) 指定管理者としてのモニタリング評価結果.....	150
① あおば学園.....	150
② ふたば学園.....	150
③ まつば学園.....	150
④ 愛の樹園.....	150
⑤ 篠ノ井愛の樹園.....	151
⑥ ひかり学園.....	151
⑦ ハーモニー桃の郷.....	151
⑧ 栗田園.....	151
⑨ 三幸学園.....	152
⑩ 美和荘.....	152
⑪ 芋井・青池・清野・西条保育園.....	152
3. 監査の結果等.....	153
(1) 規程.....	153
① 経理規程.....	153
② 施設整備基金規程.....	153
(2) 組織及び組織運営.....	154
① 法人の意思決定機構.....	154
(3) 会計.....	155

① 計算書類.....	155
② 賞与引当金.....	156
③ その他の積立金.....	157
(4) 指定管理.....	160
(5) 補助金.....	161
(6) 法人情報の開示.....	161
(7) 事業所往査の結果.....	162
① 小田切園.....	162
② 更級福祉園.....	163
XI. 社会福祉法人長野市社会福祉協議会.....	164
1. 団体の概要.....	164
(1) 団体概要.....	164
① 目的及び事業内容.....	164
② 団体の財務状況.....	168
(2) 見直し指針及び対応方針.....	171
① 介護サービス部門の縮小.....	171
② 高齢者等外出支援サービスの地区社会福祉協議会への移管.....	173
③ 生きがいデイサービス事業の見直し.....	174
④ 児童館等管理運営の見直し.....	174
⑤ 人件費コスト削減.....	175
⑥ 退職手当積立に対する補助金の見直し.....	175
⑦ 施設の無償貸付の見直し.....	176
2. 市との取引等.....	176
(1) 取引等の概要.....	176
① 運営補助金.....	177
② 指定管理者.....	177
③ 受託事業.....	177
④ 市職員の派遣.....	177
⑤ 市施設の賃借.....	178
(2) 指定管理者としてのモニタリング評価結果.....	178
① 長野市ふれあい福祉センター.....	178
② 長野市湯福老人福祉センターほか8施設.....	178
③ 長野市豊野老人福祉センター.....	179
④ 長野市戸隠老人福祉センターほか2施設.....	179
⑤ 長野市鬼無里老人福祉センターほか1施設.....	179
⑥ 大岡高齢者生活福祉センター.....	179

⑦ 加茂児童センターほか 38 施設	180
3. 監査の結果等	180
(1) 規程	180
① 評議員の選任に関する定め	180
② 会員制度	180
(2) 組織及び組織運営	182
① 法人の意思決定機構	182
(3) 事業内容	183
(4) 会計	185
① 計算書類	185
② 退職給与引当金	185
③ 賞与引当金	186
④ 徴収不能引当金	187
⑤ その他の積立金	188
(5) 指定管理	191
① 老人福祉センター・高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設・老人憩の家	192
② ふれあい福祉センター	193
③ 加茂児童センターほか 38 施設・川合新田児童館（幼児型児童館）ほか 1 施設	193
(6) 受託事業	195
① 生きがいデイサービス事業	195
② 配食サービス事業	195
③ 移送サービス	196
(7) 補助金	196
① 地域福祉サービス補助金	197
(8) 地区社協	198
① 組織の性格及び構成	198
② 市社協との関係	198
③ 地区社協活動の財源	198
④ 会員及び会費徴収	199
(9) 施設往査の結果	199
① 古牧児童館	199
② 古牧児童センター	200
(10) ホームページにおける情報の提供	201
XII. 社会福祉法人ながのコロニー	202
1. 団体の概要	202
(1) 団体概要	202

① 目的及び事業内容	202
② 施設の拠点の経緯	204
③ 団体の財務状況	205
2. 長野市の外郭団体に対する見直し指針及び対応方針の内容とその検討	208
(1) 見直し指針及び指針に沿う改革についての内容とその検討	208
① 福祉工場の業務縮小（業種見直し）	209
② 障害者自立支援法への対処について	210
③ 元利償還金に対する補助金について	211
④ その他長野市が団体の課題として挙げた点	211
3. 長野市との取引等	213
(1) 補助金に係る取引	213
① 授産施設移転改築事業補助金	213
② その他の補助金	214
(2) 長野市市有地（市有財産）の貸借	215
① 長野市徳間の土地について	215
4. その他の監査の結果等	217
(1) 障害者自立支援法への対処について	217
(2) 固定資産税の非課税申告について	217
(3) コロニーとくまの休止について	217
(4) 評議員会の出欠について	218
(5) 会計ソフト変更による会計基準の不統一について	219
(6) 賞与引当金の計上について	220
XIII. 長野市職員互助会	221
1. 長野市職員互助会について	221
2. 互助会の財政状態の推移	222
① 歳入・歳出の推移	222
② 財産目録の推移	223
3. 互助会の事業支出の検討	223
4. ゴルフ場預託金の処理について	229
5. 紀州鉄道保養施設の処理について	230
6. 財産目録への記載漏れ	230
7. 貸付事業特別会計の次年度繰越額	231

表中の数値と合計の金額は端数処理の関係で一致しない場合がある。

I. 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項、第 2 項及び長野市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成 11 年 3 月 30 日長野市条例第 4 号）の規定に基づく監査

2. 選定した特定の事件

外郭団体等の管理運営状況および市との取引について

(1) 外部監査の対象

市が 25%以上出資する団体及び市の政策と密接な関係を有し、市が財政支援や職員の派遣を行っている団体から任意に抽出し、以下の団体を監査対象とした。

①市の出資又は出損比率が 25%以上の団体で 6 団体

- (株) エムウェーブ
- (社) 長野市開発公社
- (社) 長野市農業公社
- (財) ながの観光コンベンションビューロー
- (財) 長野市勤労者共済会
- 長野市土地開発公社

②市の政策と密接な関係を有し、市が財政支援や職員の派遣を行っている団体で 5 団体

- (社) 長野シルバー人材センター
- (社福) 長野市社会事業協会
- (社福) 長野市社会福祉協議会
- (社福) ながのコロニー

長野市職員互助会

(注) 1.本報告書では、上記 11 団体を「外郭団体」と称する。

(2) 外部監査対象期間

平成 19 年度（平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じ他の年度についても監査の対象とした。

3. 事件を選定した理由

市には外郭団体が存在するが、これらの外郭団体の管理運営の実態が、一般市民からは見えにくい面がある。

もともと、これらの郭団体は、市の行政機能を補完・代替する役割を担うべきものとして設立され市の積極的な支援、関与の下に維持・運営されてきたものである。

しかし介護保険事業や指定管理者制度の創設等により、外郭団体が他の事業者との競争条件下に置かれるようになり、また公的なサービスを提供する民間企業や非営利法人が増加し受け皿が多様化するなど、外郭団体を取り巻く社会経済情勢は大きく変化してきている。

市は限られた財政の中で効率的な行政運営を行う責任があり、社会経済情勢の変化に伴い、外郭団体に対する財政支援などの市の関与について改めて検討する必要がある。

かかる状況を踏まえ、外郭団体の管理運営の実態を明らかにして情報提供するとともに、市の外郭団体への財政支援や職員の派遣等の取引の状況および指定管理者制度の運用状況について、合規性、有効性、経済性、効率性の視点から外部監査を実施することは重要であると判断し、監査テーマとして選定した。

4. 監査の着眼点

- ・長野市外郭団体見直し指針（平成 18 年 6 月 1 日）の趣旨を踏まえ、外郭団体についての見直しの視点を明らかにし、この視点から団体の方向性を検討する。
- ・指定管理者制度の趣旨に照らして、現状の問題点を把握する。競争原理が働くことが重要なポイントになる。市と関係が深い外郭団体が指定管理者に選定される場合において、競争原理が確保されているかの視点を中心に、市と外郭団体の関係を検討する。
- ・公益法人制度改革の外郭団体に与える影響を検討して、問題点、方向性を示す。
- ・外郭団体と長野市との取引を具体的に検討し問題点を把握する
- ・団体の会計処理及び予算の妥当性を吟味するとともに、団体の抱える固有の問題点の把握、検討を行う。

5. 主な監査手続

① 関係書類の閲覧

各団体及び団体を所管する市の課より関係書類や資料の提供を受け、これらの通査・閲覧を通して各団体の置かれている状況と問題点を把握する。

② 関係者への質問

担当者に対して質問、確認を行う。

③ 事業所等への現場往査

監査対象となっている現場に可能な限り往査し、事業所等の置かれている状況と問題点を把握する。

6. 外部監査人及び補助者

外部監査人	公認会計士	小川	直樹
補助者	公認会計士	弓場	法
補助者	公認会計士	清水	治良
補助者	公認会計士	今若	利男
補助者	公認会計士	富樫	憲史
補助者	公認会計士	齊藤	栄太郎
補助者	税理士	柄澤	光孝
補助者	弁護士	高橋	聖明

7. 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

II. 監査の着眼点に関する説明

1. 外郭団体見直し指針

外郭団体は、市が提供するサービスを補完、代替する団体として一定の成果をあげてきたが、外郭団体を取り巻く環境の変化に伴い、見直しの検討を迫られている。

平成 18 年 6 月 1 日の長野市外郭団体見直し指針（基本的事項）でも、外郭団体設立の経緯および外郭団体の見直しの必要性について以下の観点から整理している。

1 外郭団体設立の経緯

(1) 行政の補完機能

住民ニーズの多様性に対応して、行政が提供するサービスを補完し、住民に密着したきめ細かな公的サービスを提供する主体として設立されてきた。

(2) 行政の代替機能

行政に関わるべき業務の拡大に対応して、行政組織の肥大化を抑制するため、アウトソーシング（業務の外部委託）の受け皿として設立されてきた。

2 見直しの必要性

(1) 他の事業者との競争

① 従来、市から専属的に請け負ってきた業務が、介護保険事業や指定管理者制度の創設により、他の事業者との競争条件下に置かれるようになった。

② 公的なサービスを提供する民間企業や非営利法人（NPOなど）が増加し、アウトソーシングの受け皿が多様化している。

(2) 外郭団体の自立した経営

① 市から専属的に請け負ってきた業務が競争条件下に置かれることに伴い、外郭団体自らが存在意義と経営目標を明確にして、自立した経営を目指す必要がある。

② 外郭団体が果たしている行政の補完機能や代替機能を再検証した上で、市が行っている財政支援や職員の派遣を見直す必要がある。

以上の、設立の経緯と見直しの必要性を前提にすると、取り巻く環境の変化に応じた外郭団体についての見直しの視点として、以下をあげることができる。

ア 実施している事業自体の必要性

現在実施している団体の主な事業が、設立の経緯である、行政の補完機能、代替機能を

発揮するための事業に該当しているか。かかる観点から事業自体に必要性があるか。

イ 事業の担い手としての団体の存在意義

行政の補完機能、代替機能のアウトソーシングの受け皿が多様化し、他の事業者との競争条件下に置かれるようになった今日でも、依然として事業の担い手としての団体の存在意義が認められるか。

ウ 団体に市が関与する必要性

外郭団体が果たしている行政の補完機能や代替機能が、市の財政支援や職員の派遣を許容するほどの意義を有しているか。民間企業等他の供給主体により、市民サービスが確保できる事業を主体にしている場合は市の関与を見直す必要がある。その上で、団体を存続させるのか廃止するのかは、事業の担い手としての団体の存在意義に関連して決定すべきである。

エ 民間を圧迫していないか

2. 指定管理者制度

「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図る」（平成 15 年 7 月 17 日総行第 87 号総務省自治行政局長通知より）ことを目的に、公の施設の管理を議会の議決を経て法人その他の団体で地方公共団体が指定するものに行わせることができるようになった。これを「指定管理者制度」という。

市の外郭団体の多くが市の指定管理者になっており、指定管理者に選定されないと団体の存続が困難になると予想される団体もある。

外郭団体が指定管理者に選定される場合に特に大切なのが、競争原理の確保である。現状では従前の管理委託制度で管理を受託していた外郭団体がそのまま指定管理者になっているケースが多い。このうち非公募で選定されている（平成 21 年 4 月 1 日以降）のは以下の通りである。

外郭団体	(株) エムウェーブ	(社) 長野市開発公社	(社福) 長野市社会事業協会	(社福) 長野市社会福祉協議会
非公募で選定された施設	・オリンピック記念アリーナ (エムウェーブ)	・松代老人憩の家 ・保健保養訓練センター ・国民宿舎松代荘	・芋井保育園 ・青池保育園 ・清野保育園 ・西条保育園	・児童館 ・児童センター

		・総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの）		
--	--	----------------------------	--	--

競争原理を確保するためには、市場を広く求めることが必要である。狭められた市場では競争原理が確保されないからである。したがって、選定手続きは原則として公募とし、市場を広く求めることが重要である。指定管理者を非公募で募集する場合、非公募の理由の妥当性の検証と共に、非公募で選定された団体の指定管理事業に対するチェックは、公募の場合より一層厳格にする必要がある。

市では、「長野市外郭団体に対する市の関与のあり方」で、公の施設の指定管理者の選定方法について以下のように述べている。

「①公の施設

非公募の場合、競争原理の確保の観点から特別な検討が必要である。まず重要なのは非公募で選定する場合の理由の正当性である。むやみに非公募による選定は認められるべきではない。」

日本公認会計士協会東京会の平成19年6月26日付け答申書（諮問事項は「指定管理者制度に基づく指定管理者の選定時の評価及び事後評価時における財務状況等を監査・検査・診断等する新たな業務分野について、公認会計士の業務拡充の観点より検討されたい」）には、指定管理者が非公募により選定される場合は次のようなケースが該当すると考えられるとしている。

- ①施設の設置趣旨や利用者状況などを勘案し、設置された地域における自治振興や、施設運営の効率性の観点などから、地元の団体を指定することが適当と認められる場合。
- ②指定管理者が所有又は管理する施設の一部であるため、管理運営の効率化の観点から非公募により指定することが適当である場合。
- ③特定の団体が管理運営することが寄付の条件となっているため、非公募により当該団体を指定することが適当な場合。
- ④単に施設の管理運営を行うことを目的とするのではなく、当該事業を行うことを主目的とする財団法人等がすでに設立されており、非公募により当該団体を指定することが適当である場合。このような施設は地方公共団体の政策と密接に関わり、特に専門的な自主事業と不可分な業務として管理運営を行う必要がある。

さらに、公募に当たっては募集方法の透明性・競争性の確保が求められるとともに、選定過程についての説明義務が地方公共団体側に求められる。同時に地方公共団体としては地元企業

の育成と競争性の確保といった異なる政策課題について、どのようにバランスをとるかが課題となる。

長野市の公募によらない指定管理者選定に関する指針では、公募によらずに指定管理者を選定する場合の長野市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条で定める「合理的な理由がある場合」について、以下のように定めている。

- (1) 地域コミュニティの醸成、市民活動の促進や施設の有効活用等を図るために、地域の住民や施設利用者等により構成される団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- (2) 障害福祉施設等で、現在の施設利用者の意見を聴取する等により状況を把握して考慮した上、現在の団体が引き続き管理運営することが適当であると認められる場合
- (3) 当該施設の設置経緯や施設の権利関係等を考慮し、当該施設に関連する団体が管理運営することが適当であると認められる場合
- (4) PFI事業により管理運営を行う施設で、事業者が決定した場合
- (5) 指定管理者を選定後、指定管理業務開始までの間に、当該候補者を指定することが不可能になった場合又は選定の基準に適合しなくなった場合
- (6) 指定管理者の指定を取り消した場合に、当該指定管理者が管理していた施設について、直ちに指定管理者を指定しなければ著しく公益を損なうと認められる場合

3. 公益法人制度改革

長野市の外郭団体には社団法人及び財団法人が多い。これらの公益法人について、新しい公益法人制度の施行（平成20年12月1日）が与える影響を十分に検討する必要がある。個々の団体について検討を行うに際して、公益認定等委員会事務局より新しい公益法人制度についてのパンフレット（民による公益の増進を目指して）が公表されているので、公益法人改革の概要を把握しておきたい。

（概要）

明治29年の民法制定以来続いてきた従来の公益法人は民法第34条（新制度において廃止）に基づき、主務官庁に公益性を認められたものだけが、法人格を得ることができた。法人運営については、法律上詳細な規定がなく、主務官庁が立入検査を含め監督を行い、法人設立・運営のための要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられており、主務官庁ごとにばらつきがあった。

今般、民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し民による公益の増進に寄与するとともに、主務官庁の裁量権に基づく許可の不明瞭性等の従来の公益法人制度の問題点を解決するため、公益法人制度改革が行われた。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（法人法）の要件を満たせば、登記のみで一般社団・財団法人を設立することが可能になり、一般社団・財団法人のうち、公益社団法人及び

公益財団法人の認定等に関する法律（認定法）に定められた基準を満たしていると認められる法人は、希望すれば公益認定を受けて公益社団・財団法人となる。基準を満たしているかどうかの判断は、民間有識者から構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が行う。

準則主義により法人格が容易に取得でき、また、明確に定められた基準による公益認定を民間有識者が行うことで、民間非営利部門の一層の発展を期待した制度改革である。

（現行の社団法人・財団法人の選択肢）

現行の社団法人と財団法人は、平成 20 年 12 月 1 日の時点で自動的に特例民法法人になる。特例民法法人は、一般社団・財団法人に移行するか、公益社団・財団法人に移行するか、どちらかを選択しなければならない。いずれの選択をしても、平成 20 年 12 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 5 年間の期間内に移行の申請を行わないと、解散したものとみなされる。

（公益社団・財団法人への移行認定）

特例民法法人は、行政庁の認定を受けて公益社団・財団法人となることができる。移行認定の基準は、①定款の内容が法人法及び認定法に適合するものであること。②認定法第 5 条各号に掲げる基準に適合するものであること。である。

（一般社団・財団法人への移行認可）

特例民法法人は、行政庁の認可を受けて、一般社団・財団法人となることができる。移行認可の基準は、①定款の内容が法人法に適合するものであること。②法人の移行時の純資産額を基準に計算した公益目的財産額がある法人は、作成した公益目的支出計画が適正であり、確実に実施すると見込まれるものであること。である。

（公益目的支出計画について）

移行認可の申請をする法人は、公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画（公益目的支出計画）を作成する。この公益目的支出計画に記載する、公益のために行う事業等を「実施事業等」といい、実施事業等として他の公益的団体等へ寄附してもよいし、「収入が費用を下回る公益的な事業（赤字の公益的な事業）」を、任意に選び、この事業の赤字額の累積が公益目的財産額に相当する額に達するまで行うことでもよい。

一般社団・財団法人への移行後は、公益目的支出計画に従い、実施事業等を行う。

（実施事業等について）

公益目的支出計画に記載することのできる実施事業等としては以下のものがある。

①公益目的事業

認定法に定める「公益目的事業」。

②これまで実施してきた公益事業

これまで従来 of 公益法人として実施してきた事業のうち、従来 of 主務官庁が「公益的な活動」として認める事業。ただし、従来 of 主務官庁から公益事業として認めるという意見が出されても、公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が、指導監督基準等に照らし

合わせて公益にふさわしくないと判断した場合には、実施事業として認められないことがある。

③公益的な団体への寄附

類似の目的を有する他の公益社団・財団法人や国、地方公共団体他に寄附する。

(公益社団・財団法人と一般社団・財団法人との比較表)

	公益社団・財団法人	一般社団・財団法人
移行の認定・認可の要件	法人法及び認定法に適合していること。 →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認定を行う。	法人法に適合していること 公益目的支出計画が適正かつ 确实であること →公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が審査し、行政庁が認可を行う。
事業等	公益目的事業比率を50/100以上にしなければならないなど公益認定基準を遵守し事業実施することが必要。	公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた実施事業等を着実に実施することが必要。 それ以外については、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。
監督等	公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関による報告徴収、立入検査の実施、行政庁による勧告・命令、認定の取消しがある。	原則、法人の自主的な運営が可能。 公益目的支出計画実施中は、毎事業年度行政庁に対して実施報告をする必要がある。 公益目的支出計画が終了すれば、報告も不要となる。
税制	・法人税において収益事業のみに課税（ただし、認定法上の公益目的事業と認められれば非課税）。 ・寄附優遇の対象となる「特定公益増進法人」に該当。 ・個人住民税における寄附優遇の措置。	「非営利性が徹底された法人等」(注) ・法人税において収益事業のみに課税。 ・登録免許税及び受取利子等に係る源泉所得税の課税。 「それ以外の法人」 ・普通法人と同等の課税。

注：非営利性が徹底された法人等

以下のいずれかの法人。

1 非営利性が徹底された法人（以下の要件全部）

- ① 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること
- ② 定款に解散時の残余財産が公益社団・財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること。
- ③ ①または②の要件にある定款の定め違反した行為を行っていないこと
- ④ 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

2 共益的活動を目的とする法人（以下の要件全部）

- ① 会員に共通する利益を図る活動を行うことを主たる目的としていること
- ② 定款等に会員が負担すべき金銭の額（会費）の定めがあること
- ③ 主たる事業として収益事業を行っていないこと
- ④ 定款に特定の個人または団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めのないこと
- ⑤ 定款に解散時の残余財産が特定の個人または団体（一定の公益的な団体等を除く。）に帰属する旨の定めがないこと
- ⑥ 特定の個人または団体に特別の利益を与えたことがないこと
- ⑦ 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

（どちらの法人形態を選ぶか）

一般論として説明すれば

①公益社団・財団法人に移行する法人

法人法の要件に加えて認定法の基準を満たす必要があり、財産についても、公益目的事業財産とそれ以外の財産を区分する必要や、収益事業の収益の一定割合を公益目的事業財産とする必要があるなど、認定法にのっとった運営が必要になる。税制上の優遇措置を受けつつ、特に寄附を主要な財源として公益目的事業を行う法人または、収益事業で得られた収益を財源の一部として公益目的事業を実施したい法人が選択することが想定される。

②一般社団・財団法人に移行する法人

公益目的支出計画実施中は毎事業年度の公益目的支出計画の実施報告が必要であるが、比較的自由な立場で公益的な事業はもとより様々な事業を実施したい法人が選択することが想定される。税制のうち法人税については、非営利性が徹底された法人等であれば収益事業のみ課税となる。なお、受取利子等に係る源泉所得税については課税となる。

III. 株式会社エムウェーブ

1. 団体の概要

沿革

(株)エムウェーブは、1998年に開催された長野オリンピック冬季競技大会、並びに、長野パラリンピック冬季競技大会の会場として使用された長野市オリンピック記念アリーナ「エムウェーブ」の管理運営を長野市から受託するほか、施設を活用した事業を行うため、長野市、長野県及び民間企業から出資を募り、第三セクターとし設立された。

設立 平成10年6月1日

営業開始 平成10年7月1日

所在地 長野市北長池195番地

資本金 3億円

(注) 本章では、施設としての長野市オリンピック記念アリーナについては「エムウェーブ」、株式会社エムウェーブについては「(株)エムウェーブ」と以後表示する。また、施設としての、長野市若里多目的スポーツアリーナビッグハット及び長野市若里市民文化ホールを総称して「ビッグハット」という。

(1) 営業内容

(<http://www.nagano-mwave.co.jp/japanese/default.html> 参照)

「エムウェーブ」の管理を長野市から受託する他、下記の事業を行う。

- (1) スケートリンクの経営
- (2) 貸館営業（音楽・スポーツ・産業イベント等）
- (3) 駐車場の管理業及び不動産賃貸業
- (4) 広告業
- (5) 公園及び庭園の管理
- (6) 飲食店の経営
- (7) 飲食料品、観光土産物、スポーツ用品、日用雑貨、酒類の小売
- (8) 損害保険代理業
- (9) その他事業運営及び管理受託に伴う各種事業

(2) 営業期間

冬期・夏期の2シーズン制

- (1) 冬期・スケートリンクとしての営業

(2) 夏期・イベント等の貸館としての営業

(3) 株主の状況

平成20年3月現在

株主名	持株数	出資比率 (%)
長野市	3,000	50.0
長野県	600	10.0
株式会社 マエカワ	800	13.3
長野都市経営研究所	800	13.3
鹿島建物総合管理株式会社	500	8.3
株式会社 八十二銀行	160	2.7
長野信用金庫	80	1.3
長野県農業協同組合中央会	30	0.5
長野都市ガス株式会社	30	0.5
合計	6,000	100

(4) 役員

常勤取締役 1 名、非常勤取締役 7 名、監査役 2 名

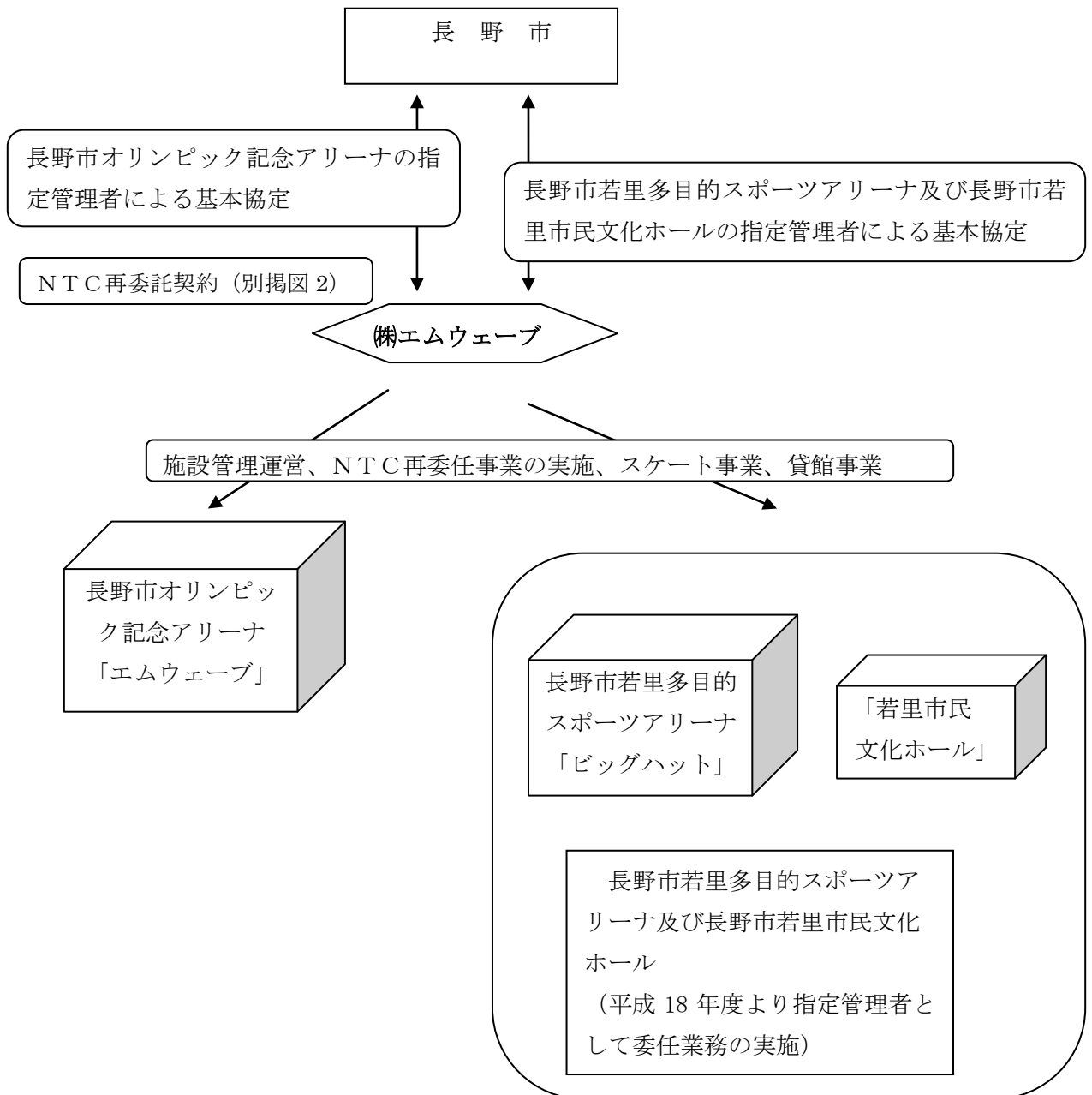
(5) 従業員

長野市からの派遣社員（退職派遣） 1 名、社員 2 名、契約社員 3 名、派遣社員 5 名

(6) 長野市の担当

観光課

(7) 株式会社エムウェーブの事業の全体図
 (図1)



2. 団体の財務状況の推移

(1) 損益計算書

(単位: 千円)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	15年9月期	16年9月期	17年9月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期
				6ヶ月		
売上高	342,744	360,335	368,690	226,660	626,481	643,286
利用料収入等	202,744	220,335	229,690	157,660	348,862	351,399
施設管理負担金他	140,000	140,000	139,000	69,000		
指定管理料					277,619	291,886
売上原価	9,517	5,710	7,599	4,400	6,462	6,434
売上総利益	333,226	354,625	361,091	222,259	620,019	636,851
販売費及び一般管理費	333,663	336,305	350,415	190,210	558,980	602,015
内訳						
人件費	32,658	51,789	45,071	24,846	60,232	62,890
作業委託費	140,688	141,730	146,785	76,281	292,339	305,442
電力水道光熱費	115,707	111,623	113,593	68,959	160,774	165,901
減価償却費	4,795	3,064	2,424	1,001	3,221	6,425
修繕費	1,140	779	2,038	482	2,890	5,732
その他	38,673	27,318	40,501	18,638	39,522	55,623
営業利益	△ 437	18,319	10,676	32,049	61,039	34,836
営業外収益	489	361	500	1,362	676	1,624
営業外費用			76	28	98	175
経常利益	52	18,680	11,100	33,383	61,617	36,284
特別利益			74			
特別損失		1,565			105	210
税引前当期純利益	52	17,115	11,174	33,383	61,512	36,074
法人税等	331	8,547	4,602	14,945	25,370	17,951
当期純利益	△ 279	8,568	6,572	18,437	36,142	18,122
				※1	※2	

(2) 貸借対照表

(単位: 千円)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
	15年9月期	16年9月期	17年9月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期
流動資産	183,187	208,879	208,565	240,705	299,568	316,116
固定資産	144,505	141,814	140,821	142,593	151,385	148,049
資産合計	327,693	350,694	349,386	383,298	450,953	464,165
流動負債	25,876	40,309	32,429	47,903	79,416	74,506
純資産	301,816	310,385	316,957	335,394	371,537	389,659
資本金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
繰越利益剰余金	1,816	10,385	16,957	35,394	71,537	89,659
負債・純資産合計	327,693	350,694	349,386	383,298	450,953	464,165
						※3

※1 決算期を9月から3月に変更している。「エムウェーブ」の場合、冬期の売上が夏期の売上よりも大きいことが、主な利益の発生原因である。また、影響額は不明だが、冬期に発生する製氷管理業務の見積り額が12等分され各月に案分されているのも原因と考えられる（業務委託契約上）。

※2 ビッグハットの指定管理者となった。

※3 流動資産の主な内訳は、現預金 267,631 千円、売掛金 33,886 千円、棚卸資産 14,542 千円、固定資産の主な内訳は、固定資産 11,195 千円、投資有価証券 130,347 千円である。

(3) 部門別損益

(単位:千円)

	平成18年度			19年度		
	19年3月期			20年3月期		
	エムウェーブ	ビッグハット	合計	エムウェーブ	ビッグハット	合計
売上高	343,550	282,931	626,481	357,534	285,751	643,286
利用料収入等	213,550	135,312	348,862	203,743	147,655	351,399
指定管理料	130,000	147,619	277,619	153,791	138,095	291,886
売上原価	5,909	552	6,462	6,274	160	6,434
売上総利益	337,640	282,379	620,019	351,260	285,591	636,851
販売費及び一般管理費	322,169	236,811	558,980	347,027	248,797	595,825
営業利益	15,470	45,568	61,039	4,232	36,793	41,026
営業外収益	651	25	676	1,541	82	1,624
営業外費用	98	0	98	171	4	175
経常利益	16,024	45,593	61,617	5,602	36,872	42,474
特別利益						
特別損失	105		105	6,400		6,400
税引前当期純利益	15,919	45,593	61,512	△ 797 ※	36,872	36,074

※特別損失のうち前期消費税修正分 6,189 千円（18年度の指定管理料を非課税としたことの修正）は決算で販売費一般管理費に最終的に振り替えている。消費税の修正は前期損益修正項目であり、本来特別損失である。また、販売費及び一般管理費に寄附金 6,750 千円がある。寄付をしなければ黒字である。これについては別掲。

(4) 売上高の内訳

(単位:百万円)

内訳	エムウェーブ		ビッグハット	
	平成18年度	19年度	18年度	19年度
売上高	343	357	282	285
施設見学入館売上高	6	4		
売店商品売上高	7	7		
施設貸館売上高	75	59	108	118
スケート大会売上高	15	39		
スケート入場売上高	100	83	14	20
館内広告・看板利益	4	6	6	5
その他	3	3	5	4
指定管理料	130	153	147	138

3. 長野市長の代表権

平成20年6月27日現在(株)エムウェーブにおいて長野市長が代表取締役会長を兼任している。

(意見)

「長野市外郭団体見直し指針」(平成18年6月1日)によれば、「外郭団体は、市とは別個の独立した法人であり、市長は、地方自治法に基づき、50%以上出資している法人に対する予算執行調査権及び25%以上出資している法人に対する監査要求権を有し、監督的立場にあることから、外郭団体の代表の職を兼ねないこととする」とある。また、「現に市長又は助役が外郭団体の代表の職を兼ねている場合には、任期等を考慮して、各団体において改善の時期を決定する」としている。

(株)エムウェーブは「エムウェーブ」、「ビッグハット」の指定管理者に応募している。業務執行は代表取締役社長が行っているとは言え、競争原理を確保するためには、応募における公平性も重要である。

応募における公平性を確保し、指定管理者制度に対する信頼性を確保するため、市長、市議会議員、これらの親族が経営する団体については、応募の対象から除かれる旨を規定することが必要である。

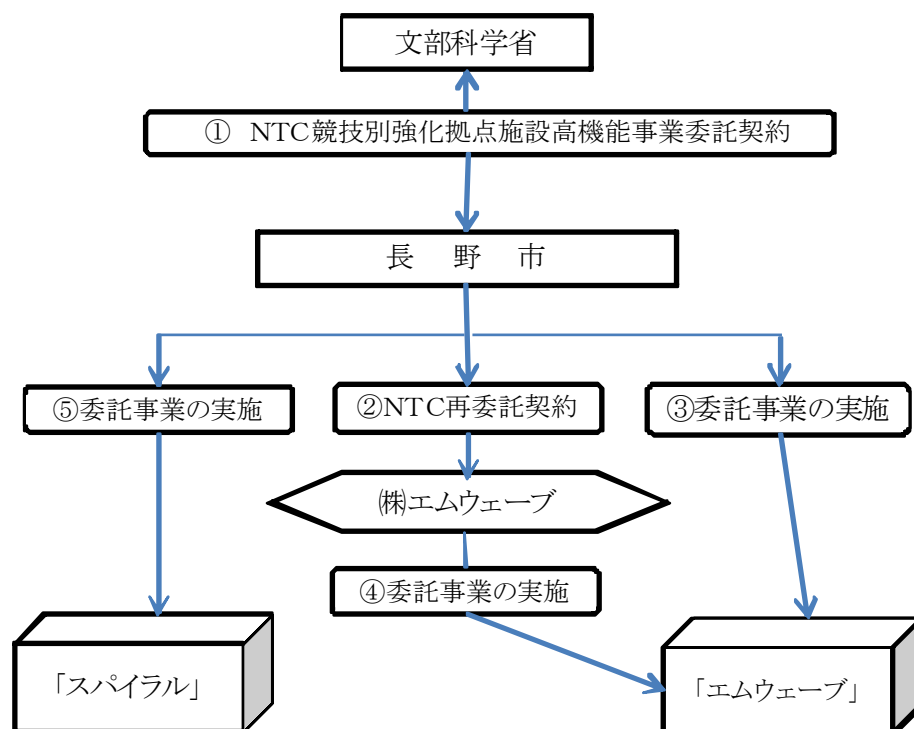
市長の外郭団体に対する監督的立場及び、指定管理者制度における競争原理を確保する意味で、代表権の必要性について見直しが望まれる。

4. ナショナルトレーニングセンター (NTC)

19年5月に長野市オリンピック記念アリーナ「エムウェーブ」と長野市ボブスレー・リュージュパーク「スパイラル」が文部科学省からナショナルトレーニングセンター(以下NTC)競技別強化拠点として指定を受けた。NTCとしての継続的な契約は、長野市の財

政負担軽減につながるし、ここで練習した選手が活躍することがエムウェーブの評価及び長野市のスポーツ振興につながるという面は重要となる。

NTCとしての契約の全体図は以下のとおりである（図2）。



NTCの契約は、長野市が文部科学省から委託を受け、(株)エムウェーブがエムウェーブについて長野市から再委託されている。契約額（精算前）及びその「エムウェーブ」「スパイラル」内訳は下記のようにになっている。

NTCの契約は、19年度は11月5日付、20年度は4月1日付で契約がなされた。

NTCの経費とは、NTCとしての機能を備え実施するために発生する経費である（マネジメント機能、トレーニング機能、情報ネットワーク機能であり、具体的には専属スタッフ賃金、トレーニング室使用料、光熱水費、雑役務費等である）

(表1-1)
平成19年度 (単位:千円)

契約金額(精算前) ①	224,160
スパイラル	エムウェーブ
(①⑤) 122,662	101,598
	内訳
	(②④)NTC再委託料 63,393 A
	(①③)長野市直接支出 38,204

(表1-2)
平成20年度 (単位:千円)

契約金額(精算前) ①	266,203
スパイラル	エムウェーブ
(①⑤) 123,980	142,223
	内訳
	(②④)NTC再委託料 111,993
	(①③)長野市が直接支出 30,229

(表1-1) (表1-2)の①～⑤は (図2) の①～⑤に対応させている。

上記(表1)において、NTC再委託とは、(株)エムウェーブが長野市と再委託する契約額である。長野市の直接支出とは、長野市が直接購入する器具備品の購入代金、リース料等の金額である。

再委託費は最終的に検査を行い、支払い額が決定額よりも超過していた場合は、その超過額は返還されることになる。「エムウェーブ」について、19年度最終的に当初契約額63,393千円(表1-1 A)より5,016千円減額され58,377千円(表2 B)となっている。ただし、21年2月現在未精算であり、金額は最終的に確定していない。

18年度長野市のエムウェーブ関係の歳入歳出は下記(表2)のようになっている。

(表2) モニタリング評価調書、NTC関係資料より

(単位:千円)

	19年度	18年度	増減
歳入			
使用料	115	114	1
国庫委託金(NTC)	101,598		101,598
歳入計	101,713	114	101,599
歳出			
施設運営費	161,480 A	130,000	31,480
(内訳)指定管理料	103,103 C	130,000	△26,897
NTC	58,377 B		58,377
NTC備品	27,704		27,704
NTCリース料他	9,649		9,649
その他	49,131	47,350	1,781
歳出計	247,965	177,350	70,615
実支出額	146,251	177,236	△30,986

19年度の「エムウェーブ」施設運営費は161,480千円(表2 A)、NTCの再委託料が58,377千円(表2 B)、長野市からの指定管理料は103,103千円(表2 C)となっている。18年度と比較し、長野市から支出される指定管理料の支払額が26,897千円減少している。19年度の当初の「エムウェーブ」の長野市からの指定管理料は、18年度より10,000千円減額し、120,000千円となりNTCの再委託により103,103千円となり16,897千円減額され、合計26,897千円減少している。

平成20年度は、平成20年4月1日付で契約がなされ金額は下記(表3)のとおりである。長野市の負担する指定管理料は60,610千円(表3 E)となり、103,103千円(表2 C)に比べ42,493千円減少している。NTCの委託契約により、18年度(NTC認定前)に指定管理料を130,000千円支払っていたことからすれば、(株)エムウェーブの減額分をあわせて69,389千円(10,000千円+16,897千円+42,493千円)の負担減となっている。

(表3)

	20年度
歳入	
国庫委託金	142,223
歳入計	142,223
歳出	
施設運営費	172,604
(内訳)NTC	111,993
指定管理料	E 60,610
NTC備品	943
NTCリース料	29,286

歳出計	202,833
実支出額	60,610

現在冬期は、NTCに指定されているため大会等を除き（財）日本スケート連盟で使用が認められた選手等の専用時間帯があり一般は滑走利用が制限されている。概ね一般入場者の利用時間は、平日は夕方のみ、土曜日は午後、日曜日は終日となっている。

また、平日の昼間は学校スケート教室で11月～翌2月まで使用している。

(表3-1) エムウェーブの利用客の変化

	17年度	18年度	19年度 (NTC指定)
一般入場者	82,482	83,551	68,088
一日平均	629	532	553
構成比	82.8%	82.4%	73.5%
競技者	9,660	8,251	16,816
構成比	9.7%	8.1%	18.2%
アイスホッケー	7,494	9,592	7,663
構成比	7.5%	9.5%	8.3%
合計（人）	99,636	101,394	92,567
	※1	※2	※3
営業日数	131日	157日	123日
一日平均	761人	646人	753人

※1. 17年度19年度は3/16まで営業。

※2. 18年度は3/31まで営業している。

3/17～3/31までの利用客は3,800人である。

※3. NTCの契約によりエムウェーブは9月から製氷作業を行い9月20日から選手を受け入れている。

5. スポーツ振興のための寄付金

（株）エムウェーブとしては学校をまわり、「エムウェーブ」でスケート教室授業を行うように活動してきた。また、指定申請時の申請理由の中で長野市の目指すエムウェーブの姿とともに、スポーツを通したまちづくりの確立に協力したい旨（「スケートのメッカ」の実現）記載されている。

19年度のエムウェーブの部門別損益で見ると、長野市スケート協会に2,750千円、エムウェーブスケートクラブに4,000千円、合計6,750千円の寄付を行っている。これらは、税務上損金算入限度額を超えているため、一部は課税所得となる。

エムウェーブスケートクラブは、全国中学校スケート大会を「エムウェーブ」、「ビッグハット」で10年間開催するに際して、長野市の競技者のレベルアップのため、小中学校の先生が中心となって19年度に設立された団体である。

長野市スケート協会は、地域におけるスケートの普及発達を図り、住民の親睦、青少年の健全育成と体育文化の高揚に寄与することを目的として設立された任意団体である。これら2つの団体事務局は「エムウェーブ」内にあり、役員も兼務があるなど関係が深い。エムウェーブスケートクラブからは「エムウェーブ」の利用料を得ていると説明を受けている。

㈱エムウェーブの17年9月からの寄付金の計上額は以下（表4）のとおりである。

（表4）寄付金の推移

	（単位：千円）			
	平成17年9月期	18年9月期	19年3月期	20年3月期
長野市スケート協会	1,000	1,000	1,000	2,750
エムウェーブスケートクラブ				4,000
合計	1,000	1,000	1,000	6,750

（結果）

発生した利益の一部をスケート振興のため還元することが、寄附の趣旨と考えられる。その活動は評価できるが、スケート振興のために必要なのであれば、長野市が直接各団体に資金援助を行うべきである。

㈱エムウェーブを通しての寄付は、資金の流れが見えにくくなる。平成19年度エムウェーブの部門別損益はマイナスとなっているが、寄附をしなければプラスである。

㈱エムウェーブの収入は、長野市などからの指定管理料のみが原資ではないが、それがかなりの部分であることも事実である。

㈱エムウェーブの活動は評価できるが、スケート振興のためであれば、長野市と㈱エムウェーブとが協議し、長野市が資金援助の方法を考えるべきである。指定管理料を少しでも下げる努力をすることが、㈱エムウェーブの評価につながると考える。

6. 業務委託費（再委託）について

㈱エムウェーブの販売費及び一般管理費（19年3月期 558百万円、20年3月期 602百

万円)のうち作業委託費は、19年3月期292百万円、20年3月期は305百万円と経費の約50%(19年3月期52%、20年3月期51%)を占めている。作業委託費のうちビッグハットの設備保守点検業務及びエムウェーブの建物管理業務を委託する鹿島建物総合管理㈱、両施設の製氷及び一般施設維持管理を委託する㈱前川レジューシステム、及びビッグハットの舞台装置操作業務を委託している㈱長野三光の作業委託費が、19年3月期に288百万円、20年3月期300百万円とそのほとんどを占めている。

㈱エムウェーブの説明によれば、ビッグハットについての建物管理業務(設備保守点検・運転監視防災設備点検・清掃業務)については、指定時初年度に相見積りを取り、鹿島建物総合管理㈱が当時の業者を下請けとしているが、他について他社から見積りは取られていない。また、㈱エムウェーブについては過去に他社から見積りを取ったことはないとのことである。

(表5) 過去の作業委託費の推移

(単位千円)

15年9月期	16年9月期	17年9月期	18年3月期※1	19年3月期※2	20年3月期※2
140,688	141,730	146,785	76,281	292,339	305,442

※1 決算期間は6ヶ月

※2 指定管理者制度導入によりビッグハットも管理運営

(表6) 指定管理者制度後の作業委託費の内訳

(単位千円)

	19年3月期	20年3月期
鹿島建物総合管理㈱	151,603	151,364
㈱前川レジューシステム	125,125	136,812
㈱長野三光	11,773	12,048
その他	3,836	5,216
合計	292,339	305,442

(意見)

指定管理者による管理に関する基本協定書の第6条(第三者代行及び権利の譲渡の禁止)として、指定管理者は委任業務の全部又は一部を第三者に委託することを原則禁止し、再委託する場合には長野市の承認を必要とする旨規定している。

上記3社は「エムウェーブ」、「ビッグハット」の施設管理の重要な部分を担っており、3社の契約金額は利用料収入の80%以上を占める。再委託を原則禁止している以上、再委

託に関して、委託先には再委託先の管理責任、長野市には再委託の際の手続き遵守を徹底させ、モニタリングなどを適正に実施する必要がある。これらは、施設の安全管理のみならず、委託契約金額の妥当性にも及ぶはずである。また、平成21年度以降の指定管理者選定においてエムウェーブは非公募となったことにより、今後、競争原理が機能しないこともありうる。非公募の場合は、より厳しい管理が必要となる。具体的には、協定上再委託については自治法第234条以下類似の規制を義務づけたり、委託料の積算根拠のチェックを厳しくしたりする等の方法が考えられる。

また、建物管理業務については、「エムウェーブ」と「ビッグハット」は別々に委託先の選定手続きを行い、競争が働くようにすることも考えられる。

7. 指定管理料

㈱エムウェーブは、「エムウェーブ」と「ビッグハット・若里市民文化ホール」（以下ビッグハット）の指定管理者としてその管理運営を行っているが、すべて長野市から委託された施設の管理業務で収入を得ている。

「長野市オリンピック記念アリーナの指定管理者による管理に関する協定書」及び「長野市若里多目的スポーツアリーナ及び長野市若里市民文化ホールの指定管理者による管理に関する基本協定書」（平成18年3月31日）によれば委託業務に必要な経費（管理経費）から委任業務に係る料金等の収入を差し引いた金額（指定管理料＝管理経費（年度ごとの委任業務に必要な経費）－委任業務に係る利用料金等）を指定管理料として支払う旨記載されている。また、具体的な指定管理料は年度協定で定められる。

すなわち、施設の利用料収入の他に指定管理料を得て営業を行っている。

長野市オリンピック記念アリーナの管理に関する協定書（指定管理者制度以前の協定書）平成10年7月1日によれば、設立当初は「財政的負担として㈱エムウェーブに対して事務管理に要する経費の負担金を交付する」（1億5千万円を限度として負担金を支出）とある。おそらく当時の負担金算定金額が基礎となって現在にいたっていると考えられる。

㈱エムウェーブの予算は前年度の実績をもとに算定されている。指定管理料については利益が計上されたからといって返還する義務はないため、すべて㈱エムウェーブの利益として計上される。

現在の指定管理料の算定のもとで、実際の予算と実績はどのようになっているのか、18年度の部門別損益で45,593千円の経常利益を計上している「ビッグハット」を中心に検討した。

指定管理者制度導入後の予算と実績は下記のようにになっている（表7）。（表7）は、指定管理者モニタリング評価調書から予算書、決算書をもとに作成した。

(実績－予算) で差額を計算

(単位：千円)

18年度 (19年3月期) (表 7-1)				19年度 (20年3月期) (表 7-2)			
エムウェーブ				エムウェーブ			
	予算書	実績	差額		予算書	実績	差額
利用料収入他	200,580	213,550	12,970	利用料収入他	203,000	203,743	743
指定管理料	130,000	130,000	0	指定管理料	114,286	98,193	△ 16,093
(NTC)				(NTC)		55,598	55,598
売上高	330,580	343,550	12,970	売上高	317,286	357,534	40,248
売上原価	5,700	5,909	209	売上原価	5,700	6,274	574
人件費	47,000	50,524	3,524	人件費	50,000	56,511	6,511
業務委託費	135,000	142,301	7,301	業務委託費	137,000	148,472	11,472 ※3
水道光熱費	105,000	100,622	△ 4,378	水道光熱費	94,500	106,284	11,784 ※4
その他	19,600	28,723	9,123	その他	21,500	35,759	14,259
経費合計	312,300	328,079	15,779	経費合計	308,700	353,302	44,602
営業損益	18,280	15,470	△ 2,809	営業損益	8,586	4,232	△ 4,354

ビッグハット	(表 7-3)			ビッグハット	(表 7-4)		
	予算書	実績	差額		予算書	実績	差額
利用料収入他	141,000	135,313	△ 5,687	利用料収入他	128,000	147,656	19,656
指定管理料	147,619	147,619	0	指定管理料	138,095	138,095	0
売上高	288,619	282,932	△ 5,687	売上高	266,095	285,751	19,656
売上原価		553	553	売上原価	900	160	△ 740
人件費	19,000	18,245	△ 755	人件費	19,000	20,542	1,542
業務委託費	157,000	150,039	△ 6,961 ※6	業務委託費	150,000	156,970	6,970
水道光熱費	80,000	60,152	△ 19,848 ※1	水道光熱費	62,000	59,618	△ 2,382
その他	27,500	8,375	△ 19,125 ※2	その他	11,900	11,667	△ 233
経費合計	283,500	237,364	△ 46,136	経費合計	243,800	248,957	5,157
営業損益	5,119	45,568	40,449	営業損益	22,295	36,793	14,499

						※5			
--	--	--	--	--	--	----	--	--	--

18年度ビッグハット水道光熱費とその他勘定の内訳と差異（表8）

(表7) ※1 水道光熱費	予算	実績	差異
電力料	62,000	48,867	△13,133
ガス料	13,000	7,519	△5,481
水道料	5,000	3,766	△1,234
合計	80,000	60,152	△19,848
(表7) ※2 その他			
その他販売費	3,000	384	△2,616
業務費	4,000	1,563	△2,437
事務費	3,000	1,920	△1,080
その他施設費	16,000	3,728	△12,272
公租公課	500	156	△344
減価償却費	1,000	624	△376
合計	27,500	8,375	△19,125

19年度エムウェーブ業務委託費と水道光熱費の内訳と差異（表9）

(表7) ※3 業務委託費	予算	実績	差異
鹿島建物総合管理	64,000	64,167	167
前川レジヤシステム	70,000	80,882	10,882
その他委託	3,000	3,423	423
合計	137,000	148,472	11,472
(表7) ※4 水道光熱費			
電力料	65,000	71,413	6,413
ガス料	25,000	28,883	3,883
水道料	4,500	6,245	1,745
合計	94,500	106,541	※12,041

(※12,041 は決算修正前の数値のため※4と257千円差異あり)

(主に長野市及び㈱エムウェーブの説明)

※1 水道光熱費 電気料の差異

電力の基本契約（予備線）の見直しによる減額1,500千円

予算に対する催事・イベント数の減少

※2 その他

㈱エムウェーブの予算では初期投資に備品購入を計画、修繕費 5,000 千円計上している。実績においてパソコン購入代 1,168 千円は固定資産備品として計上。修繕費勘定は 1,152 千円である。ただし、「ビッグハット」では繰延資産として長期前払費用に空調等の修繕費を 5,595 千円計上している。

※3 業務委託費 前川レジヤースステム

NTCの影響、製氷作業の前倒し(10月→9月)

※4 水道光熱費 電力料、ガス代

NTCの影響、製氷作業の前倒し(10月→9月)

※5 (株)エムウェーブと協議のうえ指定管理料を 10 百万円減額し、(株)エムウェーブの予算の段階で 22 百万円の利益としている。

※6 残業の短縮等経費節減、除雪作業を予算化したが実際はなかった等。

以上より、18年度の決算においてビッグハットの利用率収入は予算を下回ったものの、経費を削減し約45百万円営業利益が発生している。

「ビッグハット」については、17年度まで「ながの観光コンベンションビューロー」が委託されていた施設である。当時の指定管理料の算定は、平成12年度から平成16年度までの実績及び見積りをもとに作成されている。

「ビッグハット」の予算について、A指定管理料算定用資料とB(株)エムウェーブの18年度予算を比較すると以下(表10)のとおりである。利用率は長野市が直接収入とし、水道光熱費及び業務委託料の一部については長野市が負担していた(製氷関係)。

(表 10) 18年度の「ビッグハット等」指定管理料算定時の資料と
(株)エムウェーブ側の予算

単位：千円

	指定管理料算定資料 A	A について消費税を考慮 B	18 年度予算 C	差異 C-B
利用率	136,880	130,362	141,000	10,638
受託料	155,000	147,619	147,619	0
収入計	291,880	277,981	288,619	10,638
業務委託費	179,491	170,943	157,000	△ 13,943
水道光熱費	75,900	72,286	80,000	7,714
人件費	23,095	23,095	19,000	△ 4,095
その他	13,535	12,890	27,500	14,610
支出計	292,021	279,214	283,500	4,286
収支差額	△ 141	△ 1,233	5,119	6,352

ビッグハットの予算作成時の資料と18年度の㈱エムウェーブの予算を比較すると、売上予算を増加させ経費を増額している。経費の差額は4,286千円であるが、経費科目によっては増減（差異）にばらつきはある。

㈱エムウェーブの18年度予算は、経費については初年度であるので多少多めに計上できるものは計上したとのことである。施設費において（表10ではその他項目）、ながの観光コンベンションビューローでは複写機パソコン等はリースで対応していたが、18年度予算では初期投資の備品代等を含めている。また、修繕費（その他項目）として5,000千円計上しているため表10のその他項目が増額になっている。

最終的には（表 10）B と（表 7-3）の 18 年度の実績との差額が利益の原因となってビッグハットの 19 年度の利益に結びつくと考えられる。

(1) 予算実績差異分析

（結果）

ビッグハットの指定管理料の算定に関して、㈱エムウェーブの要求金額は175,000千円（税込）であったが、査定により155,000千円（税込）に決定されたと説明を受けている。決算では45,593千円の経常利益を計上している。

決算で45,593千円の経常利益を計上したが、所管の長野市観光課において、㈱エムウェーブの予算と実績との詳細な差異分析が行われていたのかが疑問である。

18年度は、指定管理者制度が導入された年度であり、「ビッグハット」の管理運営は、ながの観光コンベンションビューローから㈱エムウェーブに交代している。予算と実績との差異分析資料が残っていないことについては疑問を感じる。特に業務委託費、水道光熱費、その他施設費については詳細な分析が必要であったはずである。

指定管理料の算定方法（指定管理料＝管理経費－委任業務に係る利用料金等の収入）をもとに単純に考えれば、予算上利用料金等の収入を少なく計上するか、管理経費を過大に計上すれば指定管理料は増額する。したがって、指定管理料の基礎になる予算の妥当性を検討するために、予算と実績を分析しなければ適正な指定管理料は算定できないはずである。

今回のように指定管理者制度に移行し施設管理者が交代し、しかも予算と実績に大きな差異が生じたときは、その詳細な分析が重要であったはずである。

(2) 指定管理料の精算

㈱エムウェーブは、以下のように経費削減を実現しており評価できる。業務委託費については、見積段階から見直しをし、配置人員の見直し必要なものと不必要なものを洗

い出し、電気料においても基本契約を見直し、照明の見直し等を行ったと(株)エムウェーブから説明を受けた。その結果、「ビッグハット」の18年度の部門別経常利益は45百万円(表7-3)となった。

19年度の予算では、18年度より指定管理料は10百万円減額されているが、ビッグハットでは予算の段階で22百万円の経常利益(表7-4)としている。

予算編成のスケジュールは、下記のようになっており前年度の決算数値を次年度の19年度の指定管理料に反映はできないようなスケジュールではある。

9月末	概算要求締め切り
10月末	当初予算見積締め切り
11月～	予算査定
1月上旬	予算内示
1月中～下旬	市長査定
1月末	確定

(株)エムウェーブは、長野市の外郭団体であり、長野市は株主であり、取締役、及び職員を派遣し、所管課もモニタリングを実施しているため情報の入手は容易なはずである。(株)エムウェーブの決算見込みは3月～4月であり、次年度予算はその際作成されとの説明からすると、(株)エムウェーブがビッグハットの予算を計上した段階での協議は十分可能である。また、18年度は指定管理者制度初年度であり、長野市としても慎重な対応が必要であったはずである。

利益が発生したからといって指定管理料を減額したのでは、企業努力は報われないが、指定管理料は年度協定になっており、その算定方法(指定管理料=管理経費-委任業務に係る利用料金等の収入)からすると収支均衡予算が原則と考えられる。

たとえば、19年度包括外部監査人の指摘である「エムウェーブのアイスリンク無料開放事業の契約価額」の契約価額が改定されて利用料収入が減額した場合、指定管理料はその算定方法からすれば赤字にならないように増額決定されるのではないかと考える。

「ビッグハット」は、18年度の部門別損益で45百万円の経常利益を計上している。19年度は予算で22百万円、決算で36百万円の部門経常利益を計上している。

営業収益のすべてを長野市の施設管理に依存する会社としては大きすぎると考えられる。
(意見)

株式会社にはなじまないが、指定管理料を残余(利益)精算型とするのが望ましいと考える。管理経費について、実績精算を行い、その結果、残余利益が生じたときは長野市に返還する。返還する金額が、(株)エムウェーブの業績評価となる。

(株)エムウェーブの売上高に対する長野市の指定管理料(NTCを含む)の割合は、18年度(19年3月期)で44.3%、19年度(20年3月期)で45.3%であり、高い比率となっている。(株)エムウェーブは、営業収益のすべてを長野市の施設を利用して営業する会社であり、

「エムウェーブ」、「ビッグハット」とともに利用料収入だけでは運営できない。指定管理料は利用料収入で賄えない管理経費の超過分を補填するために支払われるもので、計算式もそうになっている。実費弁償を保証する形で計算式が定められている。予算の利用料収入が過少だったり、予算の管理経費が過大であっても、決算ベースで見直せば、おのずと決算に見合った指定管理料が計算されるはずである。法人に利益を蓄積する（納税の必要あり）より指定管理料を精算するほうが資金効率がいいのではないかと考えられる。

管理運営経費の超過分を補填するために市から支払われる指定管理料で、努力の結果として多額の納税が発生してしまうのは好ましくない。

8. 剰余金の扱い

20年3月期で繰越利益剰余金は89百万円であるが過去に配当は実施していない。

利益が計上されたら内部留保してゆくのかわ、配当するのか、議論すべきである。なお利益の計上で以下のとおり、法人税等の負担が生じていることも合わせて考慮する必要がある。

損益計算書の法人税等（表11）

単位：千円

	16年9月	17年9月	18年3月	19年3月	20年3月
法人税等	8,547	4,602	14,945	25,370	17,951

現在の設備の状態からすれば、剰余金は設備投資に回すのも選択肢のひとつであるが、長野市の所有物であるから管理が煩雑になる。

財団法人にすることも選択肢の一つであると思われる。

剰余金の配当をしないのであれば、株式会社の形態にこだわる必要は少ないと思われる。むしろ財団法人化して、市の外郭団体としての代替機能、補完機能を一層高め、市と一体となって「エムウェーブ」にかかる支出を考えてゆく方が良いのではないかと。現在の営業力、製氷技術が維持できれば財団法人化しても事業の実施に問題はない。

財団法人化する場合、現在の民間株主等の持ち分をどうするかの問題があるが、現状ならば、借入金もなく、20年3月期には純資産も389百万円あるので対応可能と思われる。

20年度においては、指定管理料の約65%がNTCの再委託によるものとなっており公共性も高まっている。場合によっては公益認定への道も開かれる可能性がある。

9. 床材

敷き詰めることによりバスケットボールコート等の床面として使用できる床材（1000mm×139mm×2000mm、1枚43Kg）500枚（正式バスケットボールコート設営には361枚必要）は（株）エムウェーブによれば10年以上の間1度も使用されなかったとのこと

である。購入価額は建設費の一部となっているが、1枚30万円を500枚、購入手数料を除いても150,000千円相当とのことである。

(結果)

現在地下駐車場に保管されかなりのスペースを占めている。計画性をもって備品を購入すべきであったし、取得価額が明確でないというのも一般的には考えられない。売却又は有効利用できるものであれば有効利用を考えるべきである。

10. 修繕計画

(株)エムウェーブの指定申請書にはエムウェーブ及びビッグハットは当時の技術の粋を結集して建築したが、設備、機械類が老朽化しておりハイテクの機械類も時代遅れとなっているため、機械に負担をかけないように慎重な取り扱いを実施する旨記載されている。

設立から10年を経過し、配管、機械類も老朽化した。設備によってはメーカーの保証期間をすぎ保守部品が入手できなくなる場合も考えられる。エムウェーブでは、人工芝は老朽化しこのままでは使用に耐えられないと判断し人口芝は今後使用しないこととした。

長野市は、今後5年の設備改修計画を20年度に作成している。

(表 12) 設備改修計画

単位：千円

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	5ヶ年合計
エムウェーブ	428,655	393,367	381,623	95,015	37,170	1,335,829
建設設備関係	50,400	48,300	64,050	3,150	3,150	169,050
外構関係		12,600	1,050	1,050		14,700
電気設備関係	89,250	77,700	95,550	4,200	9,450	276,150
空調機械設備関係	16,800	32,025	98,700	14,700	2,625	164,850
給排水・衛生設備関係	17,325	11,550	9,450	9,660	2,625	50,610
防災設備	10,500	1,050	5,775	525	525	18,375
特殊設備関係	23,625	9,345	55,860	1,260	5,460	95,550
大型映像装置	158,343	158,340				316,683
アイスリンク設備 (冷却設備)	62,412	42,457	51,188	60,470	13,335	229,861
ビッグハット	114,335	234,213	122,048	68,607	57,383	596,584

建設設備関係	2,153	16,664	993	1,922		21,731
電気設備関係	50,852	87,591	83,664	630	46,410	269,147
空調機械設備関係	8,505	27,405	7,770	2,100		45,780
給排水・衛生設備関係	1,344	1,890	3,675	1,680		8,589
特殊設備関係	31,919	81,028	25,946	48,279	10,973	198,144
防犯設備		10,710				10,710
アイスリンク設備 (冷却設備)	19,562	8,925		13,997		42,484
若里市民文化ホール	58,150	30,912	51,923	14,291	140,175	295,450
建設設備関係	2,909	3,045	1,313	431		7,697
電気設備関係	3,728		840		29,820	34,388
空調機械設備関係		6,720	6,615	5,355	2,940	21,630
給排水・衛生設備関係						
特殊設備関係	41,118	18,102	43,155	8,505		218,295
防犯設備	10,395	3,045			107,415	13,440
合計	601,139	658,492	555,594	177,913	234,728	2,227,863

長野市が株エムウェーブの施設管理業者より施設改修計画を提示してもらい、業者と協議し修繕計画を重要度緊急度に応じA B C Dにランク付けし、さらに各ランクを3つに分け重要性が高いものから実行してゆく計画である。21年度は、A Bランクについて実施してゆく予定である（ただし、Bランクについては予算の都合上重要度、緊急度に応じて次年度に繰り越している）。

重要度の高いA、Bのランク付け及び各施設の金額は以下の通りである。

(表 13) 重要性の高い修繕計画

		エムウェーブ	ビッグハット及び 若里文化ホール	合計
A+	故障時人命に関する危険が発生するもの、法的規制があるもの。	56,532	52,343	108,875
A	冬季大会開催に支障が発生する危険が高いもの	196,458	19,562	216,020
A-	現在故障中のもの、放置すると重大な不具合を引き起こす可能性の高いもの	15,330	31,848	47,178
B+	故障時大会開催に支障がでる可能性があるもの、法定規制に準じるもの	34,125	8,705	42,830

B	故障時施設の機能が著しく低下するもの	114,975	47,482	162,457
B-	現在故障中のもの、放置すると施設不具合の発生が予測されるもの	26,985	12,548	39,533

また、エムウェーブ、ビッグハット及び若里市民文化ホールに係る平成 20 年度末における市債の未償還残高は以下の通りである。負担の重い施設であることがよくわかる。

(表 14)「エムウェーブ」、「ビッグハット等」に係る平成 20 年度末における市債の未償還残高

(単位：千円)

	発行価額総額	未償還残高	21 年度以降の 支払利息負担額 総額
エムウェーブ	20,285,900	6,577,331	702,453
ビッグハット及び若里市民文化 ホール	10,696,620	3,095,478	348,234

(意見)

設備の修繕及び維持管理費の問題は今後大きくなってゆく。修繕が遅れるほど、当初の計画より補修範囲は広がり、負担金額が増加する可能性が考えられる。

長野市が施設管理業者より施設改修計画を提示してもらい、業者と協議し修繕計画を立てているが、これだけの修繕計画においては、第三者として専門家の利用（アドバイザー）も検討することが望ましいのではないかと考えられる。

建設が予定されている帯広市の屋内スピードスケート場も維持管理費という面では同様の問題を抱えてゆくことになる。情報を交換しあい、協力しあって維持管理費の節減をはかってゆく方法がないのか検討することも一案である。

11. 長期滞留棚卸資産

㈱エムウェーブの棚卸資産の商品のほとんどが長野オリンピック関連の商品とのことである。20年3月期の商品勘定残高は13百万円となっている。

(表 15) 商品残高推移

(単位千円)

15年9月	16年9月	17年9月	18年3月	19年3月	20年3月
17,464	16,564	15,853	15,461	14,934	13,920

(結果)

過去の推移から判断すると毎年商品在庫は約1百万円ずつしか減少していない。単純に計算して、長野オリンピック関連の商品がなくなるには今後10年以上かかることになる。長野オリンピック関連の商品の今後のニーズは不明だが、財務の健全性より売却可能性を判断し評価損または処分を検討すべきである。

IV. 社団法人長野市開発公社

1. 団体の概要（平成 20 年 3 月 31 日現在）

(1) 団体の概要

1	設立	昭和 41 年 3 月 23 日 民法第 34 条による公益法人		
2	設立経緯	経済の成長と交通輸送機関の画期的な発展により、長野市及び周辺地域の開発は着々と進みつつあった。その中で、地域の優れた自然の活用と開発を一段と強力に推進するとともに、保健・レクリエーション等の諸施設の建設並びに分譲等の造成を行い、地域の発展と住民福祉の向上に寄与するため関係者が結集して設立したもの。		
3	目的	長野市が策定する開発計画にそって積極的に地域の開発を図り、その資源を活用することにより、住民の福祉の向上に資することを目的とする。		
4	事業	(1) 地域開発のための調査及び実施計画の樹立 (2) 霊園の造成、分譲及び管理 (3) 地域住民のための保健、レクリエーション、休養等の施設の建設及び運営 (4) 住宅用地等の取得、造成、分譲及び斡旋 (5) 公共的施設の受託運営 (6) その他公社の目的を達成するために必要な事業		
5	社員	8 名（内 1 名 解散による失格）		
6	役員	14 名（理事 12 名、監事 2 名）		
7	出資金	総額 103,100,000 円		
	(内訳)			
	出資者	口数 (口)	金額 (円)	構成比 (%)
	長野市	530	53,000,000	51.41
	川中島バス (株)	150	15,000,000	14.55
	(社) 信州・長野県観光協会	100	10,000,000	9.7
	信越放送 (株)	100	10,000,000	9.7
	長野電鉄 (株)	50	5,000,000	4.85
	長野商工会議所	11	1,100,000	1.07
	(株) 八十二銀行	10	1,000,000	0.96

		(長野国際観光株)	80	8,000,000	7.76
8	職員	正規職員 69 名外、事務局長及び総務課長補佐の 2 名は市職員の派遣 嘱託職員 66 名			

(2) 団体の財務状況

① 正味財産増減計算書の推移

正味財産増減計算書総括表

(単位：千円)

科目	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
事業収益	1,546,343	1,575,416	1,711,376	1,799,374
雑収益	37,768	37,154	2,969	3,240
貸倒引当金取崩収入			35	40
経常収益計	1,584,111	1,612,569	1,714,380	1,802,654
(2) 経常費用				
事業費	1,523,242	1,556,008	1,718,606	
販売及び管理費				1,607,463
運営費				168,501
減価償却費	11,519	11,912	12,715	25,894
貸倒引当金繰入額	59,733	65,568	40	35
寄附金支出	100			
経常費用計	1,594,594	1,633,488	1,731,361	1,801,893
当期経常増減額	-10,483	-20,918	-16,981	761
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
繰入金収入	5,142	44,161	10,661	186,063
その他収益	50,342	51,040		
経常外収益計	55,484	95,201	10,661	186,063
(2) 経常外費用				
繰入金支出	5,142	44,161	10,661	186,063
固定資産除却損失額		5,135		451
有価証券評価損	15,000			257

什器備品除却損失	13			
売却減耗損失				
経常外費用計	20,155	49,297	10,661	186,771
当期経常外増減額	35,329	45,904	0	-708
当期一般財産増減額	24,846	24,986	-16,981	53
当期一般財産期首残高	1,571,176	1,596,022	1,621,008	1,604,027
一般正味財産期末残高	1,596,022	1,621,008	1,604,027	1,604,080
II 指定正味財産の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	3,000	3,000	3,000	3,000
指定正味財産期末残高	3,000	3,000	3,000	3,000
III 正味財産期末残高	1,599,022	1,624,008	1,607,027	1,607,080

② 貸借対照表の推移

貸借対照表総括表

(単位：千円)

科目	16年度	17年度	18年度	19年度
I 資産の部				
流動資産	1,183,658	1,280,288	1,095,197	1,307,233
固定資産	906,296	879,215	1,181,114	897,045
資産合計	2,089,953	2,159,503	2,276,311	2,204,278
II 負債の部				
流動負債	222,689	254,183	360,143	246,647
固定負債	268,242	281,312	309,141	350,551
負債合計	490,931	535,495	669,284	597,198
III 正味財産の部				
正味財産	1,599,022	1,624,008	1,607,027	1,607,080
負債及び正味財産の合計	2,089,953	2,159,503	2,276,311	2,204,278

2. 長野市開発公社の課題の認識、検討の視点の整理

(1) 当初の設置目的と現在の状況

長野市開発公社は、定款において設置目的を「長野市が策定する開発計画にそって積極的に地域の開発を図り、その資源を活用することにより、住民の福祉の向上に資すること」と定め、設立当初は、飯綱高原の別荘開発、浅川霊園の造成分譲、松代温泉団地の造成分譲などを手掛けてきた。

平成 18 年度から市において指定管理者制度が導入され、公社として自主事業の提案をしながら事業獲得を目指し、従来の受託事業の大半について指定管理者として選定されており、事業の継続を図っている。

また公社の中期計画として、長野市霊園の再貸付事業、市の地域活性化計画等を考慮した取組みを検討している。

しかし現状においては独自の開発事業は少なく、市が設置した施設の受託運営を主たる業務としており、公社の経営は、多くの部分で市の公の施設の管理に依存している状態である。

(2) 他事業者の参入による競争

長野市が設置した施設の受託運営（公の施設の管理）について、従来は、管理受託者の範囲は公共団体、公共的団体、地方公共団体の出資法人に限られていた。しかし、指定管理者制度の導入により、広く民間の営利法人も含めた法人その他の団体も対象にされた。つまり、外郭団体である開発公社でなくても公の施設の管理を行えるようになり、独自の開発事業が少ない現在では、開発公社の存在意義自体が絶対的なものではなくなっている。改めて外郭団体として開発公社の存在意義を見直す必要がある。この場合、公社が多様な事業を実施していることを踏まえ、開発公社の個々の事業ごとに検討する必要がある。

また、(1)に記載したように、公社の経営のかなりの部分が市の公の施設の管理に依存している状態では、今後、指定管理者制度による他事業者の参入や市有施設の廃止等の見直しが進むことによって、公社の経営や職員の雇用に影響を生じることも懸念される。このような状態は、公社を固定的に指定管理者として継続させる圧力にもなりかねず、指定管理者の選定に際して競争原理が働かなくなる恐れもある。競争原理が働く仕組みが確保されているか、実際の状況はどうか、検討する。

(3) 長野市との取引の把握と妥当性の検証

市との取引は以下に記載するように公社の事業の大部分を占めている。指定管理事業に関しては、施設ごとの指定管理にかかわる予算・決算が適切に作成され報告されているか、協定書に沿った業務を実行しているか、協定書に規定する納付金が正しく納付されているか、市のモニタリングは適切に行われているか、非公募選定の場合、正当な理由があり、

説得力があるか、市が支給する補助金については支給することが妥当か、市に対する使用料の決定過程に問題はないか、等について検討する。

(4) 平成 19 年度における長野市との取引

平成 19 年度における、長野市との取引は以下のとおりである。

〈市からの収入〉

(平成 19 年度実績 単位：千円)

	事業名	指定管理料	利用料収入（指定管理者としての）
指定管理事業	飯綱高原観光施設	137,884	56,225
	国民宿舎 松代荘	0	432,565
	保健保養訓練センター	28,217	8,358
	松代老人憩の家	8,756	3,085
	総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの）	135,000	53,955
	茶臼山動物園、茶臼山動物園城山分園、茶臼山自然植物園及び茶臼山マレットゴルフ場	376,704	64,409
	千曲川リバーフロントスポーツガーデン	41,920	3,214
	計	728,481	621,811
	事業名	受託料	—
受託事業	アゼィリア飯綱	0	—
	茶臼山自然史館	1,645	—
	計	1,645	—
指定管理事業+受託事業	計	730,126	—
運営費補助金	運営管理	21,766	—

(注) 総合レクリエーションセンターはサンマリーンながのと同義。

以下、総合レクリエーションセンターとする。

〈市への支出〉

(平成 19 年度実績 単位：千円)

	事業名	金額
使用料及び賃借料	七瀬第 3 他 (管財課)	5,263
	鍋屋田駐車場	3,885
	今井駐車場 (住宅課)	3,173
	駅周辺駐車場 (駅周辺整備局)	7,458
	東町駐車場	1,584
	大門第一他 (都市計画課)	246
	稲葉第一他	634
	松代荘	2,664
	事務所電気料相当額	127
負担金及び交付金	総合レクリエーションセンター	384
	リバーフロント	669
	茶臼山マレットゴルフ場	102
	茶臼山動物園、茶臼山動物園城山分園、 茶臼山自然植物園	7,745

市に対する「使用料及び賃借料」の支払対象になっている公社管理駐車場事業の状況

(単位：円)

	鍋屋田駐車場	今井駐車場	稲葉第一他 (土地公社分)	駅周辺駐車場 (駅周辺整備局)	七瀬第 3 他	東町駐車場	大門第一駐車場他
地主	市(まちづくり推進課)	市(住宅課)	土地開発公社	市(駅周辺整備局)	市(管財課)	市(都市計画課)	市(都市計画課) 宮島和代 (株)藤屋
貸付先	一般市民	一般市民	一般市民	一般市民	一般市民	一般市民	一般市民
形態	業務委託	業務委託	業務委託	業務委託	業務委託	業務委託	業務委託
収入	17,361,810	5,989,610	1,217,820	10,958,270	10,989,270	12,145,610	492,000
利益	3,199,930	522,298	41,910	251,813	1,806,794	1,933,420	84,263
駐在員	0	0	0	0	0	0	0

〈減免〉

行政財産の名称（施設名）	長野市役所 第一庁舎
所在地	長野市大字鶴賀緑町 1613 番地
使用を許可する部分の面積	141.88 m ²
使用目的	事務所
減免理由	長野市出資の公益法人で、長野市の開発計画に沿った運営をしており、長野市霊園の受付事務と、公社全般の事務処理という公益事業を行っているため。
使用料の額	無償 減免率 100%（市有財産条例第 11 条第 2 号該当）
使用期間	12 か月

(5) 正味財産について

平成 20 年 3 月末の正味財産の金額が 1,607,080,240 円と多額になっている。公社の事業規模と比較すると以下のとおりである。現在の事業のうち、自然史館（事業規模 1,645,000 円）は閉鎖に伴い公社の事業から外れることが決まっているので、自然史館の事業費を除いた事業規模を事業規模 2 として記載している。

（単位：円）

事業規模	事業規模 2	正味財産
1,802,600,965	1,800,955,961	1,607,080,240

（注）事業規模の数値は、平成 19 年度決算額

これだけ多額の正味財産を開発公社に蓄積しておく必要があるかどうかについて、現在も交付されている運営補助金の要否と合わせて検討する。

3. 長野市開発公社の事業の検討

長野市開発公社の事業の概要を把握するために、平成 20 年度の事業収支計画（開発公社の中期経営計画より。数値は公社の数値のまま。）を示すと以下の通りである。

1 指定管理事業等

（単位：千円）

	事業名	事業概要	費用規模	計画損益	摘要
1	飯綱高原観光施設	飯綱高原スキー場、ハイランドホール、小天狗の森（フィ	186,430	△2,640	

		ールドアスレチック)、運動広場5か所、テニスコート3か所、キャンプ場、観光駐車場4か所、ボート場の管理運営			
2	国民宿舎松代荘	国民宿舎 松代荘の管理運営	416,163	5,779	
3	保健保養訓練センター	保健保養訓練センターの管理運営	56,618	161	
4	松代老人憩の家	松代老人憩の家の管理運営	15,061	△1,108	
5	総合レクリエーションセンター	サンマリーンながのの管理運営	203,530	1,505	
6	茶臼山動物園、茶臼山自然植物園及び茶臼山マレットゴルフ場	茶臼山動物園、茶臼山自然植物園及び茶臼山マレットゴルフ場の管理運営	346,945	0	
7	茶臼山動物園城山分園	城山動物園の管理運営	114,230	0	
8	リバーフロントスポーツガーデン	リバーフロントスポーツガーデンの管理運営	65,986	0	

2 受託事業

(単位：千円)

	事業名	事業概要	費用規模	計画損益	摘要
1	アゼイリア飯綱	アゼイリア飯綱の管理運営	222,241	△24,184	赤字 19年度実績 △38,482千円
2	茶臼山自然史館	茶臼山自然史館の管理運営			閉鎖

3 直営事業

(単位：千円)

	事業名	事業概要	費用規模	計画損益	摘要
1	リバーフロントショートゴルフ場、ローラースケート場。売店事業。	リバーフロントショートゴルフ場、ローラースケート場の管理運営。リバーフロントの食堂及び各指定管理者施設の売店事業	64,135	△5,148	赤字。 19年度実績 △12,172千円 ショートゴルフ場とローラースケート場等の赤字が大きい。

2	施設貸付事業	温泉の配湯、公社用地の貸付及び市有地の臨時駐車場の管理運営等	71,166	10,518	
---	--------	--------------------------------	--------	--------	--

4 霊園事業

(単位：千円)

	事業名	事業概要	費用規模	計画損益	摘要
1	長野市霊園	墓地の造成、貸付及び施設管理	74,425	15,896	(参考) 過去4年間平均25,803千円 *平成20年度は、再貸付事業があり近年に比して突出した予算規模となっている。

5 運営管理事業

(単位：千円)

	事業名	事業概要	費用規模	計画損益	摘要
1	運営管理		32,562	4,670	

過去4年間の各施設別利用人数は以下のとおりである。

(単位：人)

施設名	16年度	17年度	18年度	19年度
飯綱高原観光施設	89,696	80,702	49,343	73,167
訓練センター	4,635	4,169	3,947	4,071
松代老人憩の家	51,629	53,246	50,241	47,155
松代荘	86,706	94,799	100,604	160,586
アゼィリア飯綱	32,165	29,016	23,030	31,017
総合レクリエーションセンター	152,160	153,160	164,679	168,566
千曲川リバーフロントスポーツガーデン	7,991	10,989	9,960	10,015
茶臼山動物園	152,758	197,454	203,590	188,677
城山動物園	207,271	180,402	198,413	252,291
合計	785,011	803,937	803,807	935,545

(注) 飯綱高原観光施設は、スキー場・運動広場・ハイランドホール・ボート場・キャンプ場の利用者数。千曲川リバーフロントスポーツガーデンは、ショートゴルフ場・ローラースケート場の利用者数(運動広場の利用団体数は除く)。茶臼山動物園は、動物園・マレットゴルフ場の利用者数。

主な事業の損益構造を検討すると以下のように概括できる。以下の番号は前掲の 1 指定管理事業等から 5 運営管理事業までの番号である。

1 指定管理業務

指定管理業務でありおおむね損益が均衡している。1-2 の松代荘も含め、現在の会社の主要な事業となっている。

1-2 松代荘

指定管理事業。観光客を主な対象とした宿泊施設であるが、利益を計上しており、公社の財政に寄与している。民間を圧迫しない限り公社で継続する意義が認められる。

2-1 アゼィリア飯綱（宿泊施設）

受託事業で多額の赤字を計上している事業。観光客を主な対象とした宿泊施設に関する事業を赤字で受託する必要性が認められない。今後も黒字化は望めず、受託料ゼロでの受託を強制されるはずがないので、受託をやめるべきである。

3-1 ショートゴルフ場、ローラースケート場

自主事業で赤字を計上している事業。建設に当たり、ショートゴルフ場は青少年の競技者育成の目的、ローラースケート場は市からのローラースケート普及の要請を受け事業実施を行っているとのことであるが、外郭団体として、赤字を計上してまで実施すべきでない事業である。

4 霊園事業

墓埋法（墓地、埋葬等に関する法律）にもあるように、本来、公共団体が実施すべき事業とされている事業を、公社が実施している。市からの補助金は給付されていない。市にとっても重要な事業になっている。

（意見）

赤字で公益性の低い 2-1 アゼィリア飯綱と赤字である 3-1 ショートゴルフ場・ローラースケート場の事業について、中期経営計画において実施事業として記載されているが、赤字事業を継続し、貴重な正味財産を減少させていくのは妥当でない。

4. 正味財産の検討

(1) 平成 20 年 3 月末の正味財産の金額について

平成 20 年 3 月末の正味財産の金額が 1,607,080,240 円と多額になっている。公社の事

業規模（年間費用の金額）と比較すると以下のとおりである。

（単位：円）

事業規模	事業規模 2	正味財産
1,802,600,965	1,800,955,965	1,607,080,240

（注）現在の事業のうち、自然史館（事業規模 1,645,000 円）の事業費を除いた事業規模を事業規模 2 として記載している。

年間の事業規模から見ても、開発公社に蓄積されている資産の金額が大きいことがわかる。

中期計画に記載されている事業収支計画を検討すると、指定管理事業で中期的に大きな赤字は計上されない。平成 20 年度から平成 24 年度の中期経営計画では、指定管理事業の損益は合計で毎年 30 万円から 250 万円程度の赤字におさまっている。一方で、市に代わり市民への墓地提供事業を行っており、墓地提供の持続性のために一定の正味財産は必要である。また、松代温泉の源泉の安定供給を図るため、不測の事態（源泉枯渇）に備えるためにも一定の正味財産は必要である。

(2) 中期経営計画におけるバランスシートの推移について

公社の作成した中期経営計画では以下のとおり計画されている。

（単位：千円）

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
資産					
流動資産	1,105,328	1,133,122	1,156,782	1,197,842	1,236,202
基本財産	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
土地	27,415	27,415	27,415	27,415	27,415
その他有形固定資産	321,373	300,373	279,373	258,373	237,373
定期預金他	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
退職給付特定預金	302,452	357,431	433,466	478,792	488,376
資産合計	2,359,568	2,421,341	2,500,036	2,565,422	2,592,366
負債					
流動負債	360,143	360,143	360,143	360,143	360,143
長期借入金	1,466	0	0	0	0
退職給与引当金	385,030	440,009	516,044	561,370	570,954
負債合計	746,639	800,152	876,187	921,513	931,097
正味財産	1,612,929	1,621,189	1,623,849	1,643,909	1,661,269
負債及び正味財産合計	2,359,568	2,421,341	2,500,036	2,565,422	2,592,366

平成 20 年度と平成 24 年度を比較すると、流動資産は 130,874 千円、正味財産は 48,340 千円増加している。

正味財産の金額は一般社団法人に移行する場合の、公益目的支出計画の公益目的財産額の基礎になる金額でもある。現状では実施事業の選定が不透明であることから公益目的支出計画の作成に当たっては、現在の正味財産の金額をふまえ、市への寄附も含めて検討すべきである。

5. 補助金について

(結果)

市が給付する補助金は、事業の公益性を精査することにより補助の必要性を検討し必要最小限とすべきである。

近年、公社には霊園事業を除き外郭団体としての開発事業は少なく、市が設置した施設の指定管理業務を主たる業務としており、公社の経営のかなりの部分が市の公の施設の管理に依存している。指定管理事業ではおおむね損益が均衡している。このうち利用料金制で運営している松代荘は黒字である。自主事業のうち、市との関係が深い、市有地の臨時駐車場の管理業務も霊園業務と事務局業務を兼務するなど職員の効率的な配置等により黒字である。

公社の財政状態は良好であり、市の厳しい財政状態を鑑みると、市が公社に対して運営補助金の支給を継続する積極的な理由に乏しい。

長野市では、平成 19 年度から「外郭団体見直し指針」に沿って運営等の改革について公社と協議しており、運営補助金については、平成 20 年 4 月に「他の事業者との同一競争条件を確保するため早期に見直しが必要であるため、公社の中期経営計画に鑑み、計画期間である平成 24 年までのできるだけ早期に廃止するように指導する」との方向性を決め、公開している。また、これに基づき、平成 20 年度より、派遣職員を 1 名に減員し、運営補助金の減額を行っている。

運営補助金の廃止時期について「平成 24 年までのできるだけ早期」の時期を具体的に明確にし、早期に廃止すべきである。

6. 指定管理者制度関連について

(1) 市への納付金について

(意見)

指定管理者による管理に関する協定において、納付金について規定されている場合がある。この場合、部門の利益に一定の率を乗じた金額を納付することになっているが、納付

金に関して以下の問題がある。

- ① 各部門の部門経費には開発公社の運営管理部門の経費が配賦されるので、部門利益の金額は、配賦計算を経た後にしか把握されない。開発公社の部門数は非常に多く、配賦計算が複雑で、配賦計算における問題点（9.会計処理について(1)①②参照）も多い。市の側で配賦計算が適正に行われているかどうかを検証するのは困難な状況である。

また、各部門の部門損益は部門間の内部取引を反映した後の数値である場合が多い。たとえば、ア.松代荘の部門損益には施設貸付部門との内部取引が反映されている。イ.後の 9.会計処理について(1)③の（結果）にも記載するように、総合レクリエーションセンター部門では、運営管理部門との内部取引が反映されている。

以上の問題点が存在するため、市が定めた、部門の利益を納付金算定の基礎とすることには疑問がある。

- ② 松代荘の指定管理事業においては、今後、施設整備にかかる支出（減価償却費）の一部を利用料金に反映させることによって、利用者に負担させようとする場合、現状では、利用料収入を全額松代荘が収受しているので、利用料収入の一定割合を市に納付するか、市が相応の賃借料を設定し賃借料を通じて徴収する必要がある。

- ③ 繰り返しになるが、開発公社の市への納付金は利益が計上された場合に、「利益」の一定割合を市に納付する形になっている。実費弁償という性格でもない。

一般社団法人に移行する場合に、税務上の恩典が大きい「非営利性が徹底された法人」に移行するためには、「剰余金の分配を行わない」の要件を満たしていることが必要である。利益が計上された場合に限り、その一定割合を出資者でもある市に納付するという現在の形式が、剰余金の分配に類似していると指摘される可能性がないとはいえないので、指定管理業務に関する協定書において、かかる規定を廃止するか、「収入」の一定割合を納付する形に改定することが望まれる。

市への納付金は法人税の申告に際して損金処理しているので、税務面からも同様である。

- ④ 市に納付金を支払う事業のうち、松代荘は税引後の利益を対象として、その他は税引前の利益を対象として納付金を計算している。

松代荘もその他も納付金に関して、基本協定書の文言は「利益が生じた場合は・・・」になっている。ただし松代荘の場合は計算式が明示されており、納付金＝松代荘の当年度純利益額×0.5 と記載されている。松代荘のように税引後の利益を基準に計算するとなると、市への納付金も税額計算に際して損金に算入する関係上、計

算が煩雑になる。

松代荘以外が、税引前利益で計算するので、統一した計算式にできないのか検討を要する。

(2) 非公募理由について

平成 21 年度以降の指定管理者の指定に際して、非公募で長野市開発公社が指定された施設と非公募理由は以下のとおりである。

施設名	非公募理由
松代老人憩の家	源泉を所有する団体が管理運営を行うことが適当であり、松代荘及び保健保養訓練センターと一体的な運営を図るため。
保健保養訓練センター	源泉を所有する団体が管理運営を行うことが適当であり、松代荘及び松代老人憩の家と一体的な運営を図るため。
国民宿舎松代荘	市では、外郭団体の経営見直しに当り、将来的には松代荘を長野市開発公社へ有償譲渡し、公社経営の自立促進を図る方針であり、開発公社が継続して管理運営を行うことが適当であるため。
総合レクリエーションセンター	当該施設の敷地は新ごみ焼却施設の建設予定地であり、建設計画の進捗状況により施設の解体撤去を行う必要があることから、指定期間を1年とするため公募を実施する効果が見込めない。

(意見)

総合レクリエーションセンターの指定管理期間を1年間にするため公募を実施する効果が見込めないとしているが、非公募は限定されるべきであり、競争を確保するために公募することが必要である。

(3) 市のモニタリング体制について（特に非公募先に対する）

指定管理者を非公募で募集する場合、非公募の理由の妥当性の検証と共に、非公募で選定された団体の指定管理事業に対するチェックは、公募の場合より一層厳格にする必要がある。

まず、非公募理由に照らして実際の運営が十分なものであるか検討される必要がある。非公募の理由が運営に生かされていないのであれば、次回の募集で非公募にする必要はない。漫然と非公募を継続しないために検討が欠かせない。

また協定書において地方自治法 234 条以下に類似する規制を義務付けたり、再委託に際して、再委託の内容、再委託先、その他再委託先に関する管理方法等を書面で提出させる

旨規定したり、指定管理料の算定基礎となる予算、決算に対する踏み込んだ検討、チェックが必要である。意識して透明性の確保に努めるべきである。

指定管理料の設定に当たっては、指定管理者からの適正な運営の確保とモニタリングのために、指定管理者から運営実績の報告を求めることが必要であり、指定管理者としてはそれに対応できるような経理体制を確立する必要がある。

指定管理料算定の基礎となる予算と決算を厳しくチェックし、透明化を徹底すべきであり、このための体制を整えることが必要である。

(結果)

公社には、部門損益計算書の作成過程の問題点 (9. 会計処理について(1)参照)、決算と大きな差異が生じる予算の問題点 (10. 予算計上について参照) が存在している。

非公募で選定された指定管理事業については、指定管理料の算定基礎となる予算、決算に対する踏み込んだ検討、チェックが必要であり、このための体制を整えることが必要である。透明性の確保に努めるべきである。これが可能になるように、公社が市に対して提出する資料にも改善を加えるべきである (9. 会計処理について参照)。

(4) モニタリング評価について

① 市の実支出額の推移

モニタリング評価書より、開発公社が指定管理者になってからの市の実支出の施設ごと推移は以下のとおりである。指定管理者制度導入後に市の実支出が増加している場合もあることが把握される。

(単位：千円)

長野市総合レクリエーションセンター (19年度より非公募)								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
54,710	215,167	160,456	5,695	164,642	158,945	903	167,867	166,964

リバーフロントスポーツガーデン (19年度より非公募)								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
			364	54,867	54,502	1,070	43,256	42,186

茶臼山マレットゴルフ場・市の実支出増加								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
1,512	7,114	5,602	200	6,044	5,844	38	6,500	6,462

茶白山動物園外2施設								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
58,751	435,825	377,073	8,924	373,898	364,974	7,745	376,502	368,757

飯綱高原観光施設								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
71,207	238,658	167,450	56	205,042	204,986	74	153,189	153,115

松代荘								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
70	124,204	124,134	4,558	121,617	117,058	2,664	119,029	116,365

松代荘老人憩の家								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
4,025	11,390	7,364	0	9,049	9,049	0	8,756	8,756

保健保養訓練センター・ 18から19年度で市の実支出増加								
平成17年度			18年度			19年度		
歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出	歳入	歳出	実支出
8,573	48,865	40,292	0	36,747	36,747	0	38,006	38,006

(意見)

モニタリングに際して、市の実支出が増加した場合の理由についての分析、検討が必要である。また、歳出に償還金支出が含まれている場合、償還が進むにつれて償還金額が減少している部分については、いわば自動的に当該金額分だけ実支出の金額が減少するので、判定で考慮する必要がある。

② モニタリング評価調書と公社数値の差異（平成 19 年度）について

以下のように、モニタリング評価調書と公社数値に差異が生じている。公社の処理に誤りがあったとのことである。差異についての処理は、平成 19 年度の公社の決算が締まっていたので平成 20 年度において過年度修正として処理している。

（単位：円）

	モニタリング評価調書		開発公社資料	
	指定管理者収支・収支実績		納付金	損益
	利益精算金	損益		
リバーフロント	391,000	915,347	669,000	1,105,610
総合レクリエーションセンター	887,000	2,070,096	384,000	634,781
マレットゴルフ	38,000	88,988	102,000	168,339

③ 城山動物園

（結果）

城山動物園の person 費は、実際発生額を予算金額に置き換えている（9. 会計処理について(1)①参照）。実際発生額で計算すると、実際には赤字である。当然市への納付金は本来ゼロである。実績を前提にすればモニタリング評価（事業収支について評価 4＝目標値以上の結果で評価できる。）が変わる可能性がある。

④ 長野市総合レクリエーションセンター

（結果）

長野市総合レクリエーションセンターの総合評価は B（「期待値をやや上回る」）で、評価理由の一つに、「利益を確保し、市へ利益精算金を納付した。」と記載されている。実際には運営管理部門に内部経費を計上したものがあり、それを除外すると納付金が増額する（9. 会計処理について(1)③参照）。

⑤ 飯綱高原観光施設

（結果）

飯綱高原観光施設の総合評価は B で、施設の維持管理は評価 3（「標準値。業務等が適切で目標値に達している場合。市の指導を受けることなく協定や仕様書等に基づく施設の管理・運営を適切に行い、実施計画に基づく管理運営や事業の実施が期待どおりの水準の場合。」）になっている。ここでは、特に受託工事費の予算、実績の差異についてコメントは記載されていない。

受託工事費の予算は 18 年度と同じ 31,028,000 円で計上され、これをもとに指定管理料が

算定されたにもかかわらず、前シーズンが少雪で極端に稼働が少なかったこともあるが、実績は 6,373,500 円、職員による整備のために購入した受託備品を含めた実績は 9,422,670 円であった（6. 指定管理者制度関連について(5)①参照）。

⑥ 評価調書の記載誤りについて

(結果)

長野市のホームページで公表されている平成 18 年度指定管理者モニタリング評価調書の総合レクリエーションセンターにおいて記載誤りがある。平成 19 年度指定管理者モニタリング評価調書では修正されている。

ア. 平成 17 年度の歳出

下水道使用料 23,797 千円が記載漏れになっている。また、管理委託料の金額が 30 千円多く記載されている。これにより歳出合計と実支出の金額が 23,767 千円少なく記載されている。

イ. 平成 18 年度の歳出

土地賃借料 31,424 千円が記載漏れになっている。これにより歳出合計と実支出の金額が同額少なく記載されている。

なお、平成 18 年度指定管理者モニタリング評価調書では、総合レクリエーションセンターだけでなく、他の施設においても土地賃借料は記載していないとのことである。

(意見)

モニタリング評価書において、公社から市への納付金の表示科目が市の担当課ごとに異なり、わかりづらい。担当課ごとに以下のようにになっている。統一できないか検討を要する。

(単位：円)

科目	施設	金額	担当課
利益精算金	千曲川リバーフロントスポーツガーデン	391,000	教育委員会体育課
	総合レクリエーションセンター	887,000	
	茶臼山マレットゴルフ場	38,000	
明示されず（市の歳入は「その他」）	茶臼山動物園外 2 施設	7,745,000	公園緑地課
施設利用料（市納付金）	国民宿舎松代荘	2,664,000	観光課

(5) スキー場の指定管理料について

飯綱高原観光施設の指定管理料は、「飯綱高原観光施設の指定管理者による管理に関する基本協定書」で、以下のように算定される旨が規定されている。

$$\text{①指定管理料} = \text{②年度ごとの観光施設の管理運営に必要な経費（賃金、受託工事費）} \\ - \text{③委任業務にかかる料金等の収入見込額（利用料）}$$

指定管理者になった18年度以降の指定管理料の金額（①）、利益の金額、および予算と実績の差異の特に大きい経費（③）科目の金額を抜き出して示すと次のとおりである。

（単位：千円）

科目	18年度			19年度		
	予算	実績	差異	予算	実績	差異
指定管理料（①）	121,219	121,219	0	121,219	121,219	0
利用料（③）	69,000	26,657	42,342	69,000	54,376	14,623
雑収入	0	8,696	△8,696	0	15	△15
賃金（②）	40,600	23,930	16,669	40,600	33,599	7,000
受託工事費（②）	31,028	18,025	13,002	31,028	6,373	24,654
利益	0	△8,481	8,481	0	5,097	△5,097

① 受託工事費の予算と実績の差異について

受託工事費の予算と実績の差異が大きい。予算と実績の差異が大きくなる理由は以下のとおりである。

スキー場の開設期間は、12月から翌年3月までである。一方、翌年度予算の積算時期は、当年度の事業がまだ未実施である9月から10月となっている。従って、公社（指定管理者）は、当年度事業が未実施で翌年度の気候状況が推測できない中、過去の

実績を参考にして必要枠の要求（経費予算の作成）を行っている。その結果、天候の影響を受けることが少ない他の事業と比べ、予算と実績の差異が大きくなる場合がある。受託工事に予算が計上されているものは、通常法定点検指摘を受けた部分の整備費用であって、たとえば本体のオーバーホールのような躯体そのものの改修を行う整備については、市が実施するものである。受託工事費に関して、あらかじめ整備項目を市の側で指定してくることは、ほとんどと言って良いほど見あたらない。このため予算より実績が大幅に少なくても必要な整備を行っていないことにはならない。

19年度を例にとると、前年度が稀にみる暖冬、少雪であったために開設以来最短の営業日数に終わり、リフト、ゲレンデ整備車ともに稼働時間が短く、例年に比べ、指摘事項が極端に少なく済んだ。その結果、予算に比べ実績が少なく済んでいる。

以上のように、予算と実績の差異が大きくなってしまふ要素を事業の特質として有していることが認められる。

一方で、結果として実施されなかった（支出が生じなかった）受託工事費の予算を基礎にして指定管理料算定が算定されているのも事実である。仮に受託工事費の実績で指定管理料が決定されるとしたら、指定管理料は少なく算定されていたはずである。

（結果）

受託工事費の予算と実績の差異が平成 18 年度 13,002,283 円、平成 19 年度 24,654,500 円と大きくなっている。すでに記載したように予算と実績の差異が大きくなってしまふ要素を事業の特質として有していることは認められるが、指定管理料算定の基礎になる経費予算の中の重要項目（金額の大きい項目）である受託工事費について、多額の差異が計上される結果は看過できない。

受託工事費の内容について市の側では整備項目をほとんど指定してきていないことを踏まえれば、予算と実績の差額は原則として市に返還すべきである。リフト及びゲレンデ整備車に関する受託工事費は精算制にすべきである。以下の基本協定書に規定されている関係条文も参考にされたい。

（飯綱高原観光施設の指定管理者による管理に関する基本協定書に規定されている関係条文 甲＝長野市、乙＝長野市開発公社）

a 業務実施状況の確認と改善指示

乙による業務実施が仕様書等、甲が示した条件を満たしていない場合は、甲は、乙に対し必要な指示を行うことができる。

b 不可抗力による委任業務実施の免除

乙が不可抗力により業務の一部を実施できなかった場合、甲は、乙との協議の上、乙が委任業務を実施できなかったことにより免れた費用分を指定管理料から減額することができることとする。

② 平成 18 年度の雑収入について

18 年度の、予算にない雑収入の金額 8,696 千円は、降雪量が著しく少ないことによる、使用料収入の予算に対する大幅な未達成分について、市が協定書に基づいて補てんしたものである。

(意見)

降雪量等に影響される利用料収入の減少分の補てんについて、一定のルール（営業期間が予定より短くなった期間を基準とした具体的な計算式）を定め、いわば自動的に補てんされる仕組みを作ることが望まれる。

「平成 18 年度 飯綱高原観光施設の指定管理者による管理に関する協定書の一部を変更する協定書」には、「自然現象その他やむを得ない事由によって当該施設の管理運営に係る業務内容に変更が生じたときは、協議し指定管理料を変更することができるものとする。」と規定されている。

スキー場の場合、降雪量や降雪時期により稼働が制約され、これに伴い不可避免的に利用者数や利用料収入が制約され、結果として利用料金等の収入見込額と実績に差が生じる場合がある。このような場合には、指定管理者に赤字が生じないように補填していくことが必要と思われる。具体的には降雪時期により開場時期が遅れたり、降雪不足により閉鎖時期が早まる場合には、そのことを原因とした利用料収入減少分は補填する必要があると考える。

(6) 駐車場の利用料金について

(意見)

平成 20 年 11 月に長野市が公表した「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」に記載されている「利用者負担見直しの基本的な考え方」によると、駐車場については、「近隣市町村等と競合、あるいは民間と同種のサービスのため、これらの料金を踏まえ見直すべきもの」と規定されている。

公社の直営事業である、市有地の駐車場事業で、近隣の民間駐車場が値下げしたことにより利用者が大きく減少し収入が減少している駐車場がある。市の値下げ対応が遅く利用者数が減少したままになっているが、値下げの検討が必要と思われる。

7. 松代荘について

松代荘の土地建物は市の所有で長野市開発公社が指定管理者になっている。長野市開発公社が温泉権を保有しているという理由で平成 21 年度から平成 23 年度までの指定管理者

について非公募で選定されている。宿泊者専用浴室増設部分を長野市開発公社の負担で実施しており、一つの施設を市と開発公社が共有する形となった。

背景には平成 12 年 5 月 26 日閣議決定の「民間と競合する公的施設の改革について」がある。国又は特殊法人等が設置主体となる公的施設（会館、宿泊施設、会議場、結婚式場、健康増進施設、総合保養施設、勤労者リフレッシュ施設その他これらに準ずる施設）について定めたものであるが、地方公共団体についても、準じて措置するよう要請されている。

主な内容は、

「1 施設の新設及び増築の禁止

不特定の者が利用し得る施設の新設及び増築は禁止する。なお、現在、計画段階にあり、工事（設計を含む。）未着手のものについては、これを取り止める。

2 既存施設の廃止、民営化その他の合理化措置

官民のイコール・フッティング（税制を含めた同一競争条件の確保）の観点から、施設ごとの独立採算性を原則とし、一定の基準に基づいて個々の施設ごとに企業会計原則に準ずる特殊法人等会計処理基準により経営成績等を明確にし、早期（5 年以内）に廃止、民営化その他の合理化を行う。」

である。」

(1) 増築部分のみ開発公社の所有にしたことについて

平成 17 年度に松代荘の日帰り入浴の時間延長について、地元関係団体による陳情が市に対して行われ、その実現を図るため、公社が宿泊者専用浴室を建設し、日帰り入浴の時間延長を行った。現在、松代荘の宿泊者専用浴室棟のみ公社の所有となっており、一つの施設を市と開発公社が共有する形となった。

指定管理者が市と施設を共有することにより、事実上、将来にわたり指定管理者の公募の道が断たれたことになる。松代荘の施設を長野市開発公社に売却することが検討されて（「長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について・平成 19 年 4 月」）おり、予定では平成 20 年 12 月までに方向性を決定することになっていた。早めに全体の方向性を決定する必要がある。

(2) 今後の方向性について

「長野市外郭団体に対する市の関与のあり方」の（1）③には、以下のように記載されている。

「外郭団体が指定管理者として運営している施設のうち、当該外郭団体に施設を譲渡することで、柔軟かつ機動的な運営が行われ、サービスの向上と収益の改善が図られるとともに、譲渡後も確実に運営が継続されると見込まれるものについては、施設の譲渡を行い、民営化を

促進する。」

市と開発公社により施設が共有されている現状を踏まえると、既存の施設も公社に譲渡して、事業の担い手としての必然性をつくってしまう方が、事業への責任体制が明確になり、インセンティブも働くと思われる。

非公募で選定されている（つまり民間に開放されていない）うえに、増築部分が公社の所有になっている現状に比べ、既存の施設を公社に売却することにより、既存施設建設に対する投資額の一部を回収することとなり、その上、今後適正な地代や固定資産税を納付していく形となるため、市の財政にとって望ましい。一方、公社にとっても直営施設となり、自立経営のため望ましい。事業の収益性については、(3)で記述する。

譲渡に際しては譲渡価額の妥当性に注意すべきである。

(3) 収益性について

公社が松代荘の既存部分を譲り受け、市に適正な地代や固定資産税等を納付していくためには、松代荘に十分な収益性が認められることが必要である。そこで松代荘の収益性を検討する。

平成 19 年度の松代荘の部門利益は 2,792,550 円であるが、平成 18 年度にかかる消費税の修正申告による納付額が平成 19 年度の消費税の金額に含まれており、修正申告にかかる分 6,526,800 円は正常な金額に比べ過大になっている。

この金額を松代荘の利益に加算して収益性を判断すると、部門利益は 9,319,350 円となる。これ以外に、運営管理部門経費の松代荘部門への過大配賦額 4,597,753 円もある（9. 会計処理について (1) ②参照）。

既存施設の買い取りを実施すると、現在市に支払っている使用料及び賃借料の支払いと、指定管理の協定書に規定されている利益に対する納付金の支払いも必要なくなる。以上を考慮すると、利益増加に伴う法人税等の増加（施設部分の減価償却費の計上により大きく増加しない可能性が高い）を考慮しても、市に適正な地代及び固定資産税等を納付することは可能と思われる。

(4) 温泉権の譲渡について

開発公社が管理している源泉 5 つのうち、4 つは開発公社が保有しているが、訓練センターおよび松代ロイヤルホテルに給湯している源泉・地質調査井は、源泉管理は開発公社が行っているものの所有者ははっきりしていない。

(意見)

実質的に他の 4 つの源泉と同様に管理していることや、長野市で管理することが事実上

不可能なことも考慮して、公社へ譲渡することを検討することが望まれる。

なお、平成 8 年の長野市から長野保健所への文書、「温泉源泉である地質調査井の源泉管理者について」の中に、「尚、将来的に温泉の採取する権利を、実質的に管理を実施している開発公社に権利変動することを検討しています。」とある。

(5) 利用料収入について

指定管理料を利用料収入方式で運営しているので、利用料金をどのように設定しても設備分は市へ入らない。つまり施設整備分は全額税金で負担している形になっている。直営であれば設備分の一部は市に入るのに、指定管理者にして全部利用料金制にしている結果、設備分が全額税金負担になってしまうようなことは避ける必要がある。法人税を負担しているので事実上の補助金により法人税の納税が発生しているともいえる。そこで「長野市国民宿舎松代荘の設置及び管理に関する条例」には、利用料金の収入の総額が松代荘の管理に要した経費の総額に比して過大の場合に、当該利用料金の収入の一部を市に納付することを妨げない旨、規定されていると思われる。

長野市が平成 20 年 11 月に公表した市の施設に関する「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」によると、松代荘は「市外からの観光客を主な対象とした施設で、近隣市町村・民間事業者と競合するため、これらの料金を踏まえて収益増を図るよう改定を検討」と記載されている。

また、平成 19 年度ベースの「基準に基づく負担割合検証結果」において、松代荘は裁量的・私益的・個人的・市場的区分に分類され、運営費だけでなく施設建設費の 100%を加算した金額を利用者負担の一応の目安にしている。試算によると松代荘の収入（利用者負担額）は 434,933,618 円、支出（減価償却費相当額 46,050,206 円を含む）は 480,983,824 円であり、仮に現状の利用者数を前提として、減価償却費相当額を含む支出をカバーできるように利用者負担額利用料金を見直すとすれば、利用料金を 1.1 倍することになると記載されている。

（意見）

松代荘は観光客を対象とした宿泊施設であり、民間施設とも競合し、施設整備にかかる支出（減価償却費）相当額の回収を視野に入れることに賛成であり、このための利用料金の改定についても、需要の価格弾力性に留意の上、一定の範囲内で改定することに賛成する。ただし、現状、松代荘の利用料収入は指定管理料として全額公社に収受される。つまり利用料金を改定したところで、市の収入は増加しない。実際には、指定管理に関する協定書において、利益金額の一定割合を市に納付することになっているが、最終利益の一定割合しか納付されないため、利用料金改定による増収の一部（間接的に）だけしか市に入金しない結果になる。

松代荘の最終利益は配賦計算によって確定するので、公社の松代荘以外の他の部門の状況にも影響されてしまう問題点もある。

利用料収入の一定割合を市に入金するか、現在松代荘の賃借料として市が収受している毎年200万円の賃借料につき増額見直しを行うか、利用料金の収入の一部を市に納付する等の措置を検討することが望まれる。

8. 中期計画について

平成20年3月に策定された中期経営計画（平成20年度から平成24年度）では、持続的成長、自立に向けて経営の安定化が強調され、職員数は21年度以降、横並びのままの計画になっている。

（単位：人）

施設名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
飯綱高原施設	7	8	8	8	8	8
保健保養訓練センター	9	9	9	9	9	9
松代老人憩の家	3	3	3	3	3	3
総合レクリエーションセンター	22	22				
リバーフロント	13	16	16	16	16	16
茶臼山動物園	36	36	36	36	36	36
城山動物園	14	14	14	14	14	14
松代荘	27	29	29	29	29	29
アゼィリア飯綱	20	20	20	20	20	20
長野市霊園	5	5	5	5	5	5
施設貸付	3	3	3	3	3	3
運営管理	14	14	14	14	14	14
合計	173	179	157	157	157	157

公益法人制度改革や長野市外郭団体見直し指針に対しては、今後、更に調査・検討を行い、併せて赤字施設の廃止による場合はもとより、他事業者の参入や市有施設の廃止等に対処できるように、職員の雇用の安定と適正な人数、構成についても、正面からの検討が必要である。

本来の自立の意味は以下のような内容になると思われる。

- ① 赤字をなくす（赤字事業から撤退する）
- ② 撤退に伴う雇用の問題に対応する
- ③ 市に依存しない（補助金を貰わない）
- ④ 必要な設備を買い取る
- ⑤ 適正な額の賃借料を支払い、固定資産税等も必要に応じて支払う（払うものは払う）
- ⑥ 正しい部門損益計算を行い透明性を高める
- ⑦ 公益法人改革に対応する
- ⑧ 外郭団体見直し指針に対応する

正しい部門損益計算を行い透明性を高めることができない場合は、透明性を確保するために、相互に関連する事業ごとに適切な数の部門に法人を分割することも検討する必要がある。

この場合、市の行政機能を補完、代替するために、一定の市の財政的、人的関与を必要とする公益性の強い外郭団体としての事業と、自立した宿泊事業を分離して、別組織で運営していくことが自然かもしれない。

現状の公社の形態の中で松代荘を運営していく場合、公益目的とのバランスに留意する必要がある。松代荘は平成 20 年 11 月に長野市から公表された、「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針」で、「市外からの観光客を主な対象とした施設で、近隣市町村・民間事業者と競合するため、これらの料金を踏まえて収益増を図るよう改定を検討」と記載されている。

また、同じく「利用者負担に関する基準に基づく見直し方針・別表」の平成 19 年度ベース「基準に基づく負担割合検証結果」において、裁量的・私益的・個人的・市場的区分に分類されている。安定した収益を生み出し、公社の経営に役立つ事業として位置付けていく必要がある。

9. 会計処理について

適切な会計処理は団体として守るべき基本的事項であり、公益法人会計基準に準拠した適正な財務諸表を作成する必要がある。公社は様々な事業を実施しており、部門の数も種

類も多い。各部門は密接に長野市と関係しており、かつ多くの部門が指定管理者になっている。公社の実態を把握するために、また適切な指定管理料の算定のためにも、部門ごとの損益を適切に計算することは非常に重要である。

多くの部門を抱え、指定管理者として生き延びていくためには、適切な会計処理を行い、部門損益を適切に開示する方向へのかじ取りが欠かせない。外郭団体として率先して適切な会計処理を行う必要がある。長野市との取引なしには存続できないことを認識し、部門ごとに適切な損益を表示する義務を負っていることを忘れてはならない。これが不可能であるのであれば、部門損益の調整が困難になるように性質の類似した事業ごとに、法人を分割することも検討する必要がある。

(1) 部門損益計算について

公社は多くの事業を実施しており、事業ごとに部門を設定している。その多くは指定管理者としての事業を行っており、部門の損益を適切に把握し報告する義務がある。外郭団体である公社が、長野市との間で指定管理料を適切に決定するために、正しい方法で、適切に事業ごとの損益計算書を作成する必要がある。指定管理者としてはそれに対応できるような経理体制を確立する必要があるが、現状では問題点が多い。

① 決算人件費の予算額での計上について

(結果)

各部門の人件費は人員配置等に基づいて実際発生額を基礎として計上されるべきである。しかし、いくつかの部門では、部門の人件費について実際の発生額を基礎にするのではなく、予算策定時に使用した「主査平均」（予算編成する際の、職員 1 人当たりの標準給与額で、18 年度主査の給与総予定額 ÷ 18 年度主査の総人数で算定されている）の金額に人数を乗じて、つまり予算金額をそのまま決算値として使用している。公社では一度、実際発生額を基礎にして部門別に人件費を計上するのであるが、後からいくつかの部門について、予算金額である「主査平均」ベースに置き換えている。

実際額を置き換えた部門は以下のとおりである。差額分、各部門の損益は正しく表示されなくなっている。

19 年度人件費実績

(単位：円)

	19 年度予算	① 19 年度決算	② 19 年度実績	差額 (②－①)
茶臼山動物園				
給料	70,793,000	70,792,800	71,074,500	281,700
手当	41,416,000	41,415,720	41,720,187	304,467

城山動物園				
給料	21,238,000	21,237,840	29,767,200	8,529,360
手当	12,425,000	12,424,716	16,006,445	3,581,729
ハイランドホール				
給料	3,019,000	3,019,000	3,304,400	285,400
手当	1,673,000	1,673,000	2,025,789	352,789
リバーフロント				
給料	6,047,000	6,047,000	6,055,600	8,600
手当	3,429,000	3,429,000	3,290,414	△138,586
飯綱高原スキー場				
給料	18,750,000	18,750,000	17,643,600	△1,106,400
手当	15,017,000	15,016,200	12,189,253	△2,826,947
訓練センター				
給料	7,257,000	7,256,081	8,100,000	843,919
手当	4,115,000	4,114,243	4,149,774	35,531
運営管理				
給料	33,611,000	42,151,539	33,308,960	△8,842,579
手当	21,009,000	19,471,885	18,162,902	△1,308,983

実際の数値と予算数値の差額は運営管理部門に反映させている。城山動物園を例にとると実際より決算数値は 12,111 千円少なく計上されている。実際の数字ではなく予算の数値をそのまま使用する理由は、実際の金額を計上しても指定管理料に反映されないから（たとえば城山動物園の場合）とのことである。しかし、指定管理料の交渉と正しい決算は別問題である。予算の数値でなく実際の数値を計上すべきである。

② 運営管理費の配賦について

運営管理部門は各部門に用役を提供しているので、運営管理部門経費は各部門に配賦している。具体的には平成 18 年度の運営管理部門経費の決算見込額（153,629,000 円）の平成 18 年度事業総収入額の見込額（1,929,291,000 円）に対する割合（運営管理経費割合）7.95%を基準に、各部門の事業総収入実績及び支出予算に乗じた金額を配賦している。

（結果）

ア. 平成 18 年度の決算見込み額で算定した運営管理経費割合を使用したのでは、各部門

への配賦計算を適切に行えない。運営管理経費割合を平成 18 年度決算見込みで算定した割合に固定せず、毎期の決算数値に基づいて算定すべきである。

イ. 運営管理経費には、長野市からの派遣職員の人件費および長野市への派遣職員の人件費も含まれている。この金額に対しては同額、長野市から補助金等 23,289,762 円を收受しているので運営管理経費の過剰配賦となっている。運営管理費から補助金等の金額を控除した後で、各部門への運営管理経費割合を算定する必要がある。

ウ. 運営管理経費の負担額を予算値（部門の支出予算の 7.95%）の金額に固定している部門がある。予算値を負担する根拠はなく、他の部門と同様、事業総収入の実績に運営管理経費割合を乗じた金額を負担すべきである。予算値と本来負担すべき金額との差額は運営管理部門が負担する結果になる。

予算値に固定している理由は、市の財政で認められるのは部門の予算支出の 7.95%であり、このため予算の数値に固定しているとのことである。飯綱スキー場の場合は、認められるのが予算支出の 5.9%に決まっているので、予算支出の 5.9%に固定している。指定管理料の算定に際して経費として市に認められるかの問題と、適切な部門損益の算定は別個の問題として考えるべきである。

なお、市において公社の適正な部門損益の算定を尊重した予算査定に努められたい。

以上の事項を反映して、あるべき運営管理経費負担額を計算すると以下のとおりである。

(単位：円)

部門	運営管理費負担決算 額①	修正後運営管理費 負担額 ②	差額 (①-②) (過大配賦額)
霊園	3,162,901	2,721,289	441,612
訓練センター	2,611,444	2,382,600	228,844
茶臼山動物園	20,816,121	19,490,248	1,325,873
城山動物園	7,446,000	7,125,026	320,974
総合レクリエーションセンター	13,372,854	12,309,104	1,063,750
ハイランドホール	1,092,000	853,075	238,925
リバーフロント	3,108,689	2,981,070	127,619
松代荘	32,929,855	28,332,102	4,597,753
アゼリア飯綱	12,880,059	11,081,711	1,798,348
訓練センター (収)	972,963	837,116	135,847
キャンプ場	75,290	64,778	10,512
ボート場	241,392	207,688	33,704
施設貸付	6,337,532	5,452,669	884,863
茶臼山動物園 (収)	1,111,111	955,975	155,136
城山動物園 (収)	705,926	607,363	98,563
ツマリツながの (収)	1,757,037	1,511,715	245,322
リバーフロント (収)	778,593	669,884	108,709
ショートコース	3,283,681	2,825,205	458,476
その他売店	143,057	128,083	19,874
恐竜公園	1,748,000	1,622,969	125,031
自然史館	85,517	107,160	△21,643
茶臼山マレット	569,396	524,947	44,449
茶臼山マレット (収)	336,286	290,701	45,585
飯綱高原スキー場 (収)	70,045	60,266	9,779
飯綱高原運動広場	428,744	352,944	75,800
憩の家	951,305	794,863	156,442
憩の家 (収)	23,276	20,027	3,249
飯綱高原スキー場	9,882,000	11,439,774	△1,557,774
計	126,921,074	115,745,349	11,175,725

(注) (収) は収益部門

③ 総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの、サンマリーン（収益）の「負担金補助及び交付金」について

（結果）

平成 19 年度において、運営管理部門の経費の一部を内部取引により、サンマリーンながのの経費に計上している（7,501,000 円）。

利益を多く計上すると指定管理料に反映されてしまう（サンマリーンながのの指定管理料は一年ごとに見直す）ため、サンマリーンながのの負担金補助金及び交付金の科目に運営管理部門経費の一部を計上している（サンマリーン収益も同様）。

サンマリーンながのに関して長野市と協定で、「利益の 30%」を長野市に納付することになっているので、この処理により、本来であれば長野市に納付されるべき納付金 2,251,000 円（公社の決算数値に基づき計算）が納付されない結果になっている。

サンマリーン（収益）の付替えは、1,757,037 円であり、これにより指定管理の協定書に基づいて本来であれば長野市に納付されるべき納付金 532,000 円（公社の決算数値に基づき計算）が納付されない結果になっている。

特殊事情により生じたことではあるが、サンマリーンながのの指定管理者は非公募で選定されており、本来より厳しいチェックが必要であるにもかかわらず、かかる処理が行われたことは不適切である。

今後、他の団体が競争に参加できない非公募により指定管理者に指定されていることを十分認識した上で、指定管理料の引き下げや規定された納付すべき市への納付金支払いを免れたと認識されるような行為を行わず、公正で透明な運営が必要である。

④ 観音堂と「ほろぞう君」の減価償却費の計上部門について

観音堂一式が霊園でなく運営管理に帰属し、減価償却されている。正しくは霊園会計に帰属させ減価償却費を霊園会計で処理する必要がある。

観音堂一式は、毎年 2,218,703 円を 40 年にわたって償却するもので、影響も大きい。

ミニパワー製 P C 003 「ほろぞう君」の減価償却費についても同様である。

（結果）

観音堂の平成 19 年度の減価償却費合計は、手すり工事も含め 2,235,501 円。

「ほろぞう君」の平成 19 年度の減価償却費は 17,999 円。

運営管理部門の経費は、減価償却費も含めて各部門に配賦されるので、各部門の費用が大きくなり、結果として各部門の利益が小さく計上される。

⑤ 法人税の金額について

(結果)

飯綱高原スキー場の利益が大きくなり、次年度の指定管理料の算定に影響するのを避けるため、平成 19 年度は法人税の金額を部門間で付け替えていた。各部門に法人税額を配賦するに際し、一度は正しく税額計上したが、上記の理由で付け替え処理している。付け替えの影響で利益に対する法人税額負担の比率が特に異常になっているのは以下の部門である。損益計算書を組み替えて税引前利益、法人税等を区別して表示すると以下の通りである。

(単位：円)

	施設管理	飯綱高原スキー場	茶臼山動物園
税引前利益	16,944,786	11,685,650	7,229,714
法人税等	3,203,035	6,588,174	1,219,943
当期利益	13,741,751	5,097,476	6,009,771
法人税等負担率等	19%	56%	17%

指定管理料の算定を考慮し、部門への配賦税額を調整するのは妥当でなく、適切な配賦を行うべきである。

原因の一つとして損益計算書の表示方法の問題を指摘できる。公社の損益計算書では法人税等を独立して表示せず、公課費に含めている。また利益の区分も適切でなく、税引前利益の区分がない。公益法人会計基準に関する実務指針（その 2）（日本公認会計士協会・非営利法人委員会報告第 29 号・平成 18 年 4 月 13 日）では、法人税等に関する財務諸表の表示について規定している。そこでは税引前利益と法人税等が明示される形になっている。

税引前当期一般正味財産増減額

法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額

当期一般正味財産増減額

部門別の正味財産増減計算書（内訳表）において、このように表示すれば、税引前利益と法人税等が明示されるため、部門間の法人税等の付け替えがあれば、税引前利益に対する法人税等の割合が異常になり、把握されやすくなるはずである。このような改善を行い、市の担当課におけるモニタリングにおいても、付替え等の部門間調整の事実を把握しやすくする必要がある。

公益法人会計実務 Q & A ・ 中間報告その 3（平成 6 年 9 月 5 日 日本会計士協会）でも、「法人税、住民税及び事業税の表示方法について」で、以下のように記載している。

「公益法人会計における諸税金のうち、法人税住民税等は、法人税法上の収益事業に対するものであり、計算書類上これを一覧できるように表示することが公益法人の財務内容を判断する上で便利な場合が多いので、通常の場合には、租税公課に含めないで別表示する方法が望ましい。」とある。

(2) 期間帰属誤りについて

(結果)

① 使用料及び賃借料の期間帰属の誤りについて（飯綱高原スキー場）

平成 19 年 11 月 27 日に平成 19 年 12 月 1 日から平成 20 年 11 月 30 日までの期間に対する圧雪車のリース料 7,050,000 円を支払ったが全額使用料及び賃借料として処理している。平成 20 年 4 月以降の期間に対応する分は前払費用処理して翌期に費用化すべきであり、使用料及び賃借料が 4,935,000 円、過大に計上されている。

② 原材料計上漏れについて

期末の棚卸計上から以下の原材料が漏れていた。このため同額の原材料費もしくは受託原材料費が過大に計上されている。

ショートコース

(単位：円)

品目	金額	納品日
野芝	342,000	3月31日
アワード他	921,900	3月31日
レボ他	386,610	3月31日
サッチ・リムーバー他	564,900	3月31日
計	2,215,410	

リバーフロント

(単位：円)

品目	金額	納品日
アワード他	825,615	3月31日
S F スーパーグリーン他	657,877	3月31日
山砂	49,875	3月31日
計	1,533,367	

③ 貯蔵品計上漏れについて

期末の棚卸計上から以下の貯蔵品が漏れていた。このため関連する費用が過大に計上されている。

ショートコース

(単位：円)

品目	金額	納品日
コアダイн	49,770	3月31日
コアダイн	49,770	3月31日
計	99,540	

茶臼山動物園

(単位：円)

品目	金額	納品日
パンフレット増刷5万部	577,500	3月24日
大人入園券5万枚	183,750	3月27日
計	761,250	

アゼイリア飯綱

(単位：円)

品目	金額	納品日
A重油16,000リットル	1,394,400	3月18日

飯綱高原スキー場

(単位：円)

品目	金額	納品日
リフト券ロール紙・引換券ロール紙	359,100	3月31日

④ 賞与引当金について

公益法人会計基準に関する実務指針（その2）（平成18年4月13日 日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第29号）に賞与引当金の計上について以下のように規定している。

「費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。」

現状では、賞与引当金を計上していないが12月から5月までを対象期間として、6月に賞与を支給しているため、期末において4か月分相当額を賞与引当金として計上すべきである。

(3) 表示について

① 補助金の表示について

公益法人会計基準（最終改正 平成 16 年 10 月 14 日）の注解・注 11・補助金等について、「法人が国又は地方公共団体等から補助金等を受け入れた場合、原則として、その受入額を受取補助金等として指定正味財産増減の部に記載し、・・・」と規定されている。

(結果)

現状では長野市からの補助金は雑収益に計上されているが、公益法人会計基準・注 13 に基づいて、受取補助金等として独立計上すべきである。

② 内部取引の両建て表示について

以下のような部門間の取引が行われている。

(単位：円)

項目	費用発生 部門	科目	金額	収益発生 部門	科目	金額
配湯料	訓練センター(公)	使用料	778,000	施設貸付	施設貸付料	778,000
配湯料	松代荘	使用料	8,085,000	施設貸付	施設貸付料	808,5000
土地使用料	訓練センター(公)	使用料	870,000	施設貸付	施設貸付料	870,000
配湯料	松代老人憩の家(公)	使用料	1,104,000	施設貸付	施設貸付料	1,104,000
施設使用料 (増改築部分)	松代荘	使用料	10,000,000	施設貸付	施設使用料	1,0000,000
機械損料	飯綱スキー場(公)	使用料	1,100,000	ボート場	雑収益	1,100,000
機械損料(機械リース含める)	リバーフロント(公)	使用料	4,190,523	ショート会計	雑収益	4,190,523
芝生管理委託料	茶白山マレットゴルフ(公)	委託料	640,265	ショート会計	雑収益	640,265

公益法人会計基準（最終改正 平成 16 年 10 月 14 日）の注解・注 10・「特別会計を設けている場合の総括表における内部取引高等の相殺消去について」で、

「当該公益法人が特別会計を設けている場合、他の会計区分との間において生ずる内部取引高は、正味財産増減計算書総括表において相殺消去するものとする。また、他の会計区分との間における内部貸借取引の残高は、貸借対照表総括表において相殺消去するものとする。」

と規定されている。

（結果）

現状では長野市からの内部取引高は相殺されていないが、公益法人会計基準の注解・注 10 に基づいて、最終的に消去して表示すべきである。参考までに様式 5-2 を示すと以下のとおりである。

科目	〇〇会計	〇〇会計	〇〇会計	内部取引消去	合計
〇〇〇					

内部取引消去の部分で内部取引を消去する。

③ 消費税の中間納税額と未払消費税額の両建て表示について

（結果）

未払消費税の金額は予定納税の金額を控除した確定未払税額で表示される必要があるが、以下のように前払費用（予定納税額）と両建てになっている。

前払費用 25,462,800 円（予定納税額）

未払消費税 43,228,400 円（年間預り税額）

貸借対照表には予定納税額を相殺して、消費税申告書の「消費税及び地方消費税の合計」の金額 17,765,600 円を未払消費税に計上すべきである。

④ 松代荘の長野市への納付金の科目について

（意見）

松代荘の長野市への納付金（指定管理の協定書に基づく、純利益の 50%分の長野市への納付金）は「使用料及び賃借料」の科目で処理されている。使用料及び賃借料は使用や賃借の事実に基づいて必ず支払われるべきものであり、利益がマイナスの場合は支払われない納付金の科目としては妥当でないと思われる。松代荘以外はすべて負担金補助及び交付金で処理されている。同様の内容にもかかわらず処理する科目が異なっているのも適切でない。

⑤ 過年度損益修正損益について

公益法人会計基準（最終改正 平成 16 年 10 月 14 日）の注解・注 12・「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目について」で、「一般正味財産増減の部における経常外増減に属する項目には、臨時的項目及び過年度修正項目がある。」と規定されている。

（結果）

公課費の中に過年度損益修正項目（平成 18 年度の消費税修正申告に基づく納付額 6,526,800 円）が含まれている。公益法人会計基準の注解・注 12 に基づいて、経常外増減項目として独立して記載すべきである。

(4) 税金の関係について

① 消費税に関する更正の嘆願について

平成 18 年度の消費税過大納付（平成 18 年度の消費税修正申告に伴い修正済み）の内訳は以下のようにになっている。

ア. 課税仕入れに係る支払対価の額、過少計上

通勤手当 12,495,742 円→消費税と地方消費税の過大納付額 595,000 円

イ. 売上に係る対価の返還等の金額、過少計上

長野市へのリポート（納付金）の支払い 16,216,000 円→消費税と地方消費税の過大納付額 772,100 円。

平成 17 年度以前も同様の処理（つまり消費税の過大納付）を行っていたとのことである。更正の請求期限（法定申告期限から 1 年間）を過ぎた後でも、「法定申告期限から 5 年間」は税務署長に対して「嘆願書」を提出して、税務署長の職権での減額更正を申し出ることができる。「嘆願書」の提出を検討されたい。

② 遊休資産の減価償却費について

（結果）

遊休資産である西山の家及びしなの山荘の建物設備等について減価償却を実施している。税務上、遊休資産の減価償却費は損金算入されないため、申告に際して修正すべきである。このうち、しなの山荘については市に返還しているため、税務上も除却処理が必要である。遊休資産の平成 20 年 3 月末現在の内訳は以下のとおりである。

（単位：円）

施設名	資産名	取得価額	減価償却費	期末簿価
西山の家	建物	28,577,767	1,954,720	2,036,866
	排水設備工事	470,000	27,918	246,656

	メーター交換工 事	350,000	20,790	183,680
	計	29,397,767	2,003,428	2,467,202
しなの山荘	交換機一式	1,300,000	12,999	52,001
	大型バス（中 古）	200,000	1,999	8,001
	タバコ自動販売 機	369,000	3,689	14,761
	紙幣交換機	298,800	2,987	11,953
	食堂用椅子・テ ーブル	924,000	9,239	36,961
	食器洗浄機	1,214,000	12,139	48,561
	看板	220,000	2,199	8,801
	テックレジスタ ー	400,000	3,999	16,001
	計	4,925,800	49,250	197,040

③ アゼィリア飯綱の食糧費について

(結果)

すべて課税仕入で処理されている。香典について対象外で処理する必要がある。

④ 節税について

退職金に関して外部拋出型を採用すれば、掛け金を支払う都度、掛け金が損金になるため、掛け金の保全等のリスクに留意しつつ、選択肢の一つとして検討することが望まれる。

10. 予算計上について

(1) ボート場の賃金の予算額について

18年度、19年度とボート場の賃金の予算額が決算額を大きく上回った額で設定されているので、実績に見合った予算額とすべきである。予算には、業務執行機関への予算執行権限の付与及び業務執行上の恣意的執行の抑制・規律化という重要な機能があり、業務執行機関の執行権限付与の前提として重要な機能を有しており、適正に作成の上、承認されるべきである。

(単位：円)

	18年度		19年度		20年度
	予算	決算	予算	決算	予算
賃金	1,028,000	0	1,028,000	286,360	1,028,000

(2) 総合レクリエーションセンター（サンマリーンながの）について

(意見)

光熱水費と使用料・賃借料について、以下に示すように毎年予算に対して実績の金額が少なくなっている。光熱水費及び使用料及び賃借料の大部分を占める水道使用料は、過去3年間の実績の平均値を予算としている。

予算として平均値を使用することを否定するものではないが、光熱水費は予算と実績の差異が大きく、毎年決定する指定管理料の算定に際して、一定の考慮が必要と思われる。

(単位：円)

	18年度		19年度		20年度
	予算	決算	予算	決算	予算
光熱水費	35,872,000	24,666,344	32,202,000	24,624,742	30,309,000
使用料・賃借料	20,989,000	19,601,129	25,984,000	21,614,061	25,440,000
指定管理料	131,702,000	131,702,000	135,000,000	135,000,000	135,000,000
利益	△930,000	9,183,000	△2,421,000	80,055	0

(3) 城山動物園について

以下のように城山動物園の18年度、19年度の飼料費について予算が実績を上回っている。生き物相手とは言え、差異の割合が高い。実績を考慮しながら動物等の個体数に見合った予算額とすべきである。

(単位：円)

	18年度			19年度		
	予算	決算	差異	予算	決算	差異
指定管理料	93,426,000	93,426,000	0	93,085,000	93,085,000	0
飼料費	8,663,000	4,284,474	4,378,526	8,248,000	5,066,352	3,181,648
利益	△69,000	3,608,894	△3,677	△35,000	4,003,061	△4,038,061

11. 資産管理について

(1) 松代荘について

① 長野市の所有する備品について備品表が作成されていない。

(結果)

長野市の所有備品について、現品管理の基本となる備品表が作成されていない。指定管理者として協定書に基づく管理責任を履行するためには、備品表により管理対象になる市の資産が明確になっていなければならない。長野市と公社双方に問題がある。現地で確認した、本来備品表に記載され、管理の対象になるべき資産としてたて看板、冷温蔵庫、スチーム式温蔵庫、ステンレス台（調理台）、大型金属製スチーム（蒸し器）、大型金属製炊飯器、レストランの机・いす、ロビーの応接セット、カラオケルームのソファ等が把握された。

平成17年度包括外部監査分の措置の通知書に「備品管理」について以下のように記載されている。

(平成17年度包括外部監査 指摘事項等)

「・備品台帳への記載漏れについて

備品管理台帳への記載漏れについて備品の適正な管理を行うためには、少なくとも1年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品台帳への記載漏れ等が発見できたものと考えられる。

・備品への標識の添付について

備品の適正な管理を行うためには、少なくとも1年に一度は、備品台帳と現物の保管状況の調査を行う必要がある。この照合作業が行われていれば、備品番号の標識添付の不備が発見できたものと考えられる。

・現物と台帳の照合

備品の現物に管理番号等の記入がなく、台帳との照合が困難な状況にある。合併に伴い新たな台帳の作成と現物への備品シールの張付け、管理を徹底すべきである。」

(同 措置状況)

「 監査後、再度備品台帳との照合作業を行い、指摘のあった記載漏れ備品の台帳登録を完了させた。・・・委託契約締結に際し、仕様書中に定期的な照合作業の実施を明記した。また、適正な備品管理が実施されるよう現場へ指示徹底するとともに、年1回市立会の下で照合作業を実施することとした。

不備のあった備品標識は再出力し添付を完了させた。

平成18年度中に備品の現物を確認し、備品番号を設定した台帳を整備するとともに、備品シールの張付を行う。」

以上のように平成17年度包括外部監査の指摘事項に対して、観光課の措置状況が報告されている。今回、松代荘における備品管理について平成17年度包括外部監査と同様の指摘事項が把握された。観光課として、関係する各団体すべてに指導を徹底する必要がある。

指定管理の仕様書中に、定期的な照合作業の実施を明記し、また、適正な備品管理が実施されるよう現場へ指示徹底するとともに、年1回市立会いの下で照合作業を実施するのであるため、徹底が必要である。

② 会社の所有する備品の管理について

(結果)

会社の所有備品については管理されていたが、いす等複数個所有しているものについて、「一式」と表示されていた。これでは個々の現品管理を行うことができない。実際の現品管理に利用するためには、数量が記載されていなければならない。また、現品に現品管理票が付されておらず、現品管理の水準は高くなかった。

③ 松代荘宿泊者専用浴室の登記について

平成19年度に宿泊者専用風呂を会社で建設したが、平成20年度中には登記されなかった。平成21年中に登記手続きを実施し、固定資産税を納付するようにするとのことである。

④ フェンス設置工事の固定資産台帳への記載について

(結果)

会社の所有物であるが会社の固定資産台帳に記載されていない。記載する必要がある。

(2) 飯綱高原スキー場について

平成17年度包括外部監査分の措置の通知書に「スノーモービルの所有者」について以下のように記載されている。

(平成17年度包括外部監査 指摘事項等)

「スキー場で使用しているスノーモービル6台のうち、4台は市の財産として備品台帳に登録があり、残り2台は委託費の中で会社が購入したものと思われるが、市・会社のいずれの台帳にも登録されておらず所有者が不明となっている。市が施設を所有し、管理運営のみを委託している以上、固定資産については市が取得、所有する必要がある、委託先に固定資産を所有させておくと委託先を変更した場合、市は再度同じ資産の取得が必要となるため、委託料から購入した固定資産についての所有権を明らかにしておく必要がある。」

(同措置の通知書 措置状況)

「開発公社と確認を行った結果、市の管理財産とすることが適当と判断し、平成18年度において台帳に登録する。」

(結果)

平成19年度に公社が受託購入備品費で購入したスノーモービルやシーケンサーについて、市の管理台帳に記載されていない。平成17年度包括外部監査指摘事項に対する措置の通知書において、「開発公社と確認を行った結果、市の管理財産とすることが適当と判断し、平成18年度において台帳に登録する。」と通知しているにもかかわらず、市の管理台帳に記載されていなかった。なお、公社の台帳にも記載されていない。

(意見)

備品購入費を含めて指定管理者に交付した場合でも、それはあくまで管理の対価として交付されるものであり、当該備品は指定管理者の所有とするのが適切と考える。現状では公社は自己の固定資産として管理しておらず、受託購入備品費で処理している。つまり公社の負担で一時に費用化している。現物は固定資産であり、公社の所有とする場合は固定資産に計上して、減価償却で費用化していくのが適切な処理と思われる。

市の管理財産とする場合に、一時に費用化（受託購入備品費）して問題ないか、寄付金認定されないか、等の問題もある。

(3) 西山の家について

西山の家の状態

土地 長野市大字上松字滝上の山 1861 外 約 4,000 m²
建物 鉄骨鉄筋コンクリートブロック木造、亜鉛メッキ鋼板
地下2階付き平屋建て 延べ床面積 1,024.66 m²

(結果)

西山の家は利用されない状態が長期化し著しく老朽化が進んでいる。安全面でも問題があり早急に建物及び構築物の取壊しと撤去、もしくは責任ある相手への土地の譲渡（建物及び構築物と一緒に）を検討すべきである。

(4) しなの山荘について

平成17年度末で閉鎖され、市へ返還し、市において解体する予定である。

(5) ローラースケート場のスケート靴、ヘルメット、エルボーについて

ローラースケート場のスケート靴、ヘルメット、エルボーが固定資産に計上されている。財務規則には固定資産の範囲が規定されている。これによると、固定資産とは耐用年数が1年以上で、かつ1個又は1組の取得価格が20万円以上の事業用資産等と規定している。スケート靴、ヘルメット、エルボーは財務規則の固定資産の定義に該当せず、消耗品費等で処理すべきものだったと思われる。詳細は以下のとおり。

(単位：円)

		取得価額	平成20年3月末簿価
ヘルメット	50個	79,286	3,173
エルボー		326,510	13,061
スケート靴	300足	6,695,000	267,801

12. ガバナンスについて

従来の公益法人制度では、法人のガバナンスについての詳細な規定が民法に置かれておらず、主務官庁ごとに監督が行われていた。新制度では、主務官庁制を廃止して準則主義を採用するにあたり、法人自らが責任を持って自主的・自律的に運営を行っていけるよう、法律でガバナンスに関する様々な事項を明確に定めることになった。

従来の公益法人に置かれている理事会や評議員、評議員会は、主務官庁の指導監督や法人の判断により置かれている任意の機関だった、しかし新制度においては法律に定める機関となり、その権限や義務は法律に定められている。したがって、従来の公益法人が新制度に移行する際には、法律にのっとった選任等の手続を定款に定め、選任等を行う必要がある。

新制度では従来認められていた委任状による代理人の出席が認められなくなり、理事会の運営方法の改善が必要になった。

新制度の扱いについて引用すると以下のとおりである。

理事は、その個人的な能力、資質、手腕に信頼を受けて法人の運営を委任された者であることから（法第64条、第172条第1項、民法第644条）、理事は自ら理事会に出席し、議決権を行使することが求められる。また、理事会は、理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場である。したがって、理事会に代理人が出席して議決権を行使することを定めることは認められないし、理事が理事会に出席することなく書面等によって理事会の議決権を行使することも認められない。また、理事が一堂に会することなく、議案の賛否について個々の理事の賛否を個別に確認する方法で、過半数の理事の賛成を得て決議するようない

わゆる持ち回り決議も認められない。

理事会設置一般社団法人においては、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の「全員」が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす旨を定款で定めることができる（法第96条。）。

(1) 理事会への出席状況

公社の理事会への理事の出席状況は以下のとおりである。

〈理事会〉

開催日	本人出席	代理出席	委任状
平成19年5月25日	5名	2名	5名
平成19年11月30日	6名	5名	1名
平成20年3月26日	7名	3名	2名
平成20年5月26日	5名	3名	4名
平成20年10月28日	8名	2名	3名

参考までに総会への理事の出席状況は以下のとおりである。本人、代理の区別は理事本人か理事以外かによる。

〈総会〉

開催日	本人出席	代理出席	委任状
平成19年5月25日	3名	2名	2名
平成19年11月30日	3名	3名	1名
平成20年3月26日	1名	6名	—
平成20年5月26日	2名	2名	3名
平成20年10月28日	3名	4名	—

(2) 非営利性が徹底された法人の要件を充足する定款

一般社団法人に移行する場合、「非営利性が徹底された法人については、収益事業につ

いてのみ課税する」という法人税の規定の適用を受けるためにも、非営利性が徹底された法人の要件を充足する定款を作成することが大切である。

- ① 定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること
- ② 定款に解散時の残余財産が公益社団・財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること。
- ③ ①または②の要件にある定款の定めに違反した行為を行っていないこと
- ④ 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下であること

13. 内部統制について

(1) 日報入力タイミング

(意見)

アゼリア飯綱では、週に一度、金融機関の集金に合わせて日報（収入伺い）の入力を行っている。

売上現金、未収金、カード売上の情報は毎日事務局に報告される必要があるので、日報入力は毎日行う必要がある。

現状、売上の種類別把握に手数を要しているとのことであるが、システムで宿泊、休憩、会議、食堂、売店等の種類別売上高が把握できるようにすることが望ましい。また、入力後に出力される日報において、借方の情報（売上現金とか未収金とか）と貸方の情報（種類別売上高等）が一覧で把握できるような表示に改善されることが望ましい。

(2) 期末の手元現金について

平成17年度包括外部監査で入金管理について以下の指摘がある。

「リフト券収入や貸スキー収入等の収入については、原則として当日はホテルの金庫に保管し、翌営業日に金融機関に入金することとしている。しかし、平成17年2月の入金状況を入金伝票により確認したところ、実際の収入から金融機関への入金までに3～10日程度かかっている事例が散見された。理由を確認したところ、職員が多忙のためとのことであった。」

これに対して措置状況として、「平成18年5月よりホテルの職員が1名増となったことから、平成18年度より速やかな入金処理を行うよう改善する。」とある。

平成 19 年度期末時点における手持ち現金の内容を一覧で示すと以下のとおりである。

(単位：円)

施設名	釣銭	現金売上げ	計	摘要
事務局			0	
霊園管理事務所	5,000		5,000	
飯綱スキー場		1,530	1,530	3月31日分
訓練センター	150,000	26,000	176,000	3月31日分
訓練センター (食堂・売店)		56,265	56,265	3月31日分
茶臼山動物園	320,000	1,024,100	1,344,100	3月27日～3月31日分
茶臼山動物園 (売店)		304,722	304,722	3月27日～3月31日分
城山動物園	240,000	350,900	590,900	3月28日～3月31日分
城山動物園(売店)	70,000	145,160	215,160	3月28日～3月31日分
総合レクリエーションセンター	510,000	98,100	608,100	3月31日分
総合レクリエーションセンター (売店)		265,335	265,335	3月30日～3月31日分
松代荘	450,000	1,063,976	1,513,976	3月31日分
アゼィリア飯綱	300,000	2,161,455	2,461,455	3月26日～3月31日分
施設貸付	143,000		143,000	釣銭
リバーフロント	210,000	28,460	238,460	3月31日分
その他売店事業				
松代老人憩の家	5,000	11,400	16,400	3月31日分
マレットゴルフ (売店)	0	0	0	
松代老人憩の家 (売店)		10,865	10,865	
計	2,403,000	5,548,268	7,951,268	

(意見)

茶臼山動物園やアゼイリア飯綱において特に金融機関への預け入れまでの期間が長くなっており、また手元現金金額が大きくなっている。17年度の指摘および措置にあるように、安全面からも早めに金融機関への預け入れを行う必要がある。

釣り銭の設定金額が高いように思える施設があるが、施設内の複数の場所（自動販売機も含む）に釣り銭を設定する必要があるためである。

14. 公益法人制度改革について

(1) 公社にとっての公益目的支出計画策定上の留意点

開発公社は平成20年12月1日の新制度施行に伴い、特例民法法人になり、平成25年11月30日までに、特例民法法人から一般社団法人への移行認可か、公益社団法人への移行認定手続きを行う必要がある。

先に掲げた公益社団法人と一般社団法人の比較表を現在の開発公社に当てはめてみると、公益社団法人に認定されるのはかなり困難と思われる。公社の事業の大部分が指定管理者としての業務であり、中期的には赤字になることが考えづらい。収益事業からの利益の繰入が困難で、収支相償の要件も満たすのが困難と思われる。また、事業の大部分が指定管理者としての事業であり、指定管理者としての事業の継続性は保証されない点を考慮すると、公益認定された場合には指定管理者交代による公益目的事業比率の急激な減少による公益認定取り消しの恐れもある。加えて、仮に公益社団法人に認定されても大きなメリットはないと思われる（寄附を主要な財源にしていない等）。

一方、一般社団法人に移行しても、「非営利性が徹底された法人等」に該当するようになれば、受取利子等に係る源泉所得税について課税される他に、デメリットは特に把握されない。

以上から、一般社団法人への移行認可を受けることを前提に考える。

移行認可の基準は、①定款の内容が法人法に適合するものであること、②適正な公益目的支出計画を作成し、確実に実施すると見込まれること、である。

一般社団法人に移行する場合の公益目的支出計画は、公益法人の時代に蓄積されてきた純資産を、一般社団法人に移行後も公益目的事業や従来 of 事業もしくは公益的な団体への寄付に使わせようという趣旨の規定である。

外郭団体時代に、市と一体となり、補完業務、代替業務を実施し、また直接間接に財政支援を受けて蓄積された純資産は、外郭団体としての本来の目的に使用されることが期待される。社団の枠の中だけで支出のための支出が行われないように留意すべきである。

公社の実態に合った公益目的支出計画をどのように策定するかが移行認可に際してのポイントになると思われる。今後の公社の方向性を左右することでもある。公益目的支出計画の策定は慎重に行い、外郭団体にふさわしい支出計画を策定すべきである。必要に応じて積極的に市への寄付も検討すべきである。

公益目的支出計画の策定に際しては、実施事業等を選定する必要がある。繰り返しになるが、実施事業等とは、①公益目的事業、②これまで実施してきた公益事業、③公益的な団体への寄附である。

これまで実施してきた公益事業については、従来の公益法人として実施してきた事業のうち、従来の主務官庁が「公益的な活動」として認める事業を実施することができるというものであるが、この場合でも、都道府県の合議制の機関が、指導監督基準等に照らして公益にふさわしくないと判断した場合には、実施事業として認められないことがあるので注意が必要である。

公益目的支出計画策定に際しては、「実施事業等」から赤字の事業等を任意に選択する必要がある。開発公社の損益構造は先に示した通りであるが、現在赤字を計上している自主事業と受託事業は廃止すべき事業であり、これを従来事業と位置づけ公益目的支出計画を作成するのは妥当でない。

赤字事業を除くと松代荘を含む指定管理事業が大部分を占める。松代荘は黒字事業であり、指定管理事業は他事業者との競争原理の問題もあり、中期的に赤字を計上する事業に該当しないと思われる。

したがって、公益目的支出計画に適合する実施事業等を選定するにはかなりの困難が予想される。対象となる純資産額の金額も平成 20 年 3 月末現在、簿価ベースで 1,607,080,240 円と大きい。市への寄附が期待されるゆえんである。

なお、公益目的支出計画における実施事業の費用の範囲は実施事業のために要する費用に限られるので、実施事業に関係ない、遊休資産の処分に要する支出は含まれないと解される。

西山の家（遊休資産）の処分は支出計画の費用にならない。西山の家は放置されており危険であり、取壊す場合の負担は実施事業の費用に該当しないので、取壊す場合は、一般社団法人へ移行する前に取壊すことが望まれる。

(2) 会計ソフトについて

公社の財務会計システムは平成 8 年に 21,530,360 円、平成 15 年にネットワーク分 4,508,000 円の計 26,038,360 円で構築されている。公益法人会計基準に準拠した計算書類作成の重要性は会計基準で指摘したとおりであるが、公益法人会計基準に対応するための負担の軽減に留意していただきたい。様々な改正がおこなわれているが、公社に関係する改正項目は限られている。財務数値の集計過程に影響を与えるものではなく、いわば表示

の仕方の改正である。改正の内容を公社自ら把握し、必要な機能を明らかにし、複数から見積書を取り寄せ、極力負担を少なくして対応していただきたい。今の決算書を組み替えて作成することも可能である。他の外郭団体とも必要に応じて連絡をとりながら進める必要がある。

V. 社団法人長野市農業公社

1. 団体の概要

(1) 団体概要

農業公社の定款によれば、農業公社の目的は、次の通りである。

公社は、農業者、農業関係団体、商工事業者及び行政の連携による運営により、農作業支援体制の再構築、農地保有合理化事業の促進、多様な担い手の育成確保及び農業者と消費者や都市住民との結びつきの強化を図り、もって長野市農業の発展と地域社会経済の活性化に寄与することを目的とする。

2. 監査の結果等

(1) 規程

① 契約規程の整備時期

公社において契約規程が整備され、施行されたのは平成 19 年 11 月 1 日である。公社の設立は平成 19 年 8 月 1 日であり、その他の重要規程は設立当初から整備され施行されていた。

(結果)

契約規程は、公社の契約事務を適切に行うため、重要な規程であるから、他の規程同様設立当初から整備し施行されるべきであった。

(2) 市との取引関係

① 補助金

長野市より農業公社へ補助金として交付された金額とその内訳は次の通りである。

事業補助金（農業生産法人育成事業）	3,450,000 円	(a)
派遣職員給与補助金	19,215,000 円	(b)
嘱託・臨時職員給与補助金	9,320,000 円	(c)

運営補助金	3,500,000 円	(d)
当初金額	<u>35,485,000 円</u>	
管理費・初度調弁分	<u>4,243,000 円</u>	(e)
合計交付決定額	39,728,000 円	

これらの補助金交付額については、農業公社を長野市とともに設立したグリーン長野農業協同組合とながの農業協同組合との間で負担について合意がある。

事業補助金(a)については、決算後剰余があれば長野市に返還する。

派遣職員給与補助金(b)と嘱託・臨時職員給与補助金(c)については、決算後剰余があれば長野市に返還する。不足があれば長野市が負担する。

運営補助金(d)と管理費・初度調弁分(e)については、長野市と農業公社を設立した2農協で折半負担する。

まず、事業補助金(a)については、農業生産法人育成事業補助金で 353,000 円の執行額で、差額 3,097,000 円は市に返還されている。

また、派遣職員給与補助金(b)と嘱託・臨時職員給与補助金(c)については、交付金額合計 28,535,000 円に対して、対応する人件費の実支出額は 25,934,045 円であり、差額の 2,600,955 円は、市に返還されている。

次に運営補助金(d)と管理費・初度調弁分(e)について検討する。

農業公社の決算書の管理費支出から市負担の人件費部分を控除すると、次の通りである。

19年度の管理費		32,686,956
うち市負担人件費		
給料手当	14,089,289	
臨時雇用賃金	3,957,846	
福利厚生費	<u>2,615,200</u>	<u>20,662,335</u>
差引		12,024,621

この 12,024,621 円は (d)と (e)に対応するものであるから、長野市と2農協で折半して 6,012,310 円ずつ負担すべきものである。農業公社は、2農協からは 9,000,000 円、長野市からは 7,743,000 円の補助金を受け取っているが、いずれも差額の返還は行われていない。

(結果)

長野市においては、農業公社より提出された実績報告書により、補助金額の確定を行っているとのことであるが、補助金額の確定は重要な手続きであるから、農業公社からの実績報告については決算書と突合するなどしてその妥当性を確認すべきであった。今後は、公社からの報告内容について、市側で随時報告を求めたり、必要に応じて事業実施状況の確認等を行ったりすることも検討する必要がある。

農業公社において補助金の返還を行わなかった経緯は、公社設立時に運転資金にあてる出資を得ておらず、返還すると運転資金がなくなるため返還できなかったとのことである。しかし、運転資金は常務理事の専決により借入金でも調達できるし、補助金を返還しない理由とはならない。また、そもそも、設立当初の運転資金が確保できないようでは、設立時の事業計画に問題があったことになる。

農業公社は、長野市、グリーン長野農業協同組合及びながの農業協同組合との間で、当該差額の取り扱いについて協議を行い、補助金を返還する必要があるか否かについて今後調整する必要がある。

(3) 社員間の負担

平成 19 年度末現在の農業公社の社員は、長野市、グリーン長野農業協同組合、ながの農業協同組合、長野市水田農業振興協議会の 4 者である。

事業費と事務所管理運営費の赤字については、長野市が 2 分の 1、グリーン長野農業協同組合とながの農業協同組合がそれぞれ 4 分の 1 を負担し、また、人件費については、市派遣職員人件費および臨時職員の人件費を市が負担することになっている。

(結果)

上記の市と両農協の負担割合については、文書が作成されておらず、不明確である。

市の補助金額を確定するための重要な事項であるから、今後、負担割合を明確化するために、市と公社間、公社と農協間で文書化する必要がある。

(4) 公社の契約事務の執行

① 公益法人会計システム

公社の会計システムについては、平成 19 年 11 月 20 日の伺いで常務理事により決裁され、業者の提案書によると平成 19 年 12 月から導入作業が行われている。また、リースによる支払い契約の締結については、平成 20 年 3 月 3 日に事務局長あて報告されている。

契約内容は次の通りである。

相手先 株式会社 電算 (公社賛助会員)

リース契約金額 月額 201,600 円 (60 か月) 総額 12,096,000 円

(結果)

この契約については、次のような問題がある。

ア. 契約規程違反

この契約は、はじめから相手先を特定した随意契約であった。

公社契約規程第 29 条では、一定の金額以下の場合及び地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号から 9 号のいずれかに該当する場合には、随意契約をすることができる旨記載がある。

本契約は、金額が一定額を超えるため、地方自治法施行令 167 条の 2 第 1 項 2 号から 9 号のいずれかに該当しない場合には、随意契約とすることができない。

公社が作成した平成 19 年 11 月 20 日の伺書によれば、相手先特定の理由は「市内で唯一公益法人会計システムの開発を行っている」というものである。

しかし、次の理由で、伺書に記載された理由が随意契約を認める理由とはならないと考えられる。

- ・市内の業者に特定する理由がない。
- ・公益法人会計については、パッケージもあるため、わざわざ開発を行っている業者に限定する必要がない。

農業公社は、今後の契約事務の執行にあたっては、上記のようなことがないよう十分留意する必要がある。

イ. 価格の妥当性

公社契約規程第 30 条によれば、予定価格調書の作成が必要であったし、また第 31 条によれば 2 社以上から見積書を徴すべきであった。第 31 条には、1 者から見積書を徴することができる場合が列挙されている。このうち、「(2)契約の目的または性質により契約の相手方が特定されるとき。」に該当するか否かについては、ア. で述べた理由により該当しない。

公社は、価格の妥当性を検討しないまま本契約を締結したことになる。

なお、公益法人会計については、平成 20 年 12 月 1 日以後開始する事業年度から会計基準が変更されるため、開発による場合にはさらに追加費用が発生する可能性がある。

今後、現在の契約を継続するか、あるいはパッケージソフトを利用することに変更するか、公社として検討する必要がある。

なお、公益法人会計についての市販のパッケージソフトは、機能にもよるが数十万円から存在する。

② 契約の相手先

公社からのヒヤリング結果では、平成 19 年度に公社が契約を締結する場合には、公社の賛助会員から優先的に契約先を選定したとのことである。

(意見)

公社は、公益法人であり、組合や同業者団体ではないので、このような行為は不適切である。また、賛助会員も、公社との契約締結を期待して賛助会員になったのであれば、公益法人の会員として問題がある。

公社は、公益法人であることを自覚して、契約行為に臨むべきであった。

なお、公社によれば、平成 20 年度中に上記のような行為を改め、契約規程に従って会員以外からも相手先を選定するようになったとのことである。

(5) 会計

① 管理費計上額の妥当性

決算書の管理費支出のうち、賃借料使用料支出には、ながの農業協同組合に対する事務所使用料の支払い 4,456,800 円（月 371,400 円×12 か月）が含まれている。

補助金要求時の書類では、事務所の賃借料支出は事業費と管理費で半分ずつ負担するとの記載であったが、実際には全額管理費に含めて処理され、補助金対象となっている。

(結果)

公社は、正しい決算書を作成して市が補助金額を適性に算定できるように報告すべきであったし、市側では公社の決算内容を精査すべきであった。

今後、(2) ①で述べた件と同様に、今後の処理について市と協議する必要がある。

(6) 公社に関する農政課予算

農政課によると、公社に関する農政課の予算については、予算編成時に公社の当初要求を聞き、精査して計上しており、財政課への説明は、公社に立会い一緒に説明しているとのことであった。

(意見)

財政課への説明は、農政課自身で行うべきであり、農政課が公社の内容を理解し、十分査定を行い、そのうえで財政課へ説明する必要がある。

VI. 財団法人ながの観光コンベンションビューロー（コンベンションビューロー）

1. 団体の概要（平成 20 年 4 月 1 日現在）

(1) 団体の概要

1	設立・沿革	昭和 62 年 6 月 財団法人設立 長野県知事認可 昭和 63 年 4 月 長野市が国際コンベンションシティに認定される。運輸省（現国土交通省）が認定。 平成 6 年 10 月 長野市が国際会議観光都市に認定される。運輸省（現国土交通省）が認定。 平成 15 年 4 月 財団法人ながの観光コンベンションビューローが長野県知事の認可を受ける。
2	設立目的	長野市の産業、自然、文化、歴史などの資源及び長野冬季オリンピックの有形無形の財産を活用し、コンベンション（イベント・各種大会・見本市等）の企画・誘致及び支援並びに観光の振興を図り、もって長野市の産業経済の活性化及び文化の向上並びに国際相互理解の増進に寄与する。
3	基本財産	103,000 千円 （内訳） ・市 52,000 千円 ・民間 47,600 千円 ・予算組替 3,400 千円
4	賛助会員	579 会員
5	役員	理事 25 名 監事 2 名
6	評議員	評議員 20 名
7	事務局	職員 24 名 ・事務局長 1 名、総務部 4 名 ・コンベンション部 4 名 ・観光部 15 名
8	主な事業内容	(1) コンベンション誘致に関する事業 ・国内外のコンベンション主催者、事務局に対し、長野市での会議、大会等開催の誘致活動 (2) コンベンション支援に関する事業 ・市内で開催されるコンベンションの主催者及び参加者への支

		<p>援活動（歓迎看板・ポスター、各種パンフレット、バッグなどの提供）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内で開催されるコンベンション主催者へ宿泊数に応じて助成金を交付 ・コンベンションの主催者に対し、開催準備金の貸付 <p>(3) コンベンション情報収集並びに広報宣伝に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関紙「インフォーム長野」、コンベンションカレンダーの発行 ・主催者、参加者へのアンケート調査 ・開催実績調査、経済波及効果の試算を公表 ・インターネットホームページの開設 ・個人向け携帯電話サイト（QRコード）を開設し長野市の最新情報を発信する。 <p>(4) 関連組織との協調に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J N T O（国際観光振興機構）、J C C B（日本コンGRESSコンベンションビューロ）からの情報収集及び情報交換、職員研修の実施 ・賛助会員セミナーの実施 <p>(5) 自主イベント創造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント創造に向け各種団体・業界と情報交換や勉強会を開催し、実施可能なイベントを組織する。 <p>(6) 観光振興に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光宣伝並びに観光客の誘致活動 ・観光パンフレット、ポスター等の作成 ・「おもてなしの心」あふれる観光地づくりの推進 <p>(7) フィルムコミッションに関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画、ドラマ、CMなどの撮影・制作支援を行うフィルムコミッションを平成15年12月12日に設立し映像を通じ観光客誘致や地域文化の向上につなげる。 <p>(8) 観光支援に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関・団体と連携しての観光宣伝 ・観光情報センター等観光案内と質の高い観光情報の提供 ・各種観光行事・イベント等の支援
--	--	---

(2) 団体の財務状況

① 収支計算書推移

収支計算書総括表				
	平成16年度	17年度	18年度	19年度
	(単位:千円)			
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収支				
① 基本財産運用収支	62	62	62	92
② 受託料収入	167,410	187,788	40,633	0
③ 補助金収入	179,671	216,623	216,191	215,914
④ 会費収入	11,191	11,718	12,169	11,614
⑤ 事業収入	2,220	2,039	2,934	6,191
⑥ 負担金収入	1,000	1,000	1,000	1,000
⑦ 雑収入	1,277	322	1,290	212
⑧ コンベンション開催準備金貸付事業回収収入	0	0	0	3,000
事業活動収入計	362,832	419,552	274,277	238,024
2 事業活動支出				
① コンベンション事業費支出	44,887	46,950	49,735	46,810
② 観光振興事業支出	41,729	59,715	88,184	95,408
③ コンベンション開催準備金貸付事業支出	0	0	0	3,043
④ 管理費支出	276,038	303,214	145,359	99,315
事業活動支出計	362,654	409,878	283,278	244,576
事業活動収支差額	178	9,673	-9,001	-6,552
III 財務活動収支の部				
1 財務活動収入				
① コンベンション開催準備金借入金収入	0	0	0	3,000
財務活動収入計	0	0	0	3,000
2 財務活動支出				
① コンベンション開催準備金借入金返済支出	0	0	0	3,000
財務活動支出計	0	0	0	3,000
財務活動収支差額	0	0	0	0
当期収支差額	178	9,673	-9,001	-6,552
前期繰越収支差額	10,534	10,711	20,385	11,384
次期繰越収支差額	10,711	20,385	11,384	4,832
(注) 主な増減				
(平成18年度)				
① 受託料収入の減少、管理費支出の減少				長野市との長野市若里多目的スポーツアリーナ及び長野市若里市民文化ホールの管理運営委託契約終了による。
(平成19年度)				
① 受託料収入の減少、管理費支出の減少				長野市との松代藩文化施設の管理運営委託契約終了による。
② 観光振興事業支出の増加				NHK大河ドラマ「風林火山」に係る旅行代理店への送客促進支援金の交付による。

② 貸借対照表推移

貸借対照表総括表				
(単位:千円)				
	平成16年度	17年度	18年度	19年度
I 資産の部				
1 流動資産				
①現金預金	64,225	69,730	52,019	47,060
②未収金	315	160	1,656	428
流動資産合計	64,540	69,890	53,674	47,488
2 固定資産				
①基本財産				
基本財産定期預金	103,000	103,000	103,000	103,000
②その他の固定資産				
什器備品	447	279	112	0
固定資産合計	103,447	103,279	103,112	103,000
資産合計	167,987	173,169	156,786	150,488
II 負債の部				
流動負債				
①未払金	53,291	48,833	41,620	42,242
②預り金	537	672	670	414
流動負債合計	53,829	49,505	42,291	42,656
負債合計	53,829	49,505	42,291	42,656
III 正味財産の部				
1 指定正味財産				
寄付金			103,000	103,000
(うち基本財産への充当額)			103,000	103,000
(うち特定資産への充当額)			0	0
2 一般正味財産			11,496	4,832
(うち基本財産への充当額)				
(うち特定資産への充当額)				
3 正味財産	114,158	123,664		
(うち基本金)	103,000	103,000		
(うち当期正味財産増加額)	130	9,506		
正味財産合計	114,158	123,664	114,496	107,832
負債及び正味財産合計	167,987	173,169	156,786	150,488

2. 補助金について

過去3年間の一般会計の事業活動収入と補助金収入依存度の推移は、以下のとおりである。

(単位:円)

一般会計	平成17年度	18年度	19年度
事業活動収入			
①基本財産運用収入	61,787	61,500	92,400
②補助金収入	195,445,702	216,190,695	215,913,742
コンベンション事業補助金収入	46,315,000	43,785,000	42,620,000
観光振興事業補助金収入	59,714,850	71,551,000	79,087,000

長野市運営補助金収入	89,415,852	100,854,695	94,206,742
③会費収入	11,718,000	12,169,000	11,614,000
④事業収入	2,039,130	2,933,604	6,191,367
⑤負担金収入	1,000,000	1,000,000	1,000,000
⑥雑収入	321,639	1,289,590	212,320
⑦他会計からの繰入金収入	24	292,446	0
事業活動収入計	210,586,282	233,936,835	235,023,829
補助金収入依存率(%)	92.8%	92.4%	91.9%

一般会計収入の90%以上を市からの補助金が占めており、市からの補助金収入が財団の運営を支えていることがわかる。

地方公共団体の補助金について、地方自治法第232条の2で「普通地方公共団体は、その公益上必要性がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定している。

平成15年度の包括外部監査では、補助金の性格と問題点について以下のように記載している。

補助金は、地方公共団体が特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、その事務事業の奨励・促進を図るため反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であり、行政における特定の政策目的達成のための手段として重要な機能を有するものである。反面、補助金の特性から、その問題点が指摘されている。

補助金の持つ問題点として、一般的には次のことが指摘されている。

- ① 公益上の必要性が抽象的、相対的であるため、補助の要否決定についての客観的な基準の確立がむずかしいこと。
- ② 時代の社会的・経済的なニーズによって、公益上の必要性が大きく変化すること。
- ③ 反対給付のない一方的な金銭の給付であるという特性を有するため、その執行が濫費に陥りやすいこと。
- ④ 補助金が補助事業の自主的意欲を減退させ、行政依存を招来しがちなこと。

また、「長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について・平成19年4月」では、団体の課題として、補助金に関して以下のように指摘している。

「市の補助金に対する依存度が高く、毎年ほぼ一定の補助金が確保されるため、自ら財源を生み出すという意識が薄く、補助金を交付する市の側においても、補助金の効果が見えにくく、積極的な投資に向けての政策判断が取りづらくなっている。このため、補助金交付に当たって、成果主義を導入するなどインセンティブが働くような見直しが必要である。」

これらを踏まえて、コンベンションビューローに対する補助金について検討する。

- ① 時代の社会的・経済的なニーズの視点から、コンベンションビューローへの補助金の

交付に公益上の必要性が認められるか

コンベンションビューローは補助金を交付され、この補助金を目的にそって支出することによって活動している団体であるので、ビューローへの補助金の交付に公益上の必要性が認められるかどうかは、ビューローの存在意義自体を問う問題でもある。

地方では人口減少時代のなか地域経済の活性化を目的の一つとして積極的な観光客誘致活動を展開し、熾烈な競争が展開されている。長野市でもコンベンション誘致や観光振興策をベースとした都市づくり、地域振興策が進められており、観光交流都市としてさらに確固たる地位を占めるために、戦略的に活動するための具体的な行動計画「1200万人観光交流推進プラン」を策定して積極的な観光客等の誘致活動を展開している。

推進プランの「戦略の展開」において、「(財)ながの観光コンベンションビューローとの連携強化」をうたっており、コンベンションビューローには市場調査に基づいた旅行企画提案の実施・観光情報提供事業・コンベンション誘致事業・フィルムコミッション事業等における主体的な役割を果たすことが期待されている。

以上から、コンベンションビューローに期待される役割には、時代の社会的・経済的なニーズがあり、補助金の交付に必要性が認められる。

② 補助金の効果について

補助金の交付に公益上の必要性が認められても、補助金をいくら交付することが妥当なのか、交付した補助金の効果はどうか、現状の補助金の水準は適切なものなのかについて検討することが重要である。

補助金の効果を検討する場合には、補助金の交付目的を踏まえて検討する必要があり、補助金の交付対象となる事業の内容と事業における費用の発生形態（性質）に応じて検討する必要がある。

たとえば、④誘客に直接的（短期的）には関係なくても実施すべき事業に係る費用、⑤事業の実施と誘客に対する効果の関係を直接的（短期的）には把握できない事業に係る費用、⑥費用対効果の関係を短期において厳しく問われる事業に係る費用、に分類できると思われる。実際にすべての事業を上記のように単純に分類することは困難であるが、事業の性質に応じ分類することは、補助金の効果を検討する際に有効な切り口になると思われる。

④や⑤については、実施すべき事業をどのように定めるかが重要であり、合わせてこれをいかに無駄なく効率的、効果的に実施するかが問われるべきである。たとえ誘客件数等で把握できる効果が目標より少なかったからと言って、直ちに事業（費用）を縮小（関係する補助金を縮小）するという性質のものではないはずである。

実施すべき事業が適切なものであるのか、無駄が発生していないか、惰性で支出してい

ないか等、常に検討していくことが必要である。

②については費用対効果の観点から評価されるべきもので、効果が見込まれない場合は廃止されるべきものである。補助金の算定に際してインセンティブの視点が重要になる。

補助金算定方法へのインセンティブの導入に関しては、コンベンション誘致件数、会員獲得件数などの目標に対する成果によって算出するなど、インセンティブの導入を行うことを検討しているが、現状では将来的に検討していくという段階である。

なお、法人運営に必要な管理費については、その圧縮については常に留意していく必要がある。

③ 執行が濫費に陥らないこと

毎年ほぼ一定の補助金が確保される上、事業の性質上補助金の効果が見えにくいため、その執行が濫費に陥らないような仕組みが大切である。予算を執行するための事業にならないことが大切である。

3. 行政との業務分担の明確化

平成 15 年までは、任意団体である長野市観光協会が観光課の外郭団体として、市の観光課の指示により長野市の観光宣伝を行っていたが、平成 16 年にコンベンションビューローに吸収合併されたことにより、長野市の観光宣伝はコンベンションビューローで担当することになった。

従前の長野市観光協会は、観光宣伝が主たる事業であり、具体的な誘客事業は行っていなかったが、コンベンションビューローでは直接の誘客事業を展開している。

現状では、依然として観光課の事業と重なる部分があるので、観光課では観光振興計画等の観光事業にかかる長期計画とビジョンの策定、分析と指針の具体化を行い、コンベンションビューローは観光誘客事業の実施主体として位置づけ、役割分担を明確化すべきである。

4. プロパー職員の養成

現状の事務局職員構成は以下のとおりである。

市職員	民間企業派遣	プロパー職員	契約職員	嘱託職員	臨時職員	常勤役員
3名	3名	3名	4名	8名	3名	1名

観光誘客及びコンベンション誘致における営業活動は、個人対個人の対応によるところが大きな部分を占め、長期的な関係を基礎に築かれる部分が重要である。現状では定期的に異動が生じる派遣職員等の比率が高く、今後プロパー職員の計画的な採用が必要と思われる。

5. 長野商工会議所等との連携について

長野商工会議所では、観光事業者・宿泊・飲食その他観光にかかわる事業者の会員により、「飲食観光サービス部会」等の活動を行っている。観光誘客事業としてビューローの事業と重複する部分があるので、コンベンションビューローと長野商工会議所とで情報を交換し、連携して観光誘客事業を遂行することが望まれる。

6. 公益認定について

現時点において、コンベンションビューローでは公益認定の方向で検討している。コンベンションビューローが公益認定を受けず、一般財団法人に移行する場合、移行時の純資産額を対象にして公益目的支出計画を作成しなければならない。

事業費の90%以上を市からの補助金で賄い黒字の事業が存在しないことから、公益目的支出計画を作成し実施していくには困難が伴うことが予想される（①赤字事業の選択が困難＝補助金で賄っている。②選択した赤字事業以外に黒字の事業がないと公益目的支出計画の実施に伴い法人の純資産額が減少してしまう。）ので、公益認定の方向で検討を進めることが必要と思われる。

公益認定に際しては「収支相償」を満たしている必要がある。これを判定するために、法人の部門を公益事業部門（実態に応じて複数に分ける）、法人部門等に分けた内訳表を作成する必要がある。現状ではたとえば給料手当はすべて管理費として計上されているが、管理費のうち、事業に係る費用は各事業に配賦して内訳表を作成する必要がある。公益認定に向けて、課題を抽出し計画的に対応していく必要がある。

7. コンベンションのもたらす経済効果

コンベンションビューローが公表した平成19年度「コンベンション参加者アンケート・主催者アンケート報告書」によると、コンベンションのもたらす経済効果について以下のように報告されている。

(単位：百万円)

項目	金額等
①参加者の直接的経済効果額	2,906
②主催者の直接的経済効果額	370
③直接的経済効果額（最終需要・①+②）	3,276
④一次生産誘発効果額	4,292
⑤二次生産誘発効果額	1,733
⑥生産誘発効果額（経済波及効果・④+⑤）	6,025
生産誘発倍率	1.84 倍

コンベンションのもたらす経済効果を公表・宣伝し、行政・地元経済界等に働きかけコンベンション等の誘致を進める作業は、コンベンションビューローの事業として大切であると考えます。

8. 会計処理について

(1) 自主事業の赤字について

自主事業（収益事業）の推移を示すと以下のとおりである。

(単位：円)

収益事業(単位:円)	平成 15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
収入の部(収益事業収入)	1,851,929	1,615,279	1,579,930	1,878,604	5,014,097
支出の部(控除経費)	895,888	1,575,606	1,236,153	1,552,510	5,508,652
当期収支差額	956,041	39,673	343,777	326,094	△494,555
前期繰越利益	1,147,981	2,104,022	2,143,695	2,487,472	2,813,566
翌期繰越利益	2,104,022	2,143,695	2,487,472	2,813,566	2,319,011

平成19年度の収入が急増している。これはNHK大河ドラマ「風林火山」の放映に伴い来長者が増加し、これに伴い個人の購入希望が増加したことにより当該物品の販売収入が増加したことによる。収支差額は赤字になっているが、赤字になっているのは以下の理由によるものである。

ア. ノベルティは販売を目的としたものではなく無償配布しており、販売希望者に対してのみ販売しているものである。「支出の部（控除経費）」の金額には無償配布している分も含まれているので、収支差額が赤字になっている。

イ. ノベルティは無償で配布することを前提としているという理由で在庫計上していない。このため、収支計算はもとより、損益計算においても、ノベルティの販売や無償

配布の時点でなく購入時点で一時に費用化されている。

(意見)

公益法人において公益目的事業以外の自主事業を実施する場合の目的の一つは自主財源の確保である。したがって、公益目的事業以外の自主事業で赤字を計上するのは好ましくない。現状の処理方法だと、実際には赤字でないにもかかわらず見かけ上赤字が計上されてしまい、せつかくの自主事業への取り組みが評価されない可能性がある。

コンベンションビューローは公益認定を目指しているので、遅くとも公益法人移行認定申請の直前期までには以下の改善を行う必要がある。

ア. 公益目的事業に該当しない事業について「内訳表」において当該事業に係る収益、事業費、管理費を公益目的事業と区分して表示する必要がある。このため、各事業に共通して発生する費用等の配賦基準等、適切に区分して表示するための仕組みを確立しておく必要がある。

ノベルティの頒布に関しては、販売に係る原価は収益事業の売上原価に計上し、無償配布している分の原価は売上原価に含めずに観光振興事業等に広告費等の科目で表示することが必要である。

イ. 期末の在庫（ノベルティやパンフレットなど）は棚卸資産もしくは貯蔵品として資産に計上する必要がある。

(2) 賞与引当金について

(結果)

公益法人会計基準に関する実務指針（その2）（平成18年4月13日 日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第29号）に賞与引当金の計上について以下のように規定している。

「費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。」

現状では、賞与引当金を計上していないが12月から5月までを対象期間として、6月に賞与を支給しているので、期末において4か月分相当額を賞与引当金として計上すべきである。

VII. 財団法人長野市勤労者共済会

1. 団体の概要

(1) 団体の概要

1	設立年月日	平成3年4月1日（前身団体 昭和49年5月15日長野市労働者互助会設立）
2	沿革	昭和49年5月15日、長野市労働者互助会が設立し、未組織労働者の融資制度が確立され、併せて、福利厚生が推進された。（設立当初の加入事業所16事業所、会員178人） その後、昭和53年4月1日、長野市勤労者互助会に改名、昭和63年4月1日長野市共済会に改名して、昭和63年10月には労働者が行う中小企業勤労者福祉サービスセンターの補助者指定を受け、平成3年4月1日に財団化する。勤労者の生活の安定、健康の維持増進、レクリエーション事業などを行い、勤労者の福祉の向上を図っている。
3	基本財産	50,000,000円 （長野市より出資金24,000,000円） （長野市勤労者共済会寄附金26,000,000円）
4	会員資格	・長野市内の常時雇用する従業員の数が300人以下の事業所に勤務する従業員及びその事業主 ・入会時の年齢が65歳未満の人（従業員のいない事業主や個人の加入は不可）
5	会費	入会金200円 会費月額300円
6	加入状況	平成20年3月末現在 1,894事業所 16,928人 ① 長野市内の中小企業数 21,014事業所 ② 現在の加入率（現在加入中小企業数÷①）9% ③ ①の従業員数 161,124人 ④ 現在の加入率（現在の加入者数÷③）10.5%
7	主な事業内容	（1）中小企業勤労者の健康維持に係わる事業 ・スポーツ教室の開催 ・スポーツ、レジャー施設等の利用割引、利用補助 ・人間ドックの受診促進及び受診料補助 ・健康に関する講演会、講座の開催及び情報提供 （2）中小企業勤労者の老後生活の安定に係わる事業 ・中小企業退職金制度（中退共）の情報提供

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老後生活設計に関する情報提供 (3) 中小企業勤労者の自己啓発、余暇活動に係わる事業 ・ 各種教室の開催 ・ 各種教室、講座等の情報提供及び利用補助 ・ 保養施設の利用割引及び利用補助 ・ 各種旅行、スポーツ大会等の開催 (4) 中小企業勤労者の財産形成に係わる事業 ・ 生活資金、住宅資金の融資斡旋、利子・保証料補助 ・ 財産取得に関する情報の提供 ・ 財形事務代行 (5) 中小企業勤労者の在職中の生活安定に係わる事業 ・ 共済給付事由に基づく祝金、弔慰金、見舞金等の支給 ・ 割引協賛指定店制度（割引料金で物品購入ができる店舗の指定） (6) その他共済会の目的を達成するために必要な事業 ・ 会報の発行、ガイドブックの発行
--	---

(2) 団体の財務状況

① 収支計算書の推移

収支計算書総括表				
(単位:千円)				
科目	平成16年度	17年度	18年度	19年度
I 事業活動収支の部				
1 事業活動収入				
基本財産利運用収入	20	20	55	202
特定資産運用収入	0	0	0	321
会費収入	61,554	62,122	61,589	61,161
事業収入	15,696	16,676	12,684	14,066
預託金収入	2,390	2,060	2,110	1,890
預託金利息収入	0	0	0	0
補助金等収入	31,000	28,000	24,000	25,000
雑収入	5,580	2,849	3,067	3,757
特定預金取崩収入	0	0	0	0
繰入金収入	3,700	0	0	0
事業活動収入計	119,939	111,727	103,504	106,397
2 事業活動支出				
健康維持事業費支出	8,249	8,390	7,341	8,654
老後生活安定事業費支出	45	43	50	47
余暇活動事業費支出	18,077	16,827	15,901	15,891
財産形成事業費支出	183	292	377	355
生活安定事業費支出	52,655	55,075	47,716	50,805
会費発行事業費支出	4,016	6,026	3,420	3,265
加入促進事業費支出	127	63	335	868
記念事業費	3,700	0	0	0
管理費支出	24,941	24,939	24,346	25,527
出資金支出	0	0	0	0
預託金支出	2,390	2,060	2,110	1,890
繰入金支出	0	0	0	0
事業活動支出計	114,383	113,714	101,597	107,301
事業活動収支差額	5,556	-1,988	1,907	-904
当期収支差額	5,556	-1,988	1,907	-904
前期繰越収支差額	30,019	35,575	33,587	35,494
次期繰越収支差額	35,575	33,587	35,494	34,589

② 貸借対照表の推移

		貸借対照表総括表				
		(単位:千円)				
		平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産の部						
I 流動資産						
1 現金預金						
①現金		30	30	30	30	30
②普通預金		16,966	23,059	20,748	27,229	27,012
③定期預金		14,000	14,000	14,000	10,000	10,000
流動資産合計		30,996	37,089	34,778	37,259	37,042
II 固定資産						
1 基本財産						
基本財産引当預金		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
2 その他の固定資産						
①共済給付積立預金		70,000	70,000	70,000	70,000	70,000
②記念事業積立預金		12,000	8,300	8,300	8,300	8,300
③出資金		579	579	579	579	579
その他の固定資産合計		82,579	78,879	78,879	78,879	78,879
固定資産合計		132,579	128,879	128,879	128,879	128,879
資産合計		163,575	165,968	163,657	166,138	165,921
負債の部						
I 流動負債						
1 未払金						
施設利用補助金		863	1,196	1,047	1,205	1,323
2 預り金						
ゴルフ練習券代外		0	0	14	19	26
住民税外		9	0	0	0	0
チケット代外		0	102	0	0	0
3 社会保険料等預り金						
源泉所得税・社会保険料外		106	117	130	242	98
4 仮受金						
全労災共済金		0	0	0	300	1,005
仮受金		0	100	0	0	
流動負債合計		977	1,514	1,191	1,765	2,453
負債合計		977	1,514	1,191	1,765	2,453
正味資産の部						
1 指定正味財産						
寄付金		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
うち基本財産への充当額		50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
2 一般正味財産		112,598	114,454	112,466	114,373	113,468
うち基本財産への充当額		0	0	0	0	0
うち特定財産への充当額		0	0	78,300	78,300	78,300
正味財産合計		162,598	164,454	162,466	164,373	163,468
負債及び正味財産		163,575	165,968	163,657	166,138	165,921

2. 保険業法改正への対応

平成18年4月1日の保険業法の改正により、共済会・互助会など根拠法のない共済につ

いて保険業法が適用されることとなった。この法改正では、民法上の公益法人（財団法人・社団法人）は公益法人制度改革との整合を図るため、平成18年6月2日公布、平成20年12月1日施行されたいわゆる公益法人制度改革関連3法との整合を図り、既存の財団法人の公益財団法人あるいは一般財団法人への移行期間である5年間（移行期限：平成25年11月30日）は現在と同様の取り扱いを受けることができるが、新法人への移行登記以降は保険業法の適用を受けることとされた。

長野市勤労者共済会においても、死亡弔慰金、重度障害見舞金など一部の給付については保険業法の適用を受けることから、公益法人制度改革への対応と併せ、保険業法への対応について早急に検討する必要性が生じている。

（意見）

公益法人が行う共済事業の保険業法への対応について、国税当局からは次のような方法が示されている。

- ① 新法人（一般財団法人等）を少額短期保険業者に登録
- ② 新しく保険会社を設立
- ③ 制度共済（生協・事業協同組合など）に事業を移転
- ④ 給付金額を、慶弔見舞金として社会通念上妥当な金額の範囲に変更
- ⑤ 既存共済契約を終了し、保険会社と公益法人の間で団体保険を締結
- ⑥ 新規契約を停止し、保険料の支払のみを継続（事業を廃止）

長野市勤労者共済会は、市内の中小企業に雇用されている労働者の福祉向上を目的として設置された法人であり、これら市民に対する福利厚生制度の充実という観点から共済事業を実施する必要性は高いと認められることから、事業そのものは継続することを前提として、上記①から⑤のいずれかの方法から対応を検討していくこととなる。

この場合、長野市勤労者共済会は市内の中小企業に雇用されている従業員等を対象とした組織であり、また共済給付も慶弔費がその大半を占めていることを考慮すると、少額短期保険業者への登録等により金融庁の監督のもと一般の保険事業者と同等に事業を実施することは望ましくない考えられることから、④のとおり給付金額を見直す、あるいは⑤のとおり保険会社との間で団体保険への切り替えが現実的な選択である。

したがって、次の点について現在の取扱いを見直す必要がある。

(1) 長野市勤労者共済会の給付金額の見直し

長野市勤労者共済会では、会員の交通事故による死亡等について、当該共済会が財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会（以下「全労済協会」）に共済被保険者として加入し、全労済協会からの30万円の共済給付金に対し、当該共済会独自に54万円を上乗せして給付している。

この上乗せ部分については、「社会通念上妥当な金額の範囲」を超えると考えられることから、公益法人制度改革に伴う法人の移行により保険業法が適用されるまでの

間に、金額を見直すべきである。

なお、「社会通念上妥当な金額の範囲」については一般的には概ね10万円までとされているが、保険業法に明確な規定はなく、どこまでが認められる範囲かは所管省庁の判断によるため、具体的な金額の範囲について共済会として確認しておくことが必要である。

(2) 団体契約及び給付方法の見直し

当該共済会と全労済協会との保険契約では、当該共済会は共済の被保険者かつ契約者として加入し、共済給付は当該共済会が全労済協会から受け、その上で当該共済会の会員に対し共済金を給付する方式としている。

現在、全労済共済からは30万円の共済給付金を受けており、この場合、会員に対する共済金の給付は一般的な団体契約方式のように保険会社である全労済協会から会員に対して支払われておらず、当該互助会として給付しているため、共済給付について当該共済会による給付とみなされる可能性がある。

したがって、現在の給付方法が「社会通念上妥当な金額の範囲」を超えるものと判断される場合には、全労済共済からの共済金の給付方法を会員への直接支払方式に変更するなど、必要に応じて団体契約及び給付方法を見直す必要がある。

3. 公益法人制度改革等に伴う今後の財政運営の見直しについて

長野市共済会は運営費に対し長野市から補助を受けているが、長野市からは外郭団体見直し指針に基づき会費負担の見直し等による自立した財政運営を求められており、法人の財政運営全体としての見直しが必要となっている。

また、当該勤労者共済会は、民法第34条に基づく財団法人であり、平成20年12月1日から施行されている「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「整備法」）に基づき、平成25年11月30日までに一般財団法人または公益財団法人への移行、あるいは解散のいずれかを選択することになる。

この公益法人制度改革では、公益財団法人の認定にあたっては公益目的事業比率が50%以上となる必要があるなど厳しい条件が設定されており、現状の当該共済会の主たる事業が共済事業であることから、公益財団法人に認定される可能性は低い。一般財団法人に移行する場合には、移行時（申請直前事業年度末）の純資産（時価に換算した貸借対照表の正味財産）について、公益目的支出計画を策定した上で費消（損益ベース）することが求められる。

(意見)

(1) 会費の見直しについて

現在、長野市勤労者共済会の入会金は200円、会費月額300円であり、長野県内で同様のサービスを提供する法人等の中で低い部類に属している。

一方で、当該共済会は長野市から継続的に補助金を受けており、補助額は平成19年度決算額で2,500万円、当期収入額のうち補助金の占める割合は23.9%である。

当該共済会は、中小企業が独自に制度化することが難しい共済事業、健康増進事業を中心に、中小企業に勤務する労働者に対する福利厚生の上昇を目的として、長野市からも基本財産の一部の出資を受け設置した法人であることから、必要最低限度の補助を受けることは理解できるとしても、一方で、当該共済会の運営が長野市からの補助金に依存していることは事実であり、税を財源とした補助金である以上、補助額は自立的な財政運営を図るべく逡減されるべきであり、また長野市の財政状況等により変動することも当然あり得るものである。

したがって、共済会が安定的に運営するためには、自主的な財政運営が可能となるよう、自主財源の確保を図るよう、会費の引き上げを検討すべきである。

(2) 一般財団法人に移行する場合の公益目的支出計画について

長野市勤労者共済会が公益法人制度改革に伴い一般財団法人に移行する場合、移行時（申請直前事業年度末）における純資産額（公益目的財産額）を算定し、この公益目的財産額を消費し終わるまでの計画（公益目的支出計画）を作成し、公益目的支出計画に基づいて公益目的財産額を公益目的事業や一定の要件を満たした継続事業（実施事業等）に費消していくことが必要になる。

公益目的財産額の算定に際して、純資産額から控除するものとして規定されているのは、①支出または保全が義務付けられていると認められるものの金額（法令等の要請があるものに限る。）、②基金（従前のいわゆる基本財産等としての基金は含まれない。）だけであり現状では既存の積立金等を公益目的財産額から控除できる特例措置は設けられていない。

したがって長野市勤労者共済会の場合、純資産額のすべてが公益目的支出計画の対象とされると考えられる。

一方、公益目的支出計画の対象になる実施事業等は一定の要件を満たしている必要がある。具体的には公益目的事業や法人の従来からの継続事業が実施事業等に該当する。長野市勤労者共済会の主要な継続事業である共済事業は、会員のみを対象としており不特定多数を対象としたものではないので、「公益」を目的とする事業と認定される。共済事業は実施事業等として認められない。主要な事業である共済事業が実施事業等と認められないので、現状では、実施事業等として費消できる金額が相当限られると考えられる。つまり公益目的支出計画の策定が困難な状態である。公益目的支

出計画を策定できない場合、解散せざるを得なくなる。

方法としては、長野市からの補助を受けず、健康増進事業など公益的と考えられる事業に対し支出する（その場合、資産は順次減少する）、あるいは国または地方公共団体へ寄付するなどが考えられる。

しかし、基本財産（50,000千円）の出資比率を見ると、自己資金（法人化の前身である長野市勤労者互助会）52%、長野市 48%であること、また、共済給付積立預金及び記念事業積立預金についてもこれまでの会費収入を含めた中から留保した資金であることを考慮すれば、会員に対する共益的なサービスの提供に使用せず、全額を長野市などへ寄付することは会員からの理解が得られないと考えられる。

公益認定については、法施行が20年12月であり、具体的な判断ができない状況にあるが、これらの課題も含め、長期的な視野に立った財政運営の見通し、共済会事業の方向性を早い段階から検討する必要があると考えられる。

特に、当該共済会は長野市からの出資も多く、中小企業に勤務する労働者の福利厚生という点からも密接な関係にあることから、長野市との連絡・協力を十分に図り、また長野市においても移行時にあたっては長野市からの出資、補助金が十分に生かされた中で当該共済会が適切な法人形態の移行が可能となるよう、必要に応じ人的支援を行うことを検討する必要がある。

(3) 各種教室等事業の見直しについて

長野市勤労者共済会では、会員の健康増進、余暇活動の充実等を目的として独自に各種教室を開催しているが、事後の結果検証、利用者ニーズの把握が十分になされていない。

また、勤労者に対する各種教室については、長野市でも実施しており、民間が実施する教室も相当数ある。

平成19年度の各種教室事業に係る費用は2,693千円、健康維持事業費、余暇活動事業費全体に占める割合は11%程度と高くはないが、より効率的な事業実施、事業そのものの見直しに際しての基礎資料とするため、事前の需要分析及び事後の結果検証を十分に行なう必要がある。

4. 共済会会員の加入推進について

長野市勤労者共済会の加入者は、ここ数年、企業の倒産・閉鎖等の理由から加入事業所数は微減状態、加入会員数についてはほぼ横ばい状態となっているが、平成20年4月1日現在、加入資格を有する事業所に対する加入率は9%、また加入資格を有する労働者に対する加入率は10.5%であり、必ずしも加入率は高いとは言えない。このため、当

該共済会では、平成19年度に会員の加入推進の強化策として専門技能を有する加入推進員を雇用したが、当該加入推進員はすでに退職し、定着しなかった経過がある。平成20年4月から加入推進員が不在だったが、9月にシルバー人材センターへの業務委託により、2名体制で加入推進活動を再開したが、9月末には1名が退職している。

(意見)

長野市から公費による補助を受け事業を実施していることを踏まえると、できるだけ多くの市民にその効果が及ぶべきであり、一層の加入推進が必要であるが、景気後退局面の中、事業者あるいは労働者の負担増加につながることも考慮すると、一層の加入促進を図ることが困難な側面もある。

再び加入推進員を雇用する方法も考えられるが、十分な効果が得られるか、定着するかは疑問であることから、従来から実施しているPR策を見直し、充実させていくというような地道な努力を継続していくことが現実的である。

5. 賞与引当金について

(結果)

公益法人会計基準に関する実務指針（その2）（平成18年4月13日 日本公認会計士協会非営利法人委員会報告第29号）に賞与引当金の計上について以下のように規定している。

「費用と収益の適切な期間対応を図り、法人運営の効率性の的確な把握を行うためには、賞与は、支給時の一時の費用として処理するのではなく、期末時に翌期に支給する職員の賞与のうち、支給対象期間が当期に帰属する支給見込額について、当期の費用として引当計上する必要がある。」

現状では、賞与引当金を計上していないが12月から5月までを対象期間として、6月に賞与を支給しているため、期末において4か月分相当額を賞与引当金として計上すべきである。

VIII. 長野市土地開発公社

1. 団体の概要

(1) 団体の概要

1	設立	昭和 48 年 3 月 1 日
2	設立目的	土地開発公社は、「公有地の拡大の推進に関する法律」（昭和 47 年 6 月 15 日法律第 66 号）に基づき、公共用地、公用地等の取得、管理、処分を計画的かつ効率的に行うことにより、長野市の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的とする。
3	基本財産	450 万円（全額長野市出資）
4	業務	<p>(1) 土地の先行取得</p> <ul style="list-style-type: none">①「先買い」制度の対象となる都市計画区域の土地②道路・公園・緑地その他の公共施設又は公用施設の用に供する土地③公営企業の用に供する土地④市街地開発事業・観光施設事業等の用に供する土地⑤その他、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地として政令で定める土地（自然環境保全、史跡・名勝・天然記念物保護又は管理、航空機騒音防止に必要な土地） <p>(2) 土地の造成に係る公営企業に相当する事業</p> <ul style="list-style-type: none">①住宅用地造成事業②内陸工業用地造成事業③流通業務団地造成事業④事務所、店舗等の用に供する一団の土地の造成事業 <p>(3) 関連公共・公用施設の整備</p> <p>上記の事業（一団の土地に係るものに限る。）にあわせて整備される関連公共・公用施設の整備を地方公共団体の委託に基づくもの及び当該業務に附帯する業務を行う。</p> <p>(4) 土地の取得のあっせん、調査、測量等</p> <p>(5) 上記業務に附帯する業務を行う。</p>

(2) 団体の財務状況

① 損益計算書の推移

損益計算書											
(単位：千円：%)											
区 分		15年度		16年度		17年度		18年度		19年度	
		決算額		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
取 益 的 入 取 入 及 び 支 出	公有地取得事業収益	3,243,115		1,878,256	58.05	3,116,781	90.06	3,661,685	82.77	3,526,072	94.96
	土地造成事業収益	231,176		247,961	10.96	230,708	6.67	669,345	15.13	121,522	3.27
	附帯等事業収益	71,458		75,232	3.33	69,729	2.01	69,998	1.45	59,223	1.59
	あっせん等事業収益	8,575		49,454	2.19	32,451	0.94	21,810	0.49	6,290	0.17
	受取利息	3		3	0.00	2	0.00	2	0.00	3	0.00
	受取配当金	2		3	0.00	2	0.00	2	0.00	2	0.00
	雑収益	79,215		10,554	0.47	11,140	0.32	7,114	0.16	313	0.01
	計	3,633,543		2,261,463	100.00	3,460,814	100.00	4,423,956	100.00	3,713,425	100.00
	公有地取得事業原価	3,243,115		1,878,256	67.25	3,116,781	82.52	3,661,685	82.74	3,526,072	93.81
	土地造成事業原価	238,885		244,838	8.77	189,400	5.01	654,627	14.79	134,489	3.58
	附帯等事業原価	18,186		19,112	0.68	20,587	0.55	22,001	0.50	22,060	0.59
	あっせん等事業原価	8,575		49,454	1.77	32,451	0.86	21,810	0.49	6,290	0.17
	販売費及び一般管理費	130,868		56,743	2.03	47,985	1.27	37,590	0.85	36,126	0.96
	支払利息	0		1,127	0.04	625	0.02	0	0.00	0	0.00
	土地評価損	67,300		543,357	19.46	368,873	9.77	27,688	0.63	33,431	0.89
	計	3,706,929		2,792,887	100.00	3,776,702	100.00	4,425,401	100.00	3,758,468	100.00
	当期純利益(純損失)	-73,386		-531,424		-315,888		-1,445		-45,043	

② 貸借対照表の推移

貸借対照表									
(単位:千円:%)									
年 度		平成16年度		17年度		18年度		19年度	
項 目		決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	構成比
	流動資産	19,815,916	99.97	18,897,547	100.00	15,959,047	100.00	13,646,080	100.00
	現金及び預金	53,479	0.27	79,900	0.42	79,549	0.50	63,697	0.47
資	事業未収金	884,113	4.46	1,156,453	6.12	763,177	4.78	673,115	4.93
	公有用地	16,872,531	85.12	16,227,378	85.87	14,285,476	89.51	12,227,517	89.60
産	完成土地等	1,935,272	9.76	1,405,084	7.44	807,566	5.06	680,693	4.99
	代替地	70,521	0.36	28,269	0.15	22,851	0.14	675	0.00
	前払費用	-	-	463	0.00	428	0.00	383	0.00
の	固定資産	5,168	0.03	510	0.00	357	0.00	453	0.00
	有形固定資産	618	0.00	460	0.00	307	0.00	403	0.00
部	車両、工具・器具備品	618	0.00	460	0.00	307	0.00	403	0.00
	投資その他の資産	4,550	0.02	50	0.00	50	0.00	50	0.00
	出資金	50	0.00	50	0.00	50	0.00	50	0.00
	長期定期預金	4,500	0.02	-	-	-	-	-	-
	資産合計	19,821,085	100.00	18,898,057	100.00	15,959,404	100.00	13,646,532	100.00
負	流動負債	16,374,023	82.61	16,142,316	85.42	13,204,600	82.74	10,784,191	79.03
	未払金	273,254	1.38	478,898	2.53	375,825	2.35	512,976	3.76
債	短期借入金	16,050,000	80.97	15,662,820	82.88	12,823,000	80.35	10,270,000	75.26
	預り金	50,769	0.26	598	0.00	5,775	0.04	1,215	0.01
の	固定負債	1,486,513	7.50	1,111,081	5.88	1,111,589	6.97	1,264,169	9.26
	長期借入金	1,281,000	6.46	930,000	4.92	969,068	6.07	1,166,653	8.55
部	引当金	205,513	1.04	181,081	0.96	142,521	0.89	97,516	0.71
	退職給付引当金	205,513	1.04	181,081	0.96	142,521	0.89	97,516	0.71
	負債合計	17,860,536	90.11	17,253,397	91.30	14,316,189	89.70	12,048,360	88.29
資	資本金	4,500	0.02	4,500	0.02	4,500	0.03	4,500	0.03
本	基本財産	4,500	0.02	4,500	0.02	4,500	0.03	4,500	0.03
の	準備金	1,956,048	9.87	1,640,160	8.68	1,638,715	10.27	1,593,673	11.68
部	前期繰越準備金	2,487,472	12.55	1,956,048	10.35	1,640,160	10.28	1,638,715	12.01
	当期純利益(損失)	-531,424	-2.68	-315,888	-1.67	-1,445	-0.01	-45,043	-0.33
	資本合計	1,960,548	9.89	1,644,660	8.70	1,643,215	10.30	1,598,173	11.71
	負債資本合計	19,821,085	100.00	18,898,057	100.00	15,959,404	100.00	13,646,532	100.00

2. 出納整理期間中の公有地取得事業収益の帰属について

(1) 市が出納整理期間中に再取得を決定した場合の会計処理

長野市では出納整理期間中（例えば平成20年4月1日から5月31日）に再取得を決定した公有地については、前会計年度（平成20年3月期）に当該公有地を再取得したものと

して取り扱っている。長野市土地開発公社でも、市の決算額との整合を図るため、決算書作成時点までに決済が完了した取引については、実際の取引は平成20年4月1日以降に行われているにもかかわらず、遡って前事業年度（平成20年3月期）の取引として処理しているものがある。

（結果）

土地開発公社経理基準要綱第1条において「この要綱に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする」とされている。

公有地の売却に関して要綱に別段の定めがないことから、公有用地が買主である長野市に引き渡された時点で公有地取得事業収益を計上すべきことになる。出納整理期間中に支払がなされた公有地の取引についても同様である。

しかし実際には出納整理期間（例えば平成20年4月1日から5月31日）に再取得が決定され、引渡された土地については、本来帰属すべき出納整理期間が属する事業年度（平成21年3月期）ではなく、遡って平成20年3月期の取引として処理している。一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しない処理が行われている。

出納整理期間（平成20年4月1日から5月31日）に市による再取得が決定され、引渡しが行われた取引で、長野市土地開発公社が平成20年3月に遡って計上した取引の一覧表の提出を依頼したが、「長野市との再取得契約は3月中の日付で契約をしているものであり、その中でどの事業が該当するのかの選別が出来ない。」とのことであった。

(2) 連結バランスシート（試案）における重複計上

（参考）

(1) に記載したように、長野市では出納整理期間中に再取得を決定した公有地については、前会計年度に当該公有地を再取得したものとして取り扱っている。長野市土地開発公社でも、市の決算額との整合を図るため、決算書作成時点までに決済が完了した取引については、実際の取引は4月1日以降に行われているにもかかわらず、遡って前事業年度の取引として処理している。

しかし長野市による決済が5月末に及ぶため、一部の取引については長野市土地開発公社の決算処理に間に合わず、翌事業年度の取引として処理している場合がある。これらについては以下に示すように、計上される年度が長野市と長野市土地開発公社で食い違ってくる。（長野市土地開発公社の処理としては引き渡し年度で正しく処理されている。）

長野市と長野市土地開発公社の処理の食い違いが問題化するのが、連結バランスシートにおいてである。以下、実際に公表されている平成18年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日）長野市連結バランスシート（試案）を例に、長野市と長野市土地開発公社の処理の食い違いが連結バランスシートに及ぼす影響について見ていく。

長野市土地開発公社では出納整理期間中の公有地の市との取引については翌事業年度

(平成19年3月期)の収益として処理するため、当該公有地は土地開発公社の平成18年度の決算上、棚卸資産として流動資産の公有用地に計上されることになる。一方、長野市では、平成18年度に取得済みの公有財産として決算に計上されることから、同一の土地が土地開発公社と長野市の決算に重複して計上されることになる。

そこで、長野市が長野市土地開発公社を含む連結バランスシートを作成する場合には、連結仕訳として出納整理期間中の長野市の公有地の取得分について消去する必要があるが、実際に作成された長野市の連結バランスシート(試案)では、上記の連結仕訳が行われておらず、同一の土地が重複して計上されている(18年度1,958,178,683円)ため、適切に連結仕訳を行うよう見直す必要がある。

平成18年度の連結バランスシート(試案)で、重複計上される原因となった取引は次のとおりである。

公社収益計上年度	市の決算会計年度	事業名	再取得額(円)	市事業課	支払日
19年度	18年度	長野駅周辺第二土地 区画整理	1,536,437,130	駅周辺整備 局	19. 5.24
		飯山街道線	104,837,882	道路課	19. 5.24
		中新田雨水調整池等	38,456,765	河川課	19. 5.24
		善光寺門前駐車場	278,446,906	都市計画課	19. 5.24
		計	1,958,178,683		

(3) 長野市における出納整理期間中の取引の処理

地方公共団体では、地方自治法の規定により、会計年度終了後の翌年度4月1日から出納整理日である5月31日までが出納整理期間とされ、前会計年度の処理として現金の未収・未払の整理を行える。この出納整理期間の扱いについて、日本公認会計士協会の公会計・監査特別委員会研究報告第1号「地方公共団体の会計に関する提言」(平成20年10月7日)において以下のように整理されている。

(出納整理期間とは)

40 現行の地方公共団体の会計は、会計年度は3月31日に終了するが、それに続く出納整理期間が設けられている。出納整理期間とは、「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」という地方自治法第235条の5の規定に基づき、会計年度末までに確定

した債権・債務について、現金の未収・未払の整理を行うために設けられた会計年度終了後の翌年度の5月31日までの2か月の期間をいう。

41 出納整理期間は現金出納だけを整理する期間であるため、既に経過した年度の歳入調定や支出負担行為を行うことはできない。前会計年度末までに確定した債権・債務について、5月31日に出納を閉鎖したことをもって歳入歳出の収支を確定し、歳入歳出決算書を作成する。ただし、未収・未払の整理だけでなく、地方債の発行などの財務取引も出納整理期間中に行われることがある。

45 出納整理期間における一般的取引要素としては、次のものがある。

- ① 前期末未収・未払の決済
- ② 一時借入金の整理
- ③ 地方債の発行
- ④ 交付金・補助金等の受領と交付

(参考)

出納整理期間中（たとえば平成20年4月1日から5月31日）に長野市土地開発公社が先行取得した公有地を長野市が再取得（長野市に売却）する場合に、当該前会計年度（平成20年3月期）に公有財産を取得したものとして取り扱っている。

「地方公共団体の会計に関する提言」にも記載されているように、出納整理期間は現金出納だけを整理する期間であるため、既に経過した年度の支出負担行為を行うことはできないと解される。出納整理期間中に支払いが完了したかどうかに関係なく、土地の引き渡しが前会計年度末（平成20年3月末）までに行われていない場合は、前会計年度の取引として処理することは妥当でないと考えられる。長野市では、出納整理期間中に支払いを完了した土地について、当該前会計年度に公有財産を取得したものとして取り扱っているが、これは出納整理期間中に前会計年度としての支出負担行為を行っていることになり妥当でないと考えられる。

3. 所有権移転登記未了の状況を是正すべきもの

地権者が保有していた土地（以下「A」という。）を川合西北線道路改良事業（卸売市場道路）の用地として提供するにあたり、代替土地（以下「B」という。）を求められた。ところが、このA、Bとも所有権移転登記が未了のままとなっている。

長野市土地開発公社が取得したAは道路の用に供されている。一方、Bは農地として地権者に使用されている。

川合西北線道路改良事業（卸売市場道路）は、昭和53年から開始した事業であり、最後の地権者である甲社（代表取締役社長乙）及び個人としての乙と長野市土地開発公社との土地売買契約が平成5年に締結されているが、以下の問題が生じており、登記がで

きない状態が続いている。

- ① 代替地Bは市街化調整区域に存在する農地である。
- ② 売買契約の当事者である地権者には法人（甲社）が含まれているが農地法上、通常の法人は農地を取得できない。
- ③ このため、地権者は売買に際し、代替地Bのすべてを宅地にすることを要求しているが、開発行為の要件から、すべてを宅地化することはできない。

いずれにしても長野市土地開発公社が取得したAはすでに道路の用に供されており、所有権移転登記未了の状態を放置することは妥当でない。現状では登記できないので、現契約の改定について交渉していく必要がある。交渉にめどがつかない場合、期限を区切って裁判で決着することも含めて、早期解決を図る必要がある。

4. 長期間、臨時駐車場として利用している状況を是正すべきもの

長野駅西口臨時第1駐車場用地は、長野市が実施した長野駅周辺第一土地区画整理事業用の長野駅西口仮換地を、事情により長野市土地開発公社が土地造成事業用地として購入した土地である。現在まで約15年間、臨時駐車場として使用している。平成19年度は年間30,995,453円の収益を計上しており、年間の附帯等事業収益の52.3%の金額になっている。

長野市土地開発公社の事業収益と事業原価の推移を見ると以下のとおりである。

(単位：円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
公有地 取得事 業収益	3,243,114,525	1,878,255,750	3,116,781,209	3,661,685,318	3,526,071,505
公有地 取得事 業原価	3,243,114,525	1,878,255,750	3,116,781,209	3,661,685,318	3,526,071,505
差引	0	0	0	0	0
土地造 成事業 収益	231,175,760	247,961,461	230,708,325	669,344,926	121,521,633
土地造 成事業 原価	238,885,416	244,838,484	189,400,350	654,626,967	134,488,902
差引	-7,709,656	3,122,977	41,307,975	14,717,959	-12,967,269

附帯等 事業収 益	71,458,173	75,231,792	69,729,035	63,997,638	59,223,288
附帯等 事業原 価	18,185,901	19,111,654	20,586,696	22,001,215	22,060,244
差引	53,272,272	56,120,138	49,142,339	41,996,423	37,163,044
あっせ ん等事 業収益	8,574,969	49,453,712	32,451,339	21,809,751	6,290,243
あっせ ん等事 業原価	8,574,969	49,453,712	32,451,339	21,809,751	6,290,243
差引	0	0	0	0	0

5年間の合計では、土地造成事業での利益が38,471,986円、附帯等事業での利益が237,694,216円となっており、利益に占める附帯等事業での利益の割合が大きく、長野市土地開発公社にとって、長野駅西口臨時第1駐車場が貴重な収益源になっていることが把握される。

一方で、最近の地価下落を反映して、以下のような評価減を計上している。

(単位：円)

年度	評価換え前の帳簿価額	時価（鑑定評価）	土地評価損
15年度	389,800,000	350,800,000	39,000,000
16年度	350,800,000	312,000,000	38,800,000
18年度	312,000,000	297,000,000	15,000,000

(意見)

長野駅西口臨時第1駐車場は長野駅前の駐車場不足の解消に役立っており、また土地開発公社の収益源にもなっており、長野市からの取得の経緯も考慮すれば、現時点では一応有効利用されていると認められる。

しかし臨時駐車場としての使用が15年間にも及んでいる現状を鑑みると、長野市として、恒久的な使用の方針を決めるべき時期に来ていると思われる。長野市で再取得をし、公的な施設として運営していく等、長野市としての方針を決め、市民に説明すべきである。現状のまま、長野市土地開発公社の収益源としておいてよいのかの問題もある。

一方で、仮に長野市に売却することになれば、長野市土地開発公社は大きな収益源を失うことになり、キャッシュ・フローに大きな影響を与える。長野市に帰属すべき収益の問題及び長野市土地開発公社の将来の方向性と合わせて検討する必要がある。

5. 用地取得事務費の取り扱いについて

公共用地先行取得等に関する受託事務費取り扱い内規（徴収基準）では、原則として公共用地取得に伴う事務費は、土地取得価格（用地費＋補償料）の4%とされている。

（意見）

公共用地の用地取得事務費は、個々の案件によって金額は様々であるにもかかわらず、一律に土地取得価格の4%としていることは適切でないと考えられる。すなわち、公共用地取得に伴う土地開発公社の事務費は、土地取得価格の大小にかかわらず発生する固定費的なものと、土地取得価格に比例して発生する変動費的なものに分けられる。土地取得価格が小さい案件については固定費部分が重く土地取得価格の4%では足りない可能性があり、土地取得価格が大きい案件では相対的に固定費部分の負担が軽くなるため土地取得価格の4%では余剰が生じる可能性がある。このように事務費を一律に4%とした場合には、各年度の土地取得価格の大小によって事務費の金額に大きな変動が生じ、独立採算を旨とする土地開発公社の経営に大きな影響を与えかねない。

そこで、公共用地の取得に伴う土地開発公社の事務費は実際の事務作業量に比例するように土地の取得価格に応じて階層的な料率設定に見直すべきである。

IX. 社団法人長野シルバー人材センター

1. 団体の概要

シルバー人材センター（センター）は、定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業（その他の軽易な就業とは特別な知識、技能を必要とする就業）」を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化への貢献を目的とした団体である。原則として市（区）町村単位に置かれており、国や地方公共団体の高齢社会対策を支える組織として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の許可を受けた公益法人である。

今後高齢化社会が進むにつれて、その役割は大きくなることが予想される団体である。

シルバー人材センターは、地域の家庭や企業、公共団体などから請負又は委任契約により仕事（受託事業）を受注し、会員（60歳以上）として登録した高齢者の中から適任者を選んでその仕事を遂行し、仕事の完成は、契約主体であるセンターが負うことになる。

センターは、「自主・自立、共働・共助」の理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営する組織である。

就業は、臨時的、短期的就業が基本で、一つの仕事を数人で分け合う就業を採用している。1ヶ月の就業日数は概ね10日程度以内、軽易な作業は、1週間あたり概ね20時間未満を基本としている。

また、一般労働者派遣事業が（社団法人長野県シルバー人材センター連合会が派遣元事業主）平成20年10月21日より実施されている。これにより、依頼主の指揮命令の下での就業が可能となる。ただし、一般労働者派遣事業の場合、派遣元と会員は雇用関係を結ぶため社会保険の関係で事務手数料が12%～20%（通常7%）となる。これらの事務手数料については連合と各センターで按分することになる。

2. 長野シルバー人材センターの沿革

年月日	内容
昭和54年	任意団体として発足
昭和58年6月	社団法人シルバー人材センター長野市高齢者事業団として発足
昭和62年5月	社団法人長野市シルバー人材センターに改称
平成12年12月	豊野町、信濃町、牟礼村を包括し社団法人長野シルバー人材センターに改称
現在	現在は、長野市、信濃町、飯綱町で構成するセンターとなっている。

3. 財務数値

(1) 収支計算書および貸借対照表推移

収支計算書推移

(単位：千円)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業活動収入	870,536	914,139	1,026,400	1,020,093	1,079,359
受取配分金	755,919	798,294	895,683	872,309	929,116
受取材料費	9,105	10,190	13,637	16,265	19,500
受取事務費	53,153	56,230	63,649	63,169	66,486
指定管理料				13,500	13,521
受取会費	1,987	2,140	(注1) 16,318	6,528	6,750
受取補助金	48,335	46,369	45,953	46,050	42,296
独自事業収入		286	659	1,667	1,687
その他	2,034	628	498	602	
事業活動支出					
事業費	803,158	850,754	946,398	962,858	1,018,229
支払配分金	755,919	798,294	895,683	872,309	929,116
支払材料費等	7,125	10,174	10,099	16,263	18,656
指定管理事業費				13,461	13,473
独自事業支出		271	610	1,577	
安全適正就業推進費	974	580	1,010	967	2,366
普及啓発費	2,534	2,407	2,628	2,504	4,552
就業開拓提供費	24,038	21,846	19,878	38,780	35,713
調査研究費	1,365	1,404	1,357	1,200	1,273
福祉家事援助費	5,465	9,602	9,519	9,500	9,476
SP事業費	5,735	6,172	5,609	6,294	3,599
管理費	65,600	60,509	59,973	55,871	56,876
人件費	50,965	50,281	50,679	42,842	44,515
一般運営費	14,635	10,227	9,294	13,029	12,360
その他					
事業活動収支差額	1,778	2,876	20,029	1,364	4,254
投資活動収支の部	△ 2,089	△ 2,022	△ 10,089	29,930	△ 5,920
投資活動収入				(注2) 30,000	1,620
投資活動支出	2,089	2,022	10,089	69	7,540
財務活動収支の部					
財務活動収入					
財務活動支出					
予備費支出					
当期収支差額	△ 312	853	9,939	31,293	△ 1,667
前期繰越収支差額	7,518	7,205	8,058	17,997	49,291
次期繰越収支差額	7,205	8,058	17,997	49,291	47,623

(注1)会費の値上

(注2)財政運営資金積立資産取崩収入

貸借対照表推移

(単位：千円)

	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
資産の部	119,166	134,956	152,372	157,484	170,195
流動資産	68,496	84,286	91,702	126,872	133,787
固定資産	50,670	50,670	60,670	30,611	36,408
負債の部	61,291	76,228	73,704	77,581	86,163
流動負債	61,291	76,228	73,704	77,581	86,163
固定負債					
味財産の部	57,875	58,728	78,667	79,902	84,032
負債・正味財産合計	119,166	134,956	152,372	157,484	170,195

(2) 平成 19 年度正味財産増減計算書

(単位：千円)

経常収益	1,079,359
受取配分金	929,116
受取材料費	19,500
受取事務費	66,486
指定管理料	13,521
受取会費	6,750
受取補助金	42,296
独自事業収入	1,687
その他	
経常費用	
事業費	1,017,728
支払配分金	929,116
支払材料費等	18,656
指定管理事業費	13,473
独自事業支出	
安全適正就業推進費	2,366
普及啓発費	4,552
就業開拓提供費	35,212
調査研究費	1,273
福祉家事援助費	9,476
SP事業費	3,599
管理費	56,999
人件費	44,515
一般運営費	12,484
その他	
事業活動収支差額	4,632
経常経費計	1,074,728
当期経常増減額	4,630
経常外増減の部	
経常外収益	
経常外費用	501
当期経常外増減額	△ 501
当期一般正味財産増減額	4,129
一般正味財産期首残高	79,902
一般正味財産期末残高	84,032

(3) 2 期比較貸借対照表

(単位：千円)

	平成18年度	19年度
資産の部		
流動資産	126,872	133,787
現金預金	54,161	60,923
未収金	72,711	72,863
その他		
固定資産	30,611	36,407
特定資産	30,369	28,749
基本財産		
什器備品積立金	1,069	1,069
運営資金積立金	21,300	21,300
30周年記念積立金	8,000	6,380
その他の固定資産	242	7,658
車両運搬具		5,796
30周年記念繰出金		1,620
電話加入権	242	242
資産の部合計	157,484	170,195
負債の部		
流動負債	77,581	86,163
未払金	69,968	77,765
前受金	6,839	7,579
預り金	773	817
固定負債		
正味財産の部	79,902	84,032
一般正味財産	79,902	84,032
負債及び正味財産合計	157,484	170,195

4. 会員数、入会率

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
会員数 (人)	1,755	1,817	1,930	2,052	2,168
粗入会率 (%)	1.6	1.7	1.6	1.7	1.9

会員数は県内一番であるが、入会率 1.88%は全国 (2.4%)、県内 (2.2%) よりも低い。

団塊の世代が定年退職を迎え、ホワイトカラーの仕事や新規就業開拓と魅力あるシルバー事業運営を課題としている。

5. 受注先別契約金額

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
一般家庭	101,949	104,490	112,004	114,408	121,076
民間事業所	489,658	539,917	639,366	658,049	695,096
公共機関	226,571	220,593	222,259	187,518	198,931
合計	818,179	865,001	973,630	959,976	1,015,103
受注件数(件)	8,691	9,740	10,480	10,699	11,109
公共機関比率	27.7%	25.5%	22.8%	19.5%	19.6%

18年度公共機関契約金額が下がったのは指定管理者制度導入により公園の管理業務がなくなったためである。

外郭団体の契約は、民間事業所に含まれている。

6. 平成19年度職群別契約状況

専門技術	4%	運転、設備点検等
技能	9%	植木、襖張り等
事務	2%	
管理	25%	駐車場・建物管理等
折衝・外交	4%	配達、販売等
一般作業	44%	除草、清掃等
サービス	12%	福祉、育児等
合計	100%	

管理と一般作業で約70%を占めている。

7. 長野市との関係

(1) 人的関係

理事

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
市の現職	0	0	0	0	0
市のOB	2	2	2	2	2
その他	15	15	15	16	16
合計	17	17	17	18	18

市の現職は非常勤、市のOBのうち1名は事務局長を兼任している

監事

市の現職	1	1	1	1	1
市のOB	1	1	1	1	1
その他	0	0	0	0	0
合計	2	2	2	2	2

職員

市からの派遣職員	0	0	0	0	0
市のOB	2	2	2	3	3
プロパー	4	6	6	4	4
嘱託	5	3	3	3	3
その他	3	2	2	3	6
合計	14	13	13	13	16

(2) 長野市との取引

19年度受注実績

	受注実績(千円)	割合 (%)	契約件数	就業延べ人員(人)
19年度受託事業収益	1,015,103		18,632	242,765
長野市からの受注実績	155,291	15,3	329	33,560
長野市の外郭団体からの受注	79,051	7,8		
長野市と外郭団体の合計	234,342	23,1		

長野市とのおもな契約

(単位：千円)

市役所連絡車運転業務	25,109
近隣・街区公園管理業務	27,689
村山健康センター等の防火対象物等の点検	9,377
保育園バス運転、樹木、消防点検等業務	8,529

(3) 市有財産使用及び減免

- ① しなのき（本部）（368.5㎡） 使用料 1,200千円/年 減免率 89%
- ② 旧生活雑排水処理場用地の一部（77.6㎡） 使用料 27,050円/年 減免率 50%
- 管理棟の一部（27.6㎡） 使用料 91,300円/年 減免率 50%
- 法人市民税均等割の減免 60,000円

補助金以外にも長野市の直接取引額、及び長野市の外郭団体との取引は多く長野市への依存度は高い。

8. 所管

長野シルバー人材センターの長野市の所管課は産業政策課であるが、県下各市のシルバー人材センターの所管課のうち労政・商工課関係は長野市と塩尻市（商工課）のみで、他の市は福祉関係課が所管課となっている。センターとしては高齢者の生きがい対策として福祉部門に所管の変更を望んでいる。

長野市の説明によれば、従来は、勤労福祉を所管した労政課が保健福祉部にあり、保健福祉部が所管であったが、労政課そのものが雇用政策を前面に出したことで産業振興部に

移管されたというのが経緯である。実際には両方の部門が協力しつつシルバー人材センターとかかわっているということである。

シルバー人材センターの設立理念は「就労と福祉をともに生かすところに高齢者の真の生きがいをもとめようとしている」（大河内一男講演集）ところにあるとしている。縦割り行政とならないことが期待される一方で、行政の補完という意味では雇用と福祉のすきまをうめることがセンターの役割と考えられる。

9. センターの経営

会員の会費はセンター会費 3,000 円 互助会会費 500 円 合計 3,500 円となっている。センターの基本となる収入は受託事業収益（請負、委託）、受取会費、指定管理事業収益（長野県若里公園）である。長野市の補助は、国の補助基準にあわせ、国と同額を補助している。

また、その運営にあたっては、受託事業の受託金額（会員への配分金）の7%を事務手数料とし、センター運営費にあてている。

10. シルバー補助金

高齢者就業機会確保事業は、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（以下高齢法）第 40 条に基づく事業であり、シルバー人材センター連合（以下シルバー連合）に対して高齢者就業機会確保補助金（以下シルバー補助金）を交付するものである。

シルバー補助金は、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、シルバー連合本部及びシルバー連合の活動拠点ごとに国庫補助対象の2分の1の額かつ国の予算の範囲内において(補助限度額を設ける)交付することを基本とする。地方公共団体からの補助の額が、国が予定する補助限度額に達しない場合は、国の補助にかかわらず、当該地方公共団体の補助金額をシルバーの補助金とする。すなわち、各補助金は国の定めた算定方法により計算されるが、市の補助が減額されると国の補助も減額される。

基本となる補助金は、運営費補助（補助金の内訳 1. ①）で会員数及び就業延べ日数等により計算される。国・地方の行政改革の推進により、運営費補助金は平成 17 年度から 5 年にわたり 2%ずつ削減され、シニアワークプログラム事業（補助金の内訳 4 SP 事業）も予算を減額された。ただし、企画提案方式事業の補助金が創設された。企画提案方式事業は、関係自治体とシルバー人材センターが連携し企画書を提案し、教育、子育て、介護、環境等の分野で効果が見込まれると判断される場合に補助を行うものである。当センターとしては、社団法人長野市農業公社と共同し、「剪定枝チップ堆肥事業」等を 20 年度より計画及び一部実施がなされている。

11. 補助金の内訳

単位千円

		15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
1. 国庫補助金		21,300	20,100	20,200	19,914	19,342
(内訳)	① 運営費補助金	14,300	14,300	14,300	14,014	13,442
	② 介護	2,000				
	③ 高齢者生活支援サービス		2,000	2,000	2,000	2,000
	④ 高齢者子育て支援	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	⑤ ホワイトカラー	1,300	1,300	200	200	200
	⑥ 安全適正就業推進	200		200	200	200
	⑦ 就業機会創出	1,000		1,000	1,000	1,000
2. 長野市		21,300	20,100	20,200	17,583	17,088
3. 他市町村					2,331	2,254
4. SP 補助金		5,735	6,169	5,553	6,222	3,612
	計	48,335	46,369	45,953	46,050	42,296
収益費用両建て項目である配分金、材料費を除いた経常収益に対する補助金の割合		45.8%	43.9%	39.3%	35.0%	32.4%

補助金の割合は年々減少傾向にある。これは受注金額が増加、補助金の額の減額が理由である。

安定した事業運営を行うため、自主財源の確保が課題とされている。

12. 公益認定に関する方針

シルバー人材センターは、法律に基づき全国に設置されているものである。長野シルバー人材センターとしては、現在公益社団認定に向け全国シルバー連合の検討結果を注視している。全国シルバー人材センター事業協会（全シ協）が平成 22 年度ごろを目途に各県シルバー人材センター連合及び拠点シルバー人材センターに対して公益認定に向けて一斉指導を予定、現状では個別で申請はせず、全シ協の指導を待って申請する予定である。

13. 長野市のモニタリングの実施状況

長野市の当団体に対するモニタリングの実施状況は下記のようになっている。

課長会議 年2回（予算前後）

部長会議 年1回

市長との懇談会 年1回

補助金の申請時、来年度予算の編成時等の際に口頭で現状や問題点等についての意見交換が中心である。補助事業の効果測定方法、分析及び評価方法は特になく、また、補助金の評価結果を踏まえてのフィードバックもないと説明を受けた。

当センターの長野市への依存度が高いこと、市の補助が減額されると国の補助も減額されること、企画提案方式の補助金は関係自治体とシルバー人材センターと連携が必要とされるため、補助事業の効果測定方法、分析及び評価方法、補助金の評価結果を踏まえてのフィードバックが必要と思われる。

また、補助金以外にも長野市の直接取引額、及び長野市の外郭団体との取引は多いので、所管課のモニタリングが重要と思われる。

14. 人事政策

20年4月1日現在の職員は14名で長野市役所退職者が4名となっており事務局長、総務課長、事業課長の重要ポストは長野市の退職者がついている。

（意見）

重要ポストをすべて長野市役所退職者が占める必要性は少ないと考えられる。

即戦力として市の職員を採用しているとのことであり、行政への対応、連携という意味では効率性が高い面はある。しかし、今後、高齢化社会が進むにつれセンターの活動をさらに活性化してゆくためには、民間の経営感覚も必要である。人件費の圧縮に努め、中途採用を中心に雇用しているとのことだが、長期計画のもとでのプロパー職員の養成、重要ポストの公募による募集も必要と考える。

15. 会計処理について

(1) 固定資産管理

① 固定資産の定義の変更

20年3月期今後の団塊の世代の入会も見据えた投資として軽トラック、軽バン、乗用芝刈

り機、乗用草刈り機等を購入したが、20年3月に財務規定を改定し、固定資産の取得価額及び使用可能年数が下記のように変更され、19年4月より適用されている。

	改正前	改正後
取得価額	10万円	50万円
耐用年数	1年	4年

(結果)

草刈機および芝刈り機は税法耐用年数では5年(乗用ならば)となり固定資産計上漏れとなっている。

(単位:円)

取得日	資産の名称	取得価額	勘定科目	税務上の耐用年数	一般正味財産増減額への影響額
19年8月	印刷機	588,000	備品支出	3年※1	457,464
20年2月	草刈機	590,000	設備支出	5年※2	570,334
20年2月	芝刈機	1,010,900	材料費支出	5年※2	977,204

※1 孔版印刷とのこと

※2 乗用

(意見)

固定資産とは、法人が事業活動のために長期的に保有する資産のことである。ここにいう長期とは、会計上通常は1年以上と考えるのが一般的である。当法人は使用可能年数が4年以上のものを固定資産と定義しており、一般的な定義からは乖離している。また、4年に明確な根拠はない。

公益法人であっても収益事業から生ずる所得については課税される(基本通達5-1-1)。収益事業が実施される可能性もあるので、法人税の規定にあわせることが望ましい。

② 固定資産と備品

(結果)

規定によれば固定資産は50万円以上使用可能年数が4年以上となっている。一方備品は1万円以上10万円未満で使用可能期間が1年以上のものとなっている。このため、10万円以上50万円未満で使用可能年数が1年以上4年未満のものが固定資産台帳にも備品台帳にも計上されないことになる。

③ 過年度固定資産計上漏れ

(結果)

20年3月に財務規定が改正され固定資産の取得価額及び使用可能年数が変更されているが、19年度よりの適用となっているので、18年度は取得価額10万円以上使用可能年数1年以上のものが固定資産として計上される必要がある。法人作成の備品台帳には18年度取得で10万円以上の資産が計上されているが、18年度の貸借対照表に計上漏れとなっている。

(単位：円)

取得日	資産の名称	取得価額
18年10月	紙折り機	253,575
18年11月	パソコン	196,168
19年2月	プロジェクター	404,460
19年2月	ノートパソコン	248,598
19年2月	アンプ	181,545

(2) 賞与引当金

給与規程第24条によれば「特別手当は、期末手当、勤勉手当及び特別勤勉手当とし、期末手当及び勤勉手当は6月1日及び12月1日、特別勤勉手当は3月31日に（以下この条において、これらの日を基準日という。）にそれぞれ在職する職員に対して、期末手当及び勤勉手当は基準日の属する月の支給定日に、特別勤勉手当は基準日の属する月の翌月の支給定日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員に対しても同様とする。特別勤勉手当は、基準日の属する年度の事業収益がその前年度の事業収益に対し1割以上増額となったときに支給できるものとする。」とある。

なお、期末手当と勤勉手当は、それぞれの基準額に一定割合を乗じた額に基準日以前6月以内の期間における在職期間（期末手当）、勤務期間（勤勉手当）の区分に応じた割合、特別勤勉手当は理事長の定める金額を基準日に在職する職員の数でわって得た額に勤務期間の区分に応じた割合を乗じた額とする旨規定されている（詳細な規定は省略する）。

(意見)

長野シルバー人材センターでは、現在、賞与引当金を計上していない。引当金の計上基準を満たす場合には賞与引当金を計上すべきである。

(3) 消費税の未払計上

19年度（20年3月期）の消費税761千円が未払計上されていない。

16. 班活動交付金

班活動交付金は職域班、地域班に対して班の活動に要する経費に充てるため交付するものである。このうち地域班（2,400 千円交付）の決算報告書について提出されているか照合した（8月）。その結果、報告書の未提出が3件あった。

（意見）

原因は、班長の入院1件、班長の死亡1件、不明1件である。やむをえない事情はあるが、事務局が対応し、総会までには報告書を回収すべきである。

また、残高を照合する資料として通帳のコピーは添付が望まれる。

X. 社会福祉法人長野市社会事業協会

1. 団体の概要

(1) 団体概要

① 目的及び事業内容

長野市社会事業協会（以下「社事協」という。）の前身は、大正 13 年 4 月に市内の篤志家たちによって組織された生活困窮者の援助活動を行う任意団体である「長野市方面事業助成会」である。当時は市や県の補助を期待できる時代ではなかったため、方面事業助成会の委員が自らの資金を提供したり寄付を集めたりして社会福祉事業を行っていた。社事協の前身は、まさに長野市における社会福祉事業のさきがけである。

昭和 21 年に、民生委員令により「長野市民生事業助成会」となり、昭和 23 年 7 月には市内の社会事業団体を統合して「財団法人長野市社会事業助成会」となった。その後、昭和 27 年に社会福祉事業法が施行され、社会福祉事業は社会福祉法人でなければできないこととされたため、昭和 27 年 7 月 30 日に「社会福祉法人長野市社会事業協会」となった。

社事協の定款によれば、平成 20 年 4 月 1 日現在の社事協の目的及び事業は、次の通りである。

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- ア 児童養護施設 更級福祉園の設置経営
- イ 授産施設 長野授産所、篠ノ井授産所、松代福祉企業センターの設置経営
- ウ 救護施設 共和寮の設置経営
- エ 養護老人ホーム 尚和寮の設置経営
- オ 特別養護老人ホーム 尚和寮の設置経営
- カ 知的障害者授産施設 小田切園、ひまわりの設置経営
- キ 知的障害者更生施設 はなみずきの設置経営及び長野市ひかり学園の指定管理者による管理
- ク 母子生活支援施設 長野市美和荘の指定管理者による管理
- ケ 知的障害児通園施設 三輪学園の設置経営
- コ 身体障害者療護施設 ほほえみの設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

- ア 保育所 長野市青池保育園、長野市西条保育園、長野市清野保育園、長野市芋井保育園の指定管理者による管理
- イ 老人デイサービス事業 松代デイサービスセンターの設置経営
- ウ 老人短期入所事業 尚和寮の設置経営
- エ 老人居宅介護等事業 尚和寮の設置経営
- オ 精神障害者授産施設 富竹作業所の設置経営及び長野市三幸学園、長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷の指定管理者による管理
- カ 障害福祉サービス事業
 - (ア) 生活介護 ほほえみの設置経営及び長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷の指定管理者による管理
 - (イ) 就労移行支援 長野市栗田園の指定管理者による管理
 - (ウ) 就労継続支援 B 型 長野市栗田園の指定管理者による管理
 - (エ) 共同生活援助 ほっとらいふの設置経営
 - (オ) 共同生活介護 ほっとらいふの設置経営
 - (カ) 児童デイサービス 長野市愛の樹園、長野市篠ノ井愛の樹園の指定管理者による管理
 - (キ) 短期入所 小田切園、ほほえみの設置経営及び長野市ひかり学園の指定管理者による管理
 - (ク) 居宅介護
 - (ケ) 行動援護
 - (コ) 重度訪問介護
- キ 地域活動支援センター
 - (ア) 生活支援 長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷の指定管理者による管理
 - (イ) 社会復帰支援 長野市障害者福祉施設ハーモニー桃の郷の指定管理者による管理
- ク 障害者自立支援法に基づく相談支援事業 地域生活支援室の設置経営
- ケ 移動支援事業

社事協では、上記の目的に従い、身体障害関係施設（療護施設）、知的障害関係施設（更生施設、授産施設）、精神障害関係施設（授産施設）、児童福祉関係施設（知的障害児施設、児童養護施設、母子生活支援施設、保育園）、保護施設（救護施設、社会事業授産施設）、共同作業所、養護老人ホームなど、29 事業所で 44 の福祉事業（うち、市からの指定管理 14 事業所 19 事業、設置経営 15 事業所 25 事業）を運営している。

市の作成した社事協の概要資料には、次のような記載がある。

「施設の所有者が社事協になっている 15 事業所の設置経営事業については、施設の建設時に事業協会名義で建設することにより、民間資金（日本財団、日本自転車振興会、中央競馬馬主社

会福祉財団、共同募金会等)の助成が受けられること及び独立行政法人福祉医療機構から長期の低利資金の借入が出来ること等から、社事協名義で整備してきた。借入金の償還については、その大部分を市が債務負担行為により償還している。市にとっては、一時的に多額な財政負担をしないで社会福祉施設の整備が出来る等メリットが大きい方法である。従って、実質的に市が整備した施設を社事協が運営を受託しているものと考えることが妥当である。」

すなわち、社会福祉施設整備にあたり、資金調達上の理由から、市は社事協の名義を借りたことになる。

当時は地方債の発行が許可制度であったこと等から円滑迅速な資金調達が困難であった事情もあると推察されるが、市が影響力を行使して外郭団体の名義を借りて民間からの助成を受けたり政府関係機関からの低利融資を受けたりすることについては問題がないとは言えない。その分、他の民間の社会福祉団体等への配分が減ることにつながるからである。

なお、この問題は、市の外郭団体見直しの際に考慮すべき事項であることは間違いない。すなわち、市が名義借りで整備した施設については、市が責任を負わざるを得ないこととなる。

民間社会福祉法人との公正な競争の確保は当然であるが、過去、市が社事協に影響力を行使して資金調達等で実質的に名義を借りて整備したものについては、今後も市が責任を負うべきである。

なお、外郭団体といえども市と対等な立場で議論できる関係である必要があるが、過去そのような関係でなかったことが遠因であるとも考えられる。

イ. 貸借対照表の推移

比較貸借対照表

(単位：千円)

	平成17年度	18年度	19年度
流動資産	537,231	592,997	675,981
現金預金	395,713	420,080	421,600
売掛金	3,725	4,435	3,839
未収金	129,271	162,302	239,723
商品・製品	281	362	1,383
原材料	2,238	2,481	1,757
立替金		334	677
会計区分間貸付金	3,000	3,000	1,000
経理区分間貸付金	3,000		6,000
固定資産	4,187,286	4,150,708	4,131,348
基本財産	3,148,218	3,021,828	2,895,488
建物	2,913,535	2,787,145	2,660,804
土地	234,653	234,653	234,653
基本財産特定預金	30	30	30
その他の固定資産	1,039,067	1,128,879	1,235,860
有形固定資産	124,899	128,115	123,671
無形固定資産			150
措置施設繰越特定預金	354,241	415,371	387,704
デｲｰﾋﾞｽ特別積立預金	5,318		
移行時特別積立預金	88,232	80,122	80,122
その他の積立預金	277,462	311,962	441,099
退職共済預け金	188,663	192,902	202,708
リサイクル料預け金	249	405	405
資産の部合計	4,724,517	4,743,706	4,807,330
流動負債	49,300	65,620	102,767
未払金	34,364	52,409	83,566
買掛金	1,397	1,240	3,540
預り金	7,538	8,970	8,659
会計区分間借入金	3,000	3,000	1,000
経理区分間借入金	3,000		6,000
固定負債	1,381,337	1,300,895	1,212,605
設備資金借入金	1,138,798	1,057,777	976,755
退職給与引当金	242,538	243,117	235,850
負債の部合計	1,430,637	1,366,515	1,315,373
基本金	716,956	709,412	709,412
1号基本金	457,997	457,997	457,997
3号基本金	258,959	251,415	251,415
国庫補助金等特別積立金	1,581,811	1,499,957	1,418,118
国庫補助金等特別積立金	1,581,811	1,499,957	1,418,118
その他の積立金	725,254	807,455	908,925
人件費積立金	195,634	218,634	240,034
施設整備等積立金	368,926	445,742	538,672
運営調整積立金	67,142	62,956	47,246
デｲｰﾋﾞｽ特別積立金	5,318		
移行時特別積立金	88,232	80,122	80,122
工賃変動積立金			252
設備等整備積立金			2,597
次期繰越活動収支差額	269,857	360,364	455,500
(うち当期活動収支差額)	(169,012)	(165,164)	(196,604)
純資産の部合計	3,293,880	3,377,190	3,491,957
負債及び純資産の部合計	4,724,517	4,743,706	4,807,330

(注) その他の積立金については、すべてその他の固定資産として特定預金が設定されている。

上記のとおり、平成 19 年度末においては、流動資産 675 百万円に対して流動負債は 102 百万円に過ぎず、総資産に占める負債の割合も 27.4%に過ぎない。法人全体の財務体質は極めて健全である。

② 見直し指針及び対応方針

長野市の「長野市外郭団体見直し指針（基本的事項）」（以下「見直し指針」という。）によると、社事協は重点見直し団体のひとつであり、市の指針及びそれに対する社事協の対応は次の通りである。

市側の方針と社事協側の対応は必ずしも一致していない。その主な原因として障害者自立支援法に基づく新事業への移行により減収が見込まれることがある。現在、自立支援法の円滑な運営のための特別対策や法の抜本的見直しに向けた緊急措置において激変緩和措置等が講じられている。これらは時限措置であるが、措置を継続しつつ必要な見直しを行うこと及び障害福祉サービス費用の額（報酬）の改定の実施を行うことについて、国の社会保障審議会障害者部会の報告が出されている。（注）

（注）平成20年12月16日 社会保障審議会 障害者部会 報告 ～障害者自立支援法施行後3年の見直しについて～

団体の課題	<p>社会事業協会の課題は、運営する施設(受託施設及び設置施設)が多種、多様化し、組織が肥大化していることであり、現在、国の制度改革に伴い社会福祉事業における報酬単価が引き下げられ、収益の悪化が見込まれる状況下において、施設ごとの機動的でより専門的な経営能力の発揮が求められている。</p> <p>社会福祉事業はマンパワーで運営されているため、施設数が増えることで単純にスケールメリットが得られるものではなく、逆に、組織が肥大化することで、本部が現場の状況を把握するのに時間を要したり、また現場においては、コスト削減などの経営の観点が本部任せになるなどのデメリットが生じることも考えられる。</p> <p>このような課題を解決していくためには、社会事業協会の組織をスリム化していくことが必要である。</p>			
	長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕	外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項	外郭団体の対応(平成20年2月25日)
統廃合、法人形態の見直し	<p>業務を縮小した上で存続又は分割民営化を検討</p>	<p>社会事業協会の組織をスリム化していく手法として、一つには、民間の社会福祉法人が担い手となり得る施設については移管を行い、民間の参入が困難な施設については社会事業協会に残した上で、できる限り施設ごとの独立採算制を導入して、組織肥大化の弊害をなくしていく手法があり、もう一つには、すべての業務を一施設一法人を原則に分割して移管し、最終的には社会事業協会を解散するという手法が考えられる。</p> <p>施設を移管する際には、受託施設及び設置施設を地域的なまとまりごとに分割し、受け皿となる新たな社会福祉法人を設立した上で、施設とスタッフを引き継ぐことが適当である。</p> <p>分割する場合は、例えば、いつわ苑の5施設、ハーモニー桃の郷の4施設でそれぞれ1法人とすることが合理的であり、また、経営が不安定となる通所施設などについては、単独ではなく収益の上がる施設と組み合わせるなどの工夫が必要である。</p>	<p>各種施設の利用者に対するサービス水準を維持するとともに保護者や関係者からの理解を得られることが重要であるため、市関係課は、社会事業協会の経営検討委員会の検討状況や経営状況を勘案し、社会事業協会が今後の協会のあり方や業務範囲を決定していくうえで必要な支援を行っていく。</p> <p>【厚生課】</p>	<p>支援法に基づく新事業への移行を平成23年度末までに重点的に取り組む必要があるため、社会事業協会の業務の縮小又は分割民営化については、平成24年度以降において、長野市内における個別法に基づく福祉施設の現状と社会事業協会の位置付けについて及び支援法に基づく新事業へ移行後の長野市内の福祉施設のあり方について、特に、社会事業協会の果たす役割及び意義等について長野市の方針を確認し、長野市と協議して進めることが適切であると思われる。</p>
業務範囲の見直し	<p>公設民営保育所(青池、清野、西条、芋井)の統廃合の方向付け</p>	<p>入所児童が減少し、4園ともに定員割れしているため、当該地域の就学前児童数の推移と既存の私立保育園・幼稚園の意向を踏まえ、適正配置・適正規模を検討し、保護者及び地域関係者からの意見を聞きながら、3年後を目途に統廃合等について方向付けをする。</p>	<p>各園ごとに今後の入所児童数を推計し、統合先の受入の可能性を検討する。</p> <p>3才未満児の受け入れを止め、幼児のみとする段階的な縮小を検討する。</p> <p>【保育課】</p>	<p>長野市の「市立保育園民営化の基本方針」に沿って協議し、検討することが適切である。</p>

長野市外郭団体見直し指針(各団体個別事項)〔平成18年11月1日付け通知〕		外郭団体の対応(平成19年3月現在)	市関係部局・補足事項	外郭団体の対応(平成20年2月25日)	
その他	法人運営費補助金の廃止	民間の社会福祉法人では、法人運営費(本部経費)を含めてすべての経費は、利用料などの事業収入によって賄われている。 これまでの社会事業協会の業務は、公設民営方式による市との委託契約に基づき、必要となる経費を全額市が支払う方式であったが、介護保険制度や障害者支援費制度(現在は、自立支援制度)の創設によって、「措置から契約」へと枠組みが変わり、事業者は利用料等の事業収入によって経費を賄うこととなった。 したがって、民間社会福祉法人との同一競争条件を確保するため、社会事業協会に対する法人運営費(本部経費)に対する補助金については、組織のスリム化に関するスケジュール等を勘案して時限を区切って廃止し、利用料及び職員配置を加算するための「民間障害者福祉施設運営調整費」等の範囲内で運営を行うよう経営努力を求める。	統廃合、法人形態の見直しは、上記で記述したとおり経営検討委員会を設置して、関係者の理解と協力を得ながら進めてまいりますが、当分の間、次の理由から継続して補助していただきたい。 障害児・者の施設、児童養護施設、母子支援施設、救護施設、授産施設、介護施設等多種、多様な多くの福祉施設を効率的に運営するためには、理事会及び評議員会、財産管理、予算及び決算、経理、人事・給与の職員管理等の事務を法人本部で統括して行うことが最善の方法であり、かつ、経費節減になること並びに障害者自立支援法の施行により利用料が減額になり施設会計が厳しく余裕がないこと。	法人本部は、法人の効率的運営のために設けられたものであり、社会事業協会が組織のスリム化のための検討作業を進めている間は、補助金の交付を継続する。 なお、団体が設置した経営検討委員会において、平成19年度末を目途に組織のあり方等の検討が行われる予定であるため、その検討結果に基づき、将来団体が担うべき業務範囲に応じた市の補助金のあり方を改めて協議する。 【厚生課】	当分の間、次の理由から継続して補助していただきたい。 障害者施設、児童養護施設、救護施設、授産施設、介護施設等 多種多様な福祉施設(平成19年4月1日現在 29施設で44事業を実施)を効率的に運営するためには、運営方針、理事会及び評議員会、財産管理、予算及び決算、経理、人事及び給与等の事務を法人本部で統括して行うことが効率的で、かつ、経済的な方法である。 また、障害者施設は、自立支援法に基づく新事業へ平成23年度末までに移行しなければならぬため、今後増加する業務量に対処する必要がある。
	社会事業協会が設置した施設の元利償還金に対する補助の見直し	元利償還金に対する補助のうち、市が債務負担行為を設定しているものについては継続する。 ただし、今後の更新・整備については、社会事業協会(又は分割後の新たな社会福祉法人)の責任で実施し、市は、民間社会福祉法人に対する施設整備に関する補助制度の範囲内で対応する。 なお、収益性が低いと見込まれる施設整備に関して特に必要がある場合には、民間社会福祉法人が自己資金で対応すべき部分に対する市の特別補助について、制度化を行う。	過去において社会事業協会の名義で設置した福祉施設は、長野市の方針の下、長野市が借入金のほぼ全額を補助して整備したものである。 これらの施設の多くは大規模施設であり、また、収益性の低い施設もあるため、一社会福祉法人の資金のみで改築することは困難な状況である。 したがって、今後も継続して長野市の補助により整備していただきたい。	施設整備については、社会事業協会の積立金等で対応することを基本とする。 ただし、市の福祉施策に基づき設置してきた施設もあることから、施設ごとに今後の収支見通しや耐用年数等を把握した上で、他の民間社会福祉法人の経営実態も考慮しながら、公的補助のルール化を行っていく。 【厚生課】	支援法に基づく新事業に移行する最終年度である平成23年度の決算見込み(経常活動収支のみ)では、自立支援法に基づく事業で約33,000千円の収入不足、個別法に基づく事業で約43,000千円の黒字となり、合計で約10,000千円の黒字が予想される。 この額では、施設整備資金及び財務活動資金が大幅に不足する。 できる限り建設資金の確保に努めなければならないが、借入金に対する償還については、今後も継続して長野市の補助で償還していただきたい。
	利用料金制適用施設運営委託料(赤字補てん)の見直し	平成17年度までは、市が設置した施設の管理運営を社会事業協会が受託する場合に、赤字分を補てんしてきたため、平成18年度からの指定管理者制度においても同様の赤字補てん制度を継続している。 しかし、民間社会福祉法人との公平な競争条件を確保するためには、指定管理者の公募の際、「支援費収入及び民間障害者福祉施設運営調整費の範囲内で運営すること」を募集条件とすることが適切であるため、障害者自立支援法施行による制度移行後の収支状況を勘案しつつ、本件委託料(赤字補てん)の見直しを行う。 参考に、長野県社会福祉事業団が運営する西駒郷について、県は、「平成19年度までは、収支差額に対して財政支援を行うが、平成20年度以降は、他の民間社会福祉施設と同様、支援費収入のみによる運営とし、他の民間社会福祉施設で受け入れが困難な重度の利用者のために加配する支援職員の人件費相当分を除いて、財政支援を行わない。」としている。	障害者自立支援法が施行され障害者を対象とする福祉施設は、平成23年度までに新しい事業体系に移行する予定である。この法施行により利用料金が減額されたため、経営が厳しくなっている。 障害者自立支援法適用以外の施設を含めて、収支バランスが取れるよう一層経営努力をしてまいりますが、どうしても運営見通しが困難な施設については、今後も補てんしていただきたい。	今回の指定管理者指定(平成23年度)に当たっては、障害者自立支援法の給付費収入(報酬・利用者負担)及び民間障害者福祉施設運営調整費の範囲内で運営することを募集の条件とする。 併せて、社会事業協会を含め、民間事業者が事業の縮小や撤退によって障害福祉サービスの供給が滞ることのないよう、経営実態を把握し、民間障害者福祉施設運営調整費等を随時適切に見直していく。 【障害福祉課】	支援法に基づく新事業は、利用料金が減額され、どのような運営方法でも収入不足になる事業(入浴、送迎を行う生活介護事業等)が生じている。 運営努力をしても収支バランスが取れない事業であっても、利用者、保護者の意向を考慮する中で、障害者福祉を推進するために継続しなければならないものについては、今後も補てんしていただきたい。

2. 市との取引等

(1) 取引等の概要

平成 19 年度における市との取引等は次の通りである。

① 運営補助金

123,128 千円

補助金対象項目

法人運営事業費

(人件費、役員会議費、事務費、職員研修講師謝礼、光熱水費実費負担、振込
機械化費用、電話費、事務 OA 化費用、公用車費用、税理士顧問委託料)

借入金元金利息償還

② 指定管理者

(単位:円)

施設名	備考	指定管理料
あおば学園		13,928,000
ふたば学園	障害者共同作業訓練施設	20,196,000
まつば学園		11,578,000
愛の樹園	児童デイサービス	利用料金制
篠ノ井愛の樹園		利用料金制
ひかり学園	知的障害者更生施設	利用料金制
ハーモニー桃の郷	生活介護	81,756,000
	生活支援	(14,880,000)
	社会復帰支援	(18,621,000)
	授産施設	(15,136,000)
	相談支援	(26,679,000)
		(6,800,000)
栗田園	就労移行・就労継続支援B型	利用料金制
三幸学園	精神障害者授産施設	22,198,000
美和荘	母子生活支援施設	措置費
青池保育園	保育園	92,779,565
西条保育園		
清野保育園		
芋井保育園		

③ 市職員の派遣

平成 19 年度 事務局長 1 名 (平成 20 年度 事務局次長 1 名)

人件費は社事協負担

④ 市施設の賃貸

事務局（ふれあい福祉センター内） 無償

(2) 指定管理者としてのモニタリング評価結果

平成 19 年度の社事協が指定管理者となった施設に関するモニタリング評価結果は、次の通りである。

① あおば学園

評価 C（期待どおり）

（理由）施設の設置目的を理解し利用者から安心して利用されている。家族会（保護者会）等との連携を図りながら事業が実施された。管理経費についても経費の節減に努め、指定管理者として適切に事業運営にあたった面は評価できる。

② ふたば学園

評価 B（期待値をやや上回る）

（理由）協定に基づき事業実施しており、利用者からも安心して利用できるとの評価であり、自主事業等についても家族会との連携を図りながらスムーズに実施され、また、管理経費についても経費の節減に努め、指定管理者として適切に事業運営に当たったものと考えられるため。（指定管理料の増加については、職員の異動に伴うもので、平成 18 年度人件費の不足分も含まれている。）

③ まつば学園

評価 B（期待値をやや上回る）

（理由）施設の設置目的を理解し、利用者から安心して利用されている。家族会（保護者会）等との連携を図りながら事業が実施された。
管理経費について、経費の節減に努め、指定管理者として適切に事業運営にあたった面も評価できる。

④ 愛の樹園

評価 B（期待値をやや上回る）

（理由）概ね協定に基づき実施されており、利用者からも安心して利用されている。各種行事や避難訓練等地域と連携を図りながら実施された。管理経費についても全体的に経費の節減に努めており評価できる。

⑤ 篠ノ井愛の樹園

評価 B（期待値をやや上回る）

（理由）概ね協定に基づき実施されており、利用者からも安心して利用されている。

各種行事や避難訓練等地域と連携を図りながら実施された。管理経費についても全体的に経費の節減に努めており評価できる。事業収支のマイナスについて、主原因は年々増えていた利用者が大幅に減ってしまったためである。利用者減に伴い人件費が削減できれば良いが国の配置基準があるため削減できなかった。（例えば1日の利用人数が1人でも指導員は2人配置しなければならない）

⑥ ひかり学園

評価 B（期待値をやや上回る）

（理由）施設の設置目的を理解し、利用者から安心して利用されている。家族会（保護者会）等との連携を図りながら事業が実施された。管理経費についても経費の節減に努め、指定管理者として適切に事業運営にあたった面は評価できる。

⑦ ハーモニー桃の郷

評価 B（期待値をやや上回る）

（理由）施設の設置目的を理解し、利用者に対し適切なサービスを提供し、安心して利用されている。

ハーモニー桃の郷は複数の福祉サービスを提供する複合施設であり、それぞれの福祉サービスが連携し、事業運営に当たっている点について、評価できる。利用者の増、ニーズの把握と福祉サービスの充実を図っている点について、評価できる。

管理経費の面では、経費の節減に努め、指定管理者として適切な事業運営を行っていることは、評価できる。

（指定管理料については、自立支援法施行（H18.10）による新体系移行に伴い平成19年度は前年度に比べ増額となっている。

⑧ 栗田園

評価 C（期待どおり）

（理由）施設の設置目的を理解し利用者から安心して利用されている。家族会（保護者会）等との連携を図りながら事業が実施された。

管理経費についても経費の節減に努め、指定管理者として適切に事業運営

にあたった面は評価できる。

⑨ 三幸学園

評価 C（期待どおり）

（理由）施設の設置目的に適合した運営により、利用者が安心して利用している。

授産施設の主たる活動である「作業」について、利用者個々の自主性を大切にし、自分たちで意見を出し合い協力して作業できる体制である。家族会（保護者会）や地域との連携を図りながら事業が実施された。

⑩ 美和荘

評価 C（期待どおり）

（理由）国の基準に定める母子生活支援施設の長野市の指定管理者として、適切に事業運営に当たっている。

⑪ 芋井・青池・清野・西条保育園

評価 C（期待どおり）

（理由）保育園の設置目的を十分理解し、適切な保育の実施に努めた点は評価できる。

保護者からも安心して子どもたちを預けることができるという声も寄せられており、概ね運営は良好であった。

*職員配置について、協定時の配置予定欄に芋井保育園の園バス運転手 2 名が未計上であったため、計上した。

管理経費の面では、経費の節減に努め、指定管理者として適切な事業運営を行っていることは、評価できる。

指定管理料については、自立支援法施行（H18.10）による新体系移行に伴い平成19年度は前年度に比べ増額となっている。

上記のとおり、社事協が指定管理者となった施設はおおむね期待通りあるいは期待以上の水準であったといえる。

3. 監査の結果等

(1) 規程

① 経理規程

経理規程第4条第3項に次のような記載がある。

就労支援会計と公益事業会計については、毎会計年度終了後2カ月以内に授産事業支出明細表を作成しなければならない。

(結果)

「就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて」（平成18年10月2日 社援発第1002001号）によれば、就労支援事業別事業活動収支内訳表の「当期就労支援事業製造原価」及び「販売費及び一般管理費」に関して、「就労支援事業製造原価明細表」、(表3)「販売費及び一般管理費明細表」を作成するものとするとしており、規程の変更や実務の変更が必要である。

② 施設整備基金規程

社事協では、施設整備費に充当するため、協会施設整備基金を設置するため、施設整備基金規程を設けて運用している。

(結果)

施設整備基金規程には、取り崩しの際の条文がないため、どのような時に取り崩せるか明らかでない。したがって、今後、当該条文を整備する必要がある。

(2) 組織及び組織運営

① 法人の意思決定機構

社事協の意思決定機構としては、評議員会、理事会がある。定款によればそれぞれの権限は次の通りである。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事長が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(役員を選任等)

第7条 理事は評議員会において選任し、理事長が委嘱する。

- 2 監事は、評議員会において選任する。
- 3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
 - (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項
- 2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則としてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

(同 前)

第16条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

これによれば、予算、決算等の重要事項については評議員会の審議が必要であるが、

あくまで法人の意思決定は理事会の権限である。また、日常の業務については理事長が専決することになっている。

(意見)

社事協にとって理事会は、理事長に専決させる日常の軽微な意思決定を除き、すべての業務執行の意思決定を行う機関である。理事会は、法人の経営すべてについて権限と責任を有しているのであり、決して審議機関ではない。

そのような観点からすると、現在、理事9名のうち、法人の施設代表者は1名にすぎないが、法人の経営状況に精通した現場の施設長等をより多く理事に加えることも検討する必要がある。

社会福祉法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えることは適当ではないとされていたが、評議員会を設置する法人にあっては職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないという規制が廃止されている。

法人の経営を行うのは実際に現場の実態を把握し、責任をもって意思決定できる者が担うのが望ましいと考えられる。

なお、理事会と評議員会の機能分担を整理し、評議員会は、理事会の日常的な業務執行状況を監督し、重要事項の意思決定に関与するほか、必要に応じて理事の入れ替えを行う機関であることを十分認識する必要がある。

(3) 会計

平成19年度における社事協の決算内容を検討した結果は、次の通りである。

① 計算書類

計算書類は、社会福祉法人会計基準および就労支援の事業の会計処理の基準に従い作成される必要がある。

(結果)

社事協の計算書類の表示は、社会福祉法人会計基準および就労支援の事業の会計処理の基準に準拠していないところが見受けられる。

特に、計算書類の注記が不十分で、採用している重要な会計方針等が不明である。また、平成18年度に事業廃止に伴い栗田園に関する基本金を取り崩しているが、当該取崩理由も開示されていない。

計算書類の読者に対して、情報の開示が不十分であるので、今後改善が必要である。

また、「社会福祉法人経営に係る会計総括表の送付について(参考)」(事務連絡 平

成 19 年 3 月 30 日 厚生労働省 社会・援護局 福祉基盤課)によれば、複数の事業を実施している社会福祉法人が法人全体の財務の状況を表すために、資金収支計算書総括表、事業活動収支計算書総括表、貸借対照表総括表を作成することが望ましいとされているので、これについても留意が必要である。

② 賞与引当金

社事協の給与規程に、次のような記載がある。

(期末手当)

第 43 条 期末手当は、6 月 1 日、12 月 1 日、(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6 月に支給する場合においては 100 分の 140、12 月に支給する場合においては 100 分の 160 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6 箇月 100 分の 100

(2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100 分の 80

(3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100 分の 60

(4) 3 箇月未満 100 分の 30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。

4 給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度合い等を考慮してこれに相当する職員は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に給料月額と別表第 12「期末勤勉手当加算表」に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第 45 条 勤勉手当は、6 月 1 日、12 月 1 日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間の勤務成績に応じ支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が定める勤務時間による割合(以下「期間率」という。)と勤務成績による場合(以下「成績率」という。)を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額合計額を加算した額の 100 分の 72.5 を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在において、職員が受けるべき給料の月額合計額とする。

4 第 43 条第 4 項の規定は、第 2 項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第 4 項中「前項」とあるのは、「第 45 条第 3 項」と読み替えるものとする。

(結果)

社事協では、現在、賞与引当金を計上していない。しかし、会計基準に定める引当金の要件を満たすと考えられることから、今後、期末に引当額を計算の上、賞与引当金を計上すべきである。

③ その他の積立金

社事協の純資産の部には、その他の積立金が 908,926 千円積み立てられており、その他の固定資産に同額の特定預金が設定されている。これらの内容について検討する。

(結果)

その他の積立金の積立や目的取崩については、理事会決議事項である。これらについては、理事会における決算書の承認だけでは不十分である。なぜなら、次期繰越活動収支差額のうちから処分を拘束する積立金へ繰り入れたり、取り崩したりする行為は、法人の経営にとって極めて重要な意思決定や行為であるからである。今後は、議案として明示して、理事会の承認を得るべきである。

ア. 人件費積立金

平成 19 年度末の残高 240,035 千円

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(厚生労働省)によると、人件費積立金は、「人件費の類に属する経費に関する積立金」である。当該積立金については、「給与規程、職員研修など、各法人における人材育成や人事管理を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。」が必要である。

(結果)

人件費積立金及び対応する特定預金については、決算上の余裕額をみながら積み立てており、使途や使用計画が定められていない。平成 20 年度においても、積立は行われたが、使用するための取崩は全くなかった。

使途や使用計画を定めずに積み立てをすることは、単に対応する特定預金を拘束することにつながり、社会福祉活動に有効に資金を使わなければならない社会福祉法人の使命を果たせないことにもつながりかねない。

今後は、どのように積立金を使用することが、社会福祉法人としての使命を果たすことにつながるのか検討し、明確な使途及び使用計画を決定する必要がある。

イ. 施設整備等積立金 平成 19 年度末の残高 538,672 千円

「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(厚生労働省)に、「施設整備等積立金については、建物、設備及び機械器具等備品の整備・修繕、環境の改善、業務省力化機器等の物品、備品等の購入・更新、増改築に伴う土地取得等に係る支出が見込まれる時期を考慮の上、使途及び使用計画を作成すること。」との記載がある。

(結果)

人件費積立金と同様、具体的な使途及び使用計画が必要である。

ウ. 運営調整積立金 平成 19 年度末の残高 47,246 千円

運営調整積立金については、社事協の規程では次のように定められている。(基金という言葉を使っているが、規程上積立金に変更されていないためと思われる。)

(設置の目的)

第 1 条 社会福祉法人長野市社会事業協会（以下「協会」という。）の事業運営の資金に充当するため、運営調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立の方法)

第 2 条 基金として積立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 毎会計年度における決算剰余金の一部（前期繰越剰余金を含む。）
- (2) 基金の運用から生ずる利子

(管 理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金等の処理)

第 4 条 基金から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、歳入歳出予算に計上するものとする。

(本部会計への繰入)

第 5 条 理事長は、財政上必要があると認めるときは、基金の一部を法人本部に繰入れすることができるものとする。

(報 告)

第 6 条 理事長は、毎会計年度その運用の状況を示す書類を作成し理事会及び評議員会に報告するものとする。

上記によると、決算剰余金から繰入可能で、財政上必要があれば法人本部に繰入可能

である。そのため、理事会の決議さえあれば、繰入取崩が自由に行える積立金である。

平成 19 年度においては、本部において 15,820 千円の取崩、110 千円の繰入が行われている。

エ. 移行時特別積立金 平成 19 年度末の残高 80,122 千円

移行時特別積立金は、支援費制度が導入された際に、それまでの措置制度時代の繰越金等を積み立てたものである。

これは、次のような経費に充てるときは取り崩しできる。(平成 19 年 3 月 30 日「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取り扱いについて」の一部改正について)

- (1) 支援費制度から自立支援法に規定する事業体系への移行当初の運転資金(いわゆるつなぎ資金をいう。)として必要な経費
- (2) 当該施設の決算処理に当たって、欠損金が見込まれる場合の補填経費
- (3) 当該施設を運営する社会福祉法人が社会福祉事業や公益事業を運営するために、当該事業の用に供する施設及び設備の整備並びに用地の取得に要する経費並びに当該事業の運営に要する経費

オ. 工賃変動積立金 平成 19 年度末の残高 253 千円

設備等整備積立金 平成 19 年度末の残高 2,597 千円

工賃変動積立金は、就労支援事業において、将来にわたって安定的に工賃を支給するため又は安定的かつ円滑に就労支援事業を継続するために、就労支援の事業の会計処理の基準 第二 4 (2) に規定する上限額まで、積立が認められる任意積立金である。

設備等整備積立金は、就労支援事業を安定的かつ円滑に継続するため、就労支援事業に要する設備等の更新、又は新たな業種への展開を行うための設備等の導入のための資金需要に対応するため、就労支援の事業の会計処理の基準 第二 4 (3) に規定する上限額まで、積立が認められる任意積立金である。

社事協においても、上記の積立金の計上が行われているが、前に述べたように、理事会で明示して議決する必要がある。

(4) 指定管理

平成 19 年度においては、2. (1) ②で述べた施設について指定管理者として受託している。

これらについての市のモニタリング評価結果は、前述したとおりである。

ここでは、指定管理者の選定から実績の報告や精算については、検討した結果、特に指摘すべき点はない。

しかし、下記の点については留意が必要である。

(意見)

指定管理者による管理に関する基本協定書において、修繕・改修業務が行われた場合の市と指定管理者の負担の責任が記載されている。

たとえば、障害者共同作業訓練施設であるあおば学園等では、100 万円未満の修理は指定管理者負担、100 万円以上は市の負担である。保育園については、たとえば経年劣化によるものについて 50 万円以下であれば指定管理者負担、50 万円超であれば市の負担である。

もともと、指定管理者の募集を行うにあたっては、当該施設の規模や過去の修繕実績等を勘案して、適切な修繕費の負担関係を定める必要があるが、あおば学園等のように収支の規模が小さい事業所で 100 万円近い修繕費が指定管理者負担では、基準が高すぎると思われる。

市社協が指定管理者となっている老人福祉センターは、基準が 20 万円であること等を考慮すると、基本協定の見直しが必要と考えられる。

なお、市として指定管理者募集にあたり、修繕費の負担についてガイドラインを作成し、指定管理者に過度の負担とならないよう配慮する必要もある。

(意見)

ハーモニー桃の郷における相談支援事業については、平成 19 年度から始まった事業であり、当初の協定が変更され、当該業務分 6,800 千円が追加された。

当該業務については、平成 20 年 3 月 31 日に検査調書が作成され、合格となっている。

しかし、当該検査の際、添付された社事協の部門別の資金収支計算書および事業活動収支計算書では、相談支援事業は社会復帰支援事業に含まれており、相談支援事業でどれだけ費用が発生したのか明らかでない。

本業務分については、委託費で返還の義務はないと考えられるが、市の検査にあたっては次年度以降の妥当な委託費を算定するためにも、相談支援事業のみの収支を求めるべきであったと考えられる。なお、監査人において、社事協の元帳より集計した相談支援事業に係る支出は 3,959 千円である。

(5)補助金

長野市から社事協へは、次のような補助金が交付されている。平成 19 年度の交付額は合計で 123,128 千円であり、その内訳は次の通りである。

法人運営事業費 25,967 千円

(人件費、役員会議費、事務費、職員研修講師謝礼、光熱水費実費負担、振込機械化費用、電話費、事務 OA 化費用、公用車費用、税理士顧問委託料)

借入金元金利息償還

元金 74,218 千円

利息 22,943 千円

これらの補助金のうち、法人運営事業費については民間社会福祉法人との公平性の観点等から市より見直し指針が示されている。社事協においても、業務の効率化を進めるとともに、運営調整積立金の取り崩しなどで対応していくことになると考えられる。

借入金の元金利息償還の補助金については、冒頭で述べたように、過去、市が社事協に影響力を行使して資金調達等で実質的に名義を借りて整備した施設に関する借入金については、当然今後も市が責任を負うべきである。今後、社事協が独自に整備した施設と、市が整備した施設を区分し、負担関係を明確にする必要がある。

(6) 法人情報の開示

社事協では、毎年、事業報告書・決算書を印刷物で作成している。また、ホームページで、団体情報を開示している。

(意見)

社会福祉法人の認可について（社会福祉法人審査基準）によれば、「法人の業務及び財務等に関する情報については、法人の広報やインターネットを活用することなどにより自主的に公表することが適当であること。また、法人の役員及び評議員の氏名、役職等の情報についても同様の方法で公表することが望ましい。」とされている。

しかし、社事協ではホームページで、財務情報は貸借対照表しか開示していないし、役員名簿も公表されていない。

また、社会福祉法人は、利用者が十分な情報を入手したうえで福祉サービスを選択でき、適切かつ円滑に利用できるよう、福祉サービスに関する情報の提供をより積極的に開示する必要があるが、施設やその提供しているサービスに関する情報は、事業報告書でもホー

ムページでも極めて乏しい。

社会福祉法人は、多くの関係者により支えられているのであるから、積極的に情報を開示するとともに、利用者にとっても円滑なサービス利用が可能となるような情報開示が求められる。

(7) 事業所往査の結果

今回、ハーモニー桃の郷、尚和寮、松代デイサービスセンター、小田切園、更級福祉園について往査した。

管理上の問題点は特に発見されなかったが、次のような課題がある。

① 小田切園

小田切園は、知的障害者入所授産施設である。小田切園については、次のような課題がある。

ア. 土砂災害について

長野県告示第 145 号(平成 19 年 3 月 22 日告示)により、小田切地区の矢平(1)イの地域(小田切園居室棟女子全部及び男子 1,2 号室)が土砂災害特別警戒区域に指定された。

福祉施設の増改築は、原則として許可されない。

イ. 障害者自立支援法に基づく体系への移行について

平成 23 年度末(平成 24 年 3 月 31 日)までに、現行の事業から新体系へ移行しなければならない。

「障害者自立支援法に基づく新事業の認可条件について」

①長野県では、障害者自立支援法に基づく新事業へ移行する認可条件の一つに、土砂災害特別警戒区域に該当しないこととしている。(土砂災害防止法)

②居住系サービスの施設入所事業の認可条件として、利用定員は 30 人以上であることと定められている。

施設入所支援を利用できる条件として、障害程度区分 4 以上(50 歳以上は区分 3 以上)の者と定められているが、現在、小田切園を利用している者で既に判定を受けた利用者(長野市)34 名中、施設入所支援に該当する者は 13 名(区分 4 以上が 6 名、50 歳以上区分 3 が 7 名)である。未判定の利用者の障害程度区分を仮判定し該当者を加えても 20 人以下と予想される。

今後は、平成 24 年 3 月 31 日までは現行事業を継続できるが、土砂災害特別警戒区域内での事業継続であり、入所者の安全について考慮する必要がある。また、現在地で新事業に移行することは上記のとおり、認可条件を満たさず困難である。

今後、できるだけ早期に、利用者及び保護者の意向、関係者の意見、要望等を聞きながら、方向性を検討していく必要がある。

② 更級福祉園

更級福祉園は、2 歳から 18 歳までの 50 人が暮らしている児童養護施設である。管理上の問題点は特に発見されなかったが、次のような課題がある。

- ★ 施設の建物については、建築後 35 年を経過し、近い将来、移転か建て替えが必要である。

建物は古く、子供たちの生活環境として必ずしも良い条件とは言えない。また、市街地から離れているため、高校生にとっては通学が大変なうえ、アルバイトをしたくても遅い時間になると施設に戻るための交通手段がない。今後、市や社事協を含め、施設の関係者は、子供たちにとってどのような施設整備を行えばよいのか真剣に考える必要がある。

XI. 社会福祉法人長野市社会福祉協議会

1. 団体の概要

(1) 団体概要

① 目的及び事業内容

長野市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）は、昭和 26 年 9 月 25 日に設立され、その後、昭和 43 年 4 月 2 日に社会福祉法人として法人格を取得している。

市社協の作成している「長野市社会福祉協議会の概要」（平成 20 年度版）によれば、社会福祉協議会の位置付けは、次のようなものである。

社会福祉協議会は、地域における住民組織と公私の社会福祉事業関係者等により構成され、住民主体の理念に基づき、地域の福祉課題の解決に取組み、誰もが安心して暮らすことの出来る地域福祉の実現をめざし、住民の福祉活動の組織化、社会福祉を目的とする事業の連絡調整および事業の企画・実施を行い、市区町村、都道府県・指定都市、全国を結ぶ公共性と自主性を有する民間組織です。

社会福祉法第 109 条によれば、市町村社会福祉協議会については、次のように定められている。

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

市社協の定款によれば、平成 20 年 4 月 1 日現在の市社協の目的及び事業は、次の通りである。

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、長野市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第2条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) (1)から(3)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 居宅介護支援事業
- (8) 地域包括支援センター事業（地域包括支援センター安茂里）
- (9) 別表第1に掲げる在宅介護支援センター事業
- (10) 訪問介護事業
- (11) 訪問入浴介護事業
- (12) 別表第2に掲げる老人デイサービス事業
- (13) 別表第3に掲げる老人短期入所事業
- (14) 認知症対応型老人共同生活援助事業（鬼無里なかよしハウス）
- (15) 訪問看護事業
- (16) 別表第4に掲げる高齢者生活福祉センターの管理・経営
- (17) 別表第5に掲げる高齢者共同生活支援施設の管理・経営
- (18) ボランティア活動の振興
- (19) 別表第6に掲げる児童館及び児童センターの管理・経営
- (20) 別表第7に掲げる老人福祉センター等の管理・経営
- (21) 別表第8に掲げる老人憩の家の管理・経営
- (22) 援助老人サービス受託事業
- (23) 生きがいデイサービス受託事業
- (24) 配食サービス受託事業
- (25) 移送サービス受託事業
- (26) 地域たすけあい事業
- (27) 福祉サービス利用援助事業
- (28) 心配ごと相談事業
- (29) 生活福祉資金貸付事業
- (30) 助け合い資金貸付事業

- (31) ふれあい福祉センターの管理・経営
 (32) その他この法人の目的達成のため必要な事業

別表第1(第2条関係)		在宅介護支援センター	
城山在宅介護支援センター		鬼無里在宅介護支援センター	
豊野在宅介護支援センター		大岡在宅介護支援センター	

別表第2(第2条関係)		老人デイサービスセンター	
氷鉋デイサービスセンター		篠ノ井デイサービスセンター	
安茂里デイサービスセンター		戸隠裾花デイサービスセンター	
吉田デイサービスセンター		鬼無里デイサービスセンター	
柳町デイサービスセンター		大岡デイサービスセンター	
三陽デイサービスセンター			

別表第3(第2条関係)		老人短期入所施設	
鬼無里やすらぎ		大岡ことぶき荘	

別表第4(第2条関係)		高齢者生活福祉センター	
鬼無里高齢者生活福祉センター		大岡高齢者生活福祉センター	

別表第5(第2条関係)		高齢者共同生活支援施設	
戸隠栃原高齢者共同生活支援施設		戸隠豊岡高齢者共同生活支援施設	

別表第6(第2条関係)	児童館、児童センター
加茂児童センター	昭和児童センター
箱清水児童センター	川中島児童センター
湯谷児童センター	三本柳児童センター
長野中央児童館	青木島児童センター
柳町児童センター	下氷鉋児童センター
南部児童センター	真島児童館
裾花児童センター	浅川児童センター
芹田児童センター	大豆島児童センター
日詰児童館	朝陽児童センター
川谷新田児童館	若槻児童館
古牧児童センター	徳間児童センター
古牧児童館	長沼児童センター
三輪児童センター	安茂里児童センター
古里児童センター	松ヶ丘児童センター
柳原児童センター	芋井児童センター
松代花の丸児童センター	影山児童館
松代東条児童センター	共和児童センター
豊栄児童館	篠ノ井西児童センター
綿内児童センター	篠ノ井中央児童センター
川田児童館	塩崎児童館
保科児童センター	篠ノ井東児童センター

別表第7(第2条関係)	老人福祉センター
湯福老人福祉センター	氷鉋老人福祉センター
柳町老人福祉センター	豊野老人福祉センター
三陽老人福祉センター	戸隠老人福祉センター
東北老人福祉センター	鬼無里老人福祉センター
安茂里老人福祉センター	松代ふれあい交流ひろば
篠ノ井老人福祉センター	

別表第8(第2条関係)	老人憩の家
氷鉋老人憩の家	東北老人憩の家

市社協では、上記のとおり、主として地域福祉活動、在宅福祉活動などの独自事業、長野市及び長野県社会福祉協議会からの受託事業、介護保険事業を実施している。

現在、独自事業に要する経費の財源は十分ではなく、市からの補助金を主な財源として運営している。

介護保険制度導入以前の訪問介護事業等については、市の施策により必要となるホームヘルプサービス等を一手に引き受け、補助金及び受託料により運営してきたが、平成12年度の制度導入以降、これらの事業は介護保険の対象となり、大部分は介護報酬により運営することとなった。

② 団体の財務状況

ア. 事業活動収支の推移

平成17年度から19年度の事業活動収支計算書は次の通りである。

比較事業活動収支

(単位:千円)

	平成17年度			18年度			19年度		
	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計	一般会計	特別会計	合計
事業活動収支の部									
収入									
寄付金収入	2,953		2,953	4,973		4,973	5,974	65	6,039
経常経費補助金収入	257,168		257,168	267,777		267,777	260,435		260,435
助成金収入				368		368	132		132
受託金収入	441,734	210,083	651,818	424,349	152,416	576,766	420,416	155,883	576,300
事業収入	4,150		4,150	7,591		7,591	7,340	2,539	9,880
共同募金配分金収入	48,310		48,310	45,768		45,768	44,889		44,889
負担金収入					120	120	156		156
介護保険収入	1,054,125	296,218	1,350,344	1,013,777	290,150	1,303,928	1,043,598	261,432	1,305,031
訪問看護療養費収益		2,782	2,782		2,139	2,139		2,885	2,885
訪問看護利用料収益		399	399		267	267		537	537
利用料収入	89,415		89,415	73,279		73,279	1,696	222	1,919
自立支援費収入							57,016		57,016
雑収入	7,820	3,510	11,330	11,580	3,894	15,475	13,699	227	13,926
引当金戻入	1,671		1,671						
国庫補助金等特別積立金取崩額	7,317	3,438	10,755	7,076	1,959	9,036	5,212	1,098	6,310
事業活動収入計	1,914,668	516,432	2,431,101	1,856,543	450,949	2,307,493	1,860,568	424,892	2,285,460
支出									
人件費支出	1,386,725	339,341	1,726,067	1,356,221	339,808	1,696,029	1,323,573	333,293	1,656,867
事務費支出	119,237	51,284	170,521	121,089	44,649	165,739	99,823	39,156	138,980
事業費支出	302,035	61,065	363,100	296,468	20,920	317,388	317,938	22,326	340,265
助成金支出	48,897		48,897	48,934		48,934	47,302		47,302
負担金支出	9,950	586	10,537	7,448	808	8,256	7,190	896	8,087
減価償却費	24,452	5,739	30,192	17,848	3,879	21,728	16,323	2,586	18,909
引当金繰入	537		537	34,237		34,237	15,287		15,287
事業活動支出計	1,891,836	458,017	2,349,854	1,882,247	410,066	2,292,314	1,827,440	398,259	2,225,700
事業活動収支差額	22,832	58,414	81,246	△ 25,703	40,882	15,178	33,127	26,632	59,760
事業活動外収支の部									
収入									
受取利息配当金	2,213		2,213	2,148		2,148	2,570		2,570
経理区分間繰入金収入	205,025	8,764	213,790	215,973	10,729	226,703	265,447	6,586	272,034
会計単位間繰入金収入	25,846	1,057	26,903	37,570	1,832	39,402	22,731	1,059	23,791
事業活動外収入計	233,085	9,821	242,907	255,692	12,561	268,254	290,749	7,646	298,395
支出									
経理区分間繰入金支出	205,025	8,764	213,790	215,973	10,729	226,703	265,447	6,586	272,034
会計単位間繰入金支出	1,057	25,846	26,903	1,832	37,570	39,402	1,059	22,731	23,791
事業活動外支出計	206,082	34,611	240,694	217,805	48,300	266,106	266,507	29,317	295,825
事業活動外収支差額	27,002	△ 24,789	2,213	37,886	△ 35,738	2,148	24,241	△ 21,671	2,570
經常収支差額	49,835	33,624	83,460	12,182	5,144	17,327	57,369	4,961	62,330
特別収支の部									
収入									
施設整備等補助金収入	2,858		2,858	1,990		1,990			
固定資産売却益				216		216	31	10	42
国庫補助金等特別積立金取崩額							296		296
特別収入計	2,858		2,858	2,206		2,206	328	10	338
支出									
固定資産売却損・処分損	45		45	38		38	490	5	496
国庫補助金等特別積立金積立額	4,401		4,401	1,990		1,990			
特別支出計	4,446		4,446	2,028		2,028	490	5	496
特別収支差額	△ 1,587		△ 1,587	177		177	△ 162	4	△ 158
繰越活動収支差額の部									
当期活動収支差額	48,247	33,624	81,872	12,360	5,144	17,505	57,206	4,966	62,172
前期繰越活動収支差額	92,443	82,994	175,438	204,879	116,619	321,498	185,061	121,763	306,824
合併受入活動収支差額	93,200		93,200						
当期末繰越活動収支差額	233,891	116,619	350,511	217,240	121,763	339,003	242,267	126,729	368,997
その他の積立金取崩額	3,022		3,022	6,713		6,713	157,879		157,879
その他の積立金積立額	32,034		32,034	38,893		38,893	183,644		183,644
次期繰越活動収支差額	204,879	116,619	321,498	185,061	121,763	306,824	216,502	126,729	343,232

(注) 主な増減理由

平成17年度から18年度

(受託金収入の減少)

長野市から受託していた老人憩の家管理経営が指定管理者移行に伴い、9館から2館に減少

(介護保険収入の減少)

介護保険法改正に伴う減収等

(人件費支出、事業費支出の減少)

上記受託事業減少に伴う減

(引当金繰入の増加)

退職給与引当金の繰入

平成 18 年度から 19 年度

(利用料収入の減、自立支援費収入の増)

自立支援法の施行

(事務費の減、事業費の増)

賃借料の計上区分見直し等

(人件費の減少)

正規職員の減少等

上記のとおり、ここ 3 年でみると事業活動収入は減少傾向にあるが、事業活動収支差額及び経常収支差額はいずれもプラスであり、3 期累計の経常収支差額は 163 百万円に達する。したがって、法人全体の経営は健全である。

イ. 貸借対照表の推移

比較貸借対照表 (単位:千円)

	平成17年度	18年度	19年度
流動資産	450,833	467,176	512,301
預貯金	172,330	224,038	271,336
未収金	278,297	242,941	240,428
立替金		36	36
前払金	205	160	500
固定資産	969,924	1,007,401	1,034,481
基本財産	8,000	8,000	8,000
基本財産特定預金	8,000	8,000	8,000
その他の固定資産	961,924	999,401	1,026,481
有形固定資産	60,654	50,890	42,859
無形固定資産	10,217	6,640	3,732
貸付事業等貸付金	1,142	1,075	955
長期預け金	400		
退職共済預け金	160,072	178,980	191,349
リサイクル料預け金	462	661	668
ボランティア活動振興基金預金	253,191	253,191	253,191
市社協退職手当積立預金	80,767	99,596	108,374
事業運営資金積立預金	25,292	25,296	
ふれあい福祉基金預金	118,421	121,739	148,888
デイサービスセンター大規模修繕積立預金	42,000	42,000	42,000
車両購入積立預金	6,700	6,700	6,700
経営安定化基金積立預金	82,000	92,000	227,763
豊野積立預金	47,190	47,190	
戸隠積立預金	24,009	24,020	
鬼無里積立預金	42,601	42,617	
大岡積立預金	6,800	6,800	
資産の部合計	1,420,757	1,474,578	1,546,783
流動負債	105,915	115,039	116,391
未払金	85,279	85,370	96,650
預り金	20,470	29,563	19,695
前受金	164	105	45
固定負債	234,601	268,839	284,127
退職給与引当金	234,601	268,839	284,127
負債の部合計	340,516	383,878	400,518
基本金	8,000	8,000	8,000
基本金	8,000	8,000	8,000
基金	253,191	253,191	253,191
ボランティア活動振興基金	253,191	253,191	253,191
国庫補助金等特別積立金	19,705	12,658	6,051
国庫補助金等特別積立金	19,705	12,658	6,051
その他の積立金	477,846	510,025	535,789
市社協退職手当積立金	80,767	99,596	108,374
事業運営資金積立金	25,292	25,296	
ふれあい福祉基金	118,421	121,739	148,888
デイサービスセンター大規模修繕積立金	42,000	42,000	42,000
車両購入積立金	6,700	6,700	6,700
経営安定化積立金	82,000	92,000	227,763
豊野積立金	47,190	47,190	
戸隠積立金	24,009	24,020	
鬼無里積立金	42,601	42,617	
大岡積立金	6,800	6,800	
助け合い資金積立金	2,062	2,062	2,062
次期繰越活動収支差額	321,498	306,824	343,232
(うち当期活動収支差額)	(81,872)	(17,505)	(62,172)
純資産の部合計	1,080,240	1,090,699	1,146,264
負債及び純資産の部合計	1,420,757	1,474,578	1,546,783

(注) その他の積立金については、助け合い資金積立金を除き、その他の固定資産として特定預金が設定されている。

市町村合併により、社会福祉法第 109 条を根拠として、町村の社会福祉協議会を市社協が合併している。その際引き継いだ、豊野、戸隠、鬼無里、大岡の各積立金を、平成19年度において経営安定化積立金に繰り入れている。

上記のとおり、平成 19 年度末においては、総資産 1,546,783 千円のうち、流動資産の預貯金に、基本財産やその他の特定預金を加えると、市社協の保有する預金総額は 1,066,255 千円に達する。これらの預金については拘束性の濃淡があるが、状況により理事会決議で他の目的に使用することができる特定預金も多い。

総資本に占める負債の割合も 25.9%に過ぎず、財政状態は健全である。

(2) 見直し指針及び対応方針

長野市では、市が主体となって設立した公社等の外郭団体について、社会経済情勢の変化等を念頭に、その社会的役割や機能、経営状況等を検証し、自立的・効率的な経営体制を確立できるよう見直しを進め、見直しの基本的な考え方や今後の具体的な取組を定めた「長野市外郭団体見直し指針（基本的事項）」（以下「見直し指針」という。）を平成 18 年 6 月 1 日に策定し、公表している。

http://www.city.nagano.nagano.jp/pcp_portal/PortalServlet;jsessionid=CBA9899D0227CAE9A86DBFA3A823D62C?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U00004&CONTENTS_ID=2293

これに基づき、市社協では、「長野市外郭団体見直し指針に基づく(社福)長野市社会福祉協議会の対応(経営計画)」を策定し、見直し指針に沿った改革を進めることとしている。

<http://www.csw-naganocity.or.jp/02-action.html>

この概要は、次の通りである。

① 介護サービス部門の縮小

ア. 市の指針

介護保険導入時には民間事業者が不足していたが、民間事業者の成熟に伴い、将来縮小の見通しを明らかにする必要がある。

イ. 市社協の対応

(ア) 改革の基本的考え方

「民間でできることは民間で」との市の指針に方針に基づき、民間事業者へ事業

の一部を移行し、規模の縮小を図るとともに、業務改善の実施により経営の転換を図り、将来にわたり安定した経営ができるように改革する。

(イ) 事業ごとの改革の考え方

(ア) 訪問介護事業

現在の事業所を市全体の地域バランスの中で、統廃合により順次縮小し民間事業者に移行していく。事業所を統合することにより、利用者宅への移動時間は長くなるが、利用者には不便を来さないよう配慮し、経営の効率化を図る。

(イ) 居宅介護支援事業

訪問介護事業と一体的に市全体の地域バランスの中で事業所を統廃合していく。ただし、介護支援専門員の数については、介護サービス事業全体の業務受注を安定的に確保することの観点から判断し、急激な減少を避けて適正規模を維持しながら徐々に縮小する。

(ウ) 訪問入浴介護事業

市介護給付費の推移をみると過去 7 年間横ばいの状況で、ほぼ固定的事業者で推移している。事業は、入浴車の稼働率が良いと収益性が高い。その反面、看護師の確保が難しい状況があり、その結果正規職員の配置率が高くなり収益が悪化する傾向となっている。サービス提供による職員の腰痛等故障の発生が多く、労働環境という点で劣り、看護師の確保が難しい状況もあり、市社協での運営では将来安定的に事業を維持することは困難であり、民間事業者に移行し廃止する。

(エ) 通所介護事業

一部事業所を除き老人福祉センターと併設して行っている事業である。このため、指定管理者制度と関連するものであるが、老人福祉センター等での実施は市民への利便性の上で必要な事業である。またこの事業は収益率が高く、本市社協の介護サービス事業経営の健全化のために欠くことができない事業であるため継続する。(一部については、統合する。)

(オ) 認知症対応型共同生活介護事業(グループホーム)

平成 17 年の市町村社協合併により引き継いだ事業であるため実施している。事業所は鬼無里地区にある。しかし、事業収支は赤字であり、山間地のため職員の確保も厳しい状況である。地区内にある民間事業者への事業の移行を市と協議検討し、調整が整い次第廃止する。

(カ) 訪問看護事業

平成 17 年の市町村社協合併により引き継いだ事業であるため実施している。事業は戸隠地区に限定して行っている。しかし、有資格者(看護師)の確保が非常に困難なことから、同時に合併した鬼無里地区は行政が直営で実施していること

から、行政による直営を要請するものであり、調整が整い次第廃止する。

(キ) 短期入所生活介護事業(ショートステイ)

平成 17 年の市町村社協合併により引き継いだ事業で、事業所は鬼無里・大岡地区にある。通所介護事業との相乗的な事業運営のため必要な事業である。地域との密着度が強く、収益率も高い。通所介護事業等と合わせて事業経営するものとするため継続する。

(ク) 受託事業

i 在宅介護支援センター受託事業

市の整備計画との関連で旧市内 1 箇所、合併地区 3 箇所を受託しているが、地域包括支援センターの補完又はこの整備にあわせて徐々に切り替えていく事業である。地域性、採算性等を考慮し市と協議検討し廃止する。

ii 地域包括支援センター受託事業

市の整備計画との関連で安茂里地区に 1 箇所受託している。市と協議する中で受託しているが、他地区での受託については、人材(有資格者)確保や採算性の観点から受託することはできない。

iii 高齢者生活福祉センター受託事業

事業は他介護事業と一体的経営で実施しているため、市からの要請がある場合は、引き続き実施する。

ただし、この事業の収支が赤字となる見込みの場合は、受託することはできない。また、当該介護保険事業所を撤退した場合は、受託することはできない。

iv 高齢者共同生活支援施設受託事業

前述の iii と同様の事業

② 高齢者等外出支援サービスの地区社会福祉協議会への移管

ア. 市の指針

市が実施主体となっている豊野、戸隠地区の移送サービス事業については、地域で助け合うという基本理念に基づき、地区社会福祉協議会が実施機関となる地域福祉サービス事業(福祉有償運送の福祉移送サービス)へ移行する方向で地元と協議を進める。大岡地区の過疎地有償移送(市が実施主体で、健常者も対象とする。)については、地域の交通体系全般の見直しの中で調整する。

イ. 市社協の対応

豊野、戸隠地区の移送サービス事業は、平成 20 年度から地域たすけあい事業(平成 20 年 4 月地域福祉サービスから名称変更)に移行し、地区社会福祉協議会が実施する。大岡地区の過疎地有償移送については、公共の福祉の観点を踏まえて地区の交通体系

全般の見直しに委ねる。

③ 生きがいデイサービス事業の見直し

ア. 市の指針

老人憩の家等へ高齢者(介護を必要としない者)を送迎し、デイサービスを実施するものであるが、対象者のうち特定高齢者(要支援又は要介護になるおそれがある者)については、介護予防の観点から事業を継続する必要性があるが、特定高齢者に該当しない者については、受益者負担の見直し又は民生・児童委員と連携して地域福祉活動を促進する中で、自己責任に基づいて社会参加を促進するよう見直しを行う。

イ. 市社協の対応

生きがいデイサービス事業は市からの受託事業であり、市の見直し方針に委ねる。

(注)上記については、すでに平成 20 年度から対象は特定高齢者に変更されている。

④ 児童館等管理運営の見直し

ア. 市の指針

学童型の児童館・児童センターについては、指定管理者の募集において複数の応募があったことから、市社会福祉協議会に限らず、地域の実情に応じて多様な団体に担わせることが適当である。

現在は、おやつ代の実費以外は無料としているが、児童館・児童センターに期待される市民ニーズに対応したサービスの向上を図るため、利用料の徴収など受益者負担の導入を検討する。

また、国の「放課後子どもプラン」の実施によっては、児童館等のあり方に影響があるので、その動向を見る必要がある。

イ. 市社協の対応

(ア) 指定管理者募集への対応

市社協としては、今まで市からの受託並びに指定管理者として指定を受けてきた状況を踏まえ、次回の指定管理者募集では、実際に主体的に運営している団体や民間事業者の状況他受入れ体制をみて応募については判断したい。

(イ) 受益者負担の導入

利用料の徴収については、市の政策的事項であり市社協としては指定管理者として指定を受けている立場から、市の判断に委ねる。

(ウ) 「放課後子どもプラン」との関係

(イ)と同様に、市の判断に委ねる。

⑤ 人件費コスト削減

ア. 市の指針

地域福祉に関する事業に要する経費は、人件費を含めてほとんど市からの補助金によって賄われているため、人件費コストの削減に努めるべきであり、地方公共団体の集中改革プランに準じて、今後 5 年間で 5%前後の人員削減を行うことが妥当である。

イ. 法人運営活動人件費の現状

平成 19 年度予算では、市からの法人運営補助金は 220,472 千円で、そのうち人件費は 184,475 千円である。内訳は、会長、常務、社協の正規職員 16 名、市からの派遣職員 5 名、嘱託職員 14 名及び臨時職員 5 名となっている。

ウ. 市社協の対応

今、自治体や外郭団体は財政的に大変厳しい状況であり、節減すべきものは節減することが求められている。そこで市社協の人件費コスト削減にあたり、4 箇所の事業所を本部へ統合し効率的な運営を行いたい。

この事業所は平成 17 年 4 月の社協の合併に伴い、豊野、戸隠、鬼無里及び大岡地区の地域福祉活動及び福祉サービスの提供に急激な変化を来たすことのないよう配慮し、当面設置したものである。合併後 3 年目を迎えその使命は果たされ、今後の事務量等を勘案する中で事業所の廃止を行うもの。

事業所の廃止に伴う職員 4 名の本部への配置換えにより、嘱託職員の削減が可能となる。削減額は、平均賃金の年額が 2,370 千円であることから、一人あたり 2,370 千円の 4 名分は 9,480 千円となる。

9,480 千円は、人件費の総額 184,475 千円の 5.1%にあたる。

⑥ 退職手当積立に対する補助金の見直し

ア. 市の指針

ヘルパー職員の退職手当積立に対する補助金(1,500 万円)は、在宅福祉の充実という市の政策に沿って正規職員を集中的に雇用したことから生じた内部留保資金不足への補てん措置であるが、平成 17 年度の法人全体の事業活動収支(損益)で約 8,200 万円の黒字を計上していることから、今後は収支状況を勘案して必要に応じて補助金を交付するよう見直しを行う。

イ. 退職者への退職手当の現状

市の補助金は平成 19 年から 1,000 万円の補助を受けているが、補助が無くなると平成 24 年には積立金が不足する現状である。

ウ. 市社協の対応

介護サービス部門の縮小を図り、業務の改善と効率的な経営に努める。

介護保険事業においては常に利益を追求し、積極的に退職手当積立金へ積立を実施することにより市の補助金をできる限り少なくするよう努めていく。

⑦ 施設の無償貸付の見直し

ア. 市の指針

市社会福祉協議会が市から無償貸付を受けているふれあい福祉センターの事務所スペースのうち介護サービス課部分及び老人福祉センター内のデイサービスセンターについて、民間の介護事業者との均衡を考慮し、施設の無償貸付を見直し、有償貸付を検討する。

なお、国庫補助金を受けて整備した老人福祉センターについては、有償貸付に伴い補助金適正化法に基づいて補助金の返還が発生することとなるが、法が定める処分制限期間を経過している場合又は国庫補助金を受けずに整備した場合などは適用がないため、それらに留意しつつ、市有財産条例に基づき適正な使用料を徴収する。

イ. 市社協が介護保険事業で市から借りている施設

ふれあい福祉センター、氷鉋老人福祉センター、安茂里老人福祉センター、吉田老人福祉センター、柳町老人福祉センター、三陽老人福祉センター、篠ノ井老人福祉センター、東長野老人憩の家、東長野老人憩の家(駐車場部分)、戸隠老人福祉センター、戸隠裾花デイサービスセンター、戸隠裾花デイサービスセンター(敷地部分)、鬼無里老人福祉センター、鬼無里高齢者生活福祉センター、大岡高齢者生活福祉センター、大岡在宅介護支援センター、城山分室、鬼無里グループホーム、豊野在宅介護支援センター、豊野ヘルパーステーション

ウ. 市社協の対応

市社協は、社会福祉法人の持つ公益性、非営利性及び公共性という性格から、民間事業者が参入しにくい中山間地等で積極的にサービスを提供している。

これらの事業は採算性が低く、介護サービス事業に少なからず影響を及ぼしている。

また、市社協の介護サービス事業の財政状況は、制度の改正等により年々厳しい状況となっていることから、毎年様々な改革を行い対応している。

そこで、市から貸付を受けている施設の使用料の負担について、現状では財政的に困難であるが、今回実施する介護サービス事業の大改革により健全経営を確立する中で、対応してまいりたい。

2. 市との取引等

(1) 取引等の概要

平成 19 年度における市との取引等は次の通りである。

① 運営補助金

260,435 千円

補助金対象項目

- 法人運営事業（人件費、事務費）
- 企画・広報（業務委託費、諸謝金、印刷製本費等）
- 地区社協活動推進（地区社協に対する助成金）
- ふれあいのまちづくり（事務費、事業費）
- 暮らしのあんしんサービス（人件費、事業費）
- 地域福祉活動計画推進（印刷製本費、会議費、業務委託費）
- ボランティア活動推進（諸謝金、通信運搬費等）
- 地域福祉サービス支援補助金（事業費）
- 在宅介護者リフレッシュ事業補助金（事業費）
- 助成事業補助金（きぼうの旅事業費）
- 退職手当積立基金

② 指定管理者

施設名	備考	指定管理料
ふれあい福祉センター		14,822千円
老人憩の家	東北、氷鮑	100,893千円
老人福祉センター	湯福、柳町、三陽、東北、安茂里、篠ノ井、氷鮑	
豊野老人福祉センター		7,860千円
戸隠老人福祉センター		26,467千円
高齢者共同生活支援施設	戸隠栃原、戸隠豊岡	
鬼無里老人福祉センター		17,308千円
鬼無里高齢者生活福祉センター	通称:やすらぎ	
大岡高齢者生活福祉センター	通称:ことぶき荘	4,415千円
児童館・児童センター	加茂ほか38施設(ほか1施設は休館中)	276,306千円
児童館(幼児型)	川合新田ほか1施設	7,700千円

③ 受託事業

- 生きがいデイサービス 37,815 千円
- 配食サービス 1,931 千円
- 移送サービス 13,133 千円
- ふれあい交流ひろば 4,567 千円 等

④ 市職員の派遣

- 平成 19 年度 6 名 (うち 1 名は法人運営事業補助金の対象外)
- 平成 20 年度 6 名 (うち 1 名は法人運営事業補助金の対象外)

⑤ 市施設の賃借

前ページに記載した介護保険事業で賃借している施設のほか、次のようなものがある。

市社協事務局（ふれあい福祉センター内）
若槻ボランティアセンター建物
篠ノ井ボランティアセンター建物
移動入浴専用車庫
福祉自動車用車庫
車椅子職員駐車場

上記のうち、車椅子職員駐車場だけが有償であり、他の施設の使用料は減免されている。使用料が減免されているもののうちの一部について、市より有償貸付に見直す方針が示されているのは前述したとおりである。

(2) 指定管理者としてのモニタリング評価結果

平成 19 年度の市社協が指定管理者となった施設に関するモニタリング評価結果は、次の通りである。

(注) 指定管理者のモニタリング評価制度については、

http://www.city.nagano.nagano.jp/pcp_portal/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=15082

を参照。

① 長野市ふれあい福祉センター

評価 B（期待値をやや上回る）

（理由）光熱水の利用率・光熱水費が増加してしまい、利用者数・利用件数とも減少したものの、利用料収入が例年に比べ大幅に増加した。これは、今まで利用してきたボランティア団体のほかに、未利用だった人の利用があったためであり、指定管理者としての事業運営は評価できる。

② 長野市湯福老人福祉センターほか 8 施設

評価 D（期待値をやや下回る）

（理由）安全管理マニュアルを整備するなど、危機管理対策に積極的に取り組んでいるところは評価できる。

事業収支は 185 千円程度の赤字であるが、燃料等物価高騰の影響もあるなかで、この程度の赤字額にとどめており、年度計画収入額に対しても 0.17% 程度であるので、支障はないと言える。

アンケートでも良好な評価がなされ、指定管理者として適切に事業運営にあたった面は評価できる。

実績報告について、提出期限より多少提出が遅くなっていたので、今後は迅速適正な処理を求める。

③ 長野市豊野老人福祉センター

評価 D（期待値をやや下回る）

（理由）安全管理マニュアルを整備するなど、危機管理対策に積極的に取り組んでいるところは評価できる。

アンケートでも良好な評価がなされ、指定管理者として適切に事業運営にあたった面は評価できる。

実績報告について、提出期限より多少提出が遅くなっていたので、今後は迅速適正な処理を求める。

④ 長野市戸隠老人福祉センターほか2施設

評価 D（期待値をやや下回る）

（理由）安全管理マニュアルを整備するなど、危機管理対策に積極的に取り組んでいるところは評価できる。

アンケートでも良好な評価がなされ、指定管理者として適切に事業運営にあたった面は評価できる。

実績報告について、提出期限より多少提出が遅くなっていたので、今後は迅速適正な処理を求める（老福）。

⑤ 長野市鬼無里老人福祉センターほか1施設

評価 D（期待値をやや下回る）

（理由）安全管理マニュアルを整備するなど、危機管理対策に積極的に取り組んでいるところは評価できる。

アンケートでも良好な評価がなされ、指定管理者として適切に事業運営にあたった面は評価できる。

実績報告について、提出期限より多少提出が遅くなっていたので、今後は迅速適正な処理を求める（老福）。

⑥ 大岡高齢者生活福祉センター

評価 C（期待どおり）

（理由）何れの項目についても適切に実施されているため。

⑦ 加茂児童センターほか 38 施設

評価 B (期待値をやや上回る)

(理由) 地区による事情が異なる中での指定管理者運営として、対応が困難な面も多々あるものの、全体的な事業運営は評価できる。

利用者の苦情に機敏に対応、解消し、原因究明を行い、改善に努めている。

物価高騰等の悪条件はあったものの、常に各館に対し日々の節約を指導していることから予算内で対処できた。

(注) 指定管理の協定書では加茂児童センターほか 39 施設となっているが、影山児童館を閉鎖したため、実際に指定管理業務を行っているのは 38 施設である。

以上の通り、老人福祉センター関係で D 評価があるが、これは実績報告の提出が多少遅れたためであり、市社協が指定管理者となった施設はおおむね期待通りの水準であったといえる。

3. 監査の結果等

(1) 規程

① 評議員の選任に関する定め

定款の内容を検討した結果、次のような不整合が見受けられた。

定款第 17 条第 3 項によれば、「評議員の選任に関する規程は別に定める。」ことになっている。しかし、市社協より入手した規程集にはそのような規程は含まれていない。

(結果)

市社協では、評議員選出のための基準表は作成している。しかし、評議員がどのように選定されるかは、法人の運営が民主的に行われることを担保する重要事項であるため、今後は当該基準表を規程として整備して運用していく必要がある。

② 会員制度

定款 19 条に会員に関する次のような定めがある。

第 19 条 この法人に会員を置くことができる。

- 2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、別に定める。

会員制度は、社会福祉協議会が、地域福祉活動における真の意味でのプラットフォームとしての役割を果たすための重要な制度である。したがって、多くの社会福祉協議会では、定款において会員制度を必置の機関としている。

(意見)

多くの法人である社会福祉協議会が定款で会員制度を必置の機関としているのは、社協が地域福祉を推進するためのプラットフォームの役割を担うことを期待されているからである。

社会福祉法第 109 条によれば、市町村社会福祉協議会は、

- ① 社会福祉を目的とする事業を経営する者
- ② 社会福祉に関する活動を行う者
- ③ 社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数

が参加するものとされている。

会員制度を採用していない場合、③の過半数が参加しているかどうか不明確である。

③の過半数が参加していない場合は、そもそも市町村社会福祉協議会たり得ないことになる。

また、社会福祉法第 4 条には、次のように定められている。

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

市社協は、長野市における地域福祉推進のプラットフォームとしての役割を果たすために、地域住民及び上記の①から③の相互協議の場を提供していかなければならない。これまでも、市社協においてそのような取り組みがなされているが、会員制度の導入は、主体的に地域福祉に取り組む人材を増やすきっかけとなる可能性もあり、この点からも検討が必要と思われる。

なお、長野市においては、法人である市社協のほかに、各地域に地区社協（ここでは社会福祉法第 109 条に定める地区社会福祉協議会ではなく、長野市内の各地域に設けられた地域住民によって組織された任意の組織をさす。以下「地区社協」という。）があり、そこではすべての地区で会員制度が設けられているが、地区住民自らが会員であることを認識していないなど、地区によっては十分機能していない。

今後は、地区社協や地域住民との関係も踏まえ、どのような会員制度を構築して市社

協を運営していくことがよいのか検討していく必要がある。

(2) 組織及び組織運営

① 法人の意思決定機構

市社協の意思決定機構としては、評議員会、理事会がある。定款によればそれぞれの権限は次の通りである。

(理事会)

第 12 条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

(評議員会の権限)

第 16 条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を得、原則として評議員会の議決を得なければならない。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散(合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。)
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

これによれば、予算、決算等の重要事項については評議員会の議決が必要であり、その他の業務執行の意思決定は理事会に任されている。さらに、日常の業務については会長が専決することになっている。

(意見)

理事会は、日常的な業務執行の意思決定を行う機関であり、定款で定められた重要事項の議決を行う評議員会とは求められる機能が異なる。理事会では、法人運営に関する業務執行の意思決定を行い、それに従って会長が業務執行を行うことになる。

そうすると、法人の情報に精通した内部の理事の役割が重要である。

しかし、現在、市社協の理事には、市社協内部の施設長などは就任していない。

社会福祉法人にあっては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の 3 分の 1 を超えることは適当ではないとされていたが、評議員会を設置する法人にあっては地域の意見を反映できることなどから理事総数の 3 分の 1 を超えてはならないという規制が廃止されている。

社会福祉協議会を一般の社会福祉法人と必ずしも同列に扱うことはできないが、市社協においても内部の施設長なども理事とし、迅速な意思決定による主体的な経営が行えるようにすることも重要であると考えられる。

なお、社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を営業者、社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉事業又は更生保護事業を営業者、及び地域住民により運営されるものであるから、評議員に関してはこれらの代表がバランスよく評議員となり、定款に定める重要な事項の議決をするほか、理事の業務執行状況を監督し、場合により人事権を行使することで間接的に適切な法人運営がなされるよう管理していく必要がある。

(3) 事業内容

市社協は、地域福祉のための協議会としての役割と、市からの受託事業や介護保険事業などの事業を行うという二つの役割を持っている。

これら二つの役割は、場合により対立することもありうる。介護保険事業などで、民間事業者との競合があれば、地域福祉の協議会の役割をどのように果たしていけばよいのか困難な問題に直面することになる。

このような場合には、法により社会福祉協議会に与えられた役割に立ち返る必要がある。社会福祉法第 109 条が市町村社会福祉協議会に与えた本来の役割は、地域福祉の推進を図ることである。

このような観点から、多くの事業者と競合するような事業は行わず、民間事業者に任せることで地域の公正な競争を確保することが重要である。

長野市の外郭団体見直し指針においても、前述の通り、介護保険事業の縮小、児童館管理運営事業の見直しなどが示されており、市社協においてもそれに沿った経営計画が策定されている。

(意見)

児童館等管理運営事業については、市の見直し指針によれば、「指定管理者の募集において複数の応募があったことから、市社会福祉協議会に限らず、地域の実情に応じて多様な団体に担わせることが適当」とされ、市社協の側の中間とりまとめでも、「市社協の本務は地域福祉の推進であり、施設管理を行う事業は他に担い手があれば受けるべきではないと考え、次回の指定管理者募集については、市社協は原則として応募しない。」としていた。

しかし、平成 21 年度からの児童館・児童センターの指定管理者選定においても、市は非公募で、市社協を平成 21 年度から 3 年間、指定管理者に選定した。

市が公表している非公募の理由は次の通りである。

全小学校区での実施を目指している「放課後子どもプラン推進事業」は、新たに児童の居場所を小学校内に設け、地域の人材を活用した「放課後対策事業」として、児童館・児童センター運営と一体的に行う事業である。現在4モデル校区でスタートした状況であり、着実に実施校区を拡大していくためには、地区社会福祉協議会等の各種団体と密接に連携を図っている現在の指定管理者による管理運営を継続していく必要があるため。

また、市が公表している選定理由は次の通りである。

施設の現状と目的を理解し、市で進めている「放課後子どもプラン」への対応など、適切な運営が期待できる。また、組織体制が確立されており、円滑な運営が期待できるとともに、専門職員の配置などにより、サービスの充実が期待できる。

市社協の言うとおりに、市社協の本務は地域福祉の推進である。もちろん、放課後等の子どもたちの安全で健やかな活動場所を確保することも地域福祉といえるが、市社協が行っている他の地域福祉事業と異なり教育委員会主導であり、児童の教育という側面に配慮する必要がある。

平成 19 年度の 1 年間の市社協の理事会の議事録を見ても、児童の教育に配慮した児童館や児童センター運営について話し合われた形跡はない。

児童館・児童センターの指定管理は、単なる施設管理が目的ではない。長野市教育委員会生涯学習課によれば、「長野市版放課後子どもプラン」の目的は、①子どもたちが安心して過ごせる居場所、遊び場づくり、②異学年交流・集団活動の中から、子どもたちがルール・マナーを身につけること、③遊び、学習、各種体験活動を通して子どもたちの体力・創造力の向上を図ることである。

市社協では、児童館・児童センターの経理処理や給与計算などの事務処理を代行することはできるが、施設の職員の雇用については地区運営委員会からの内申により対応しており実質的な人事権があるとは言い難く、指定管理者として組織的に上記のような目的を達成していくことは困難である。

教育に関する重要な事項でもあるので、教育委員会は、次回の指定管理者選定までに、別に団体を立ち上げたり、あるいは NPO や住民自治協議会なども含め、地域の住民団体に管理運営したりすることなどについても検討していく必要があると考えられる。

(4) 会計

平成 19 年度における市社協の決算内容を検討した結果は、次の通りである。

① 計算書類

計算書類は、社会福祉法人会計基準に従い作成される必要がある。

(結果)

市社協の計算書類の表示においては、重要な会計方針の注記がなされていない。計算書類の読者に対して、情報の開示が不十分であるので、今後改善が必要である。

② 退職給与引当金

市社協の経理規程によれば、退職給与引当金の計上基準は次の通りである。

(退職給与引当金)

第 40 条 職員に対して将来支給する退職金のうち、当該会計年度の負担に属する金額を退職給与引当金に計上する。

2 前項の退職給与引当金の額は、当該会計年度末に在籍する全職員が自己都合により退職したと仮定した場合の退職金要支給額のうち、社協負担額とする。

これにより、社会福祉法人会計基準注解 10 の後段に定める簡便法で退職債務の引当を行うことが明らかにされている。

市社協の採用する退職金制度は次の通りである。

採用している退職給与制度の概要

正規職員及び介護の嘱託職員に対して「退職手当に関する規程」に定める額を支給する。支給の原資としての外部積み立てには、長野県社会福祉団体職員退職手当積立基金制度（以下「県社協退職基金」という。）、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度がある。

一部の介護職員等は、法人内部で積み立てを行っている。

なお、上記退職金制度の外枠の制度として、長野県民間社会福祉事業従事者退職年金共済（以下「県社協年金共済」という。）がある。

(結果)

市社協の退職給与引当金の計算は、経理規程の定める方法に従っていない。市社協の退職給与引当金の計算は、会計年度末に在籍する全職員が自己都合により退職したと仮

定した場合の退職金要支給額のうち社協負担額とすることになっている。

したがって、一部の介護職員等に対する期末の要支給額についても、その他の積立金ではなく、退職給与引当金に計上すべきである。

平成 19 年度末現在、法人負担となる金額は次の通りである。

自己都合期末要支給額	404,642,818 円
うち福祉医療機構より支給分	△ 139,613,760
うち県社協退職基金より支給分	<u>△ 163,561,083</u>
差引法人負担	101,467,975

県社協退職基金制度、県社協年金共済制度については、県社協が市社協の資産を預かって運用しているだけであるので、退職共済預け金に計上すると共に同額を引当金に計上する必要があるため、最終的に市社協が計上すべき退職給与引当金は、平成 19 年度末では次の通りとなる。

法人負担額	101,467,975 円
県社協退職基金分共済預け金	140,097,615
県社協退職年金分共済預け金	<u>51,251,871</u>
合計退職給与引当金	291,817,461

市社協が、平成 19 年度末現在計上している退職給与引当金は、284,127,142 円であるから、引当不足は 8,690,319 円である。

市社協ではその他の積立金で、退職手当積立金を 108,374,317 円計上しているが、当該積立金は取り崩し、退職給与引当金の積立不足に充当すべきである。

なお、負債の引当金として認識したとしても、対応する特定資産を保持するかどうかは別の問題であるが、今後も法人負担分に対応する退職手当積立預金については、退職給与引当金に合わせて積み立てていくことも考えられる。

③ 賞与引当金

社会福社会計基準及び同注解には、次のような記載がある。

(その他の引当て)

第 29 条 前条に規定するものの他、引当金として計上すべきものがある場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の事業活動収支計算における支出として繰り入れ、その残高を負債の部に内容を示す名称を付した引当金の科目をもって計上するものとする。(注 11)

(注 11)その他の引当てについて

会計基準第 29 条に規定する引当金とは、将来において事業活動収支計算の支出に計上されるもので、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることができるものをいう。

これに該当する引当金としては、例えば、職員に対する賞与引当金、定期的に行われる点検、修理に対する修繕引当金等があげられる。

(結果)

市社協の賞与の支給対象期間は次の通りである。

12月2日から6月1日 6月支給

6月2日から12月1日 12月支給

これによると、6月支給分のうち4か月を引当金計上すべきだが、市社協では、賞与引当金を計上していない。

仮に、平成20年6月の支給額の4か月分を計上するとすれば、平成19年度の決算において53,702千円の賞与引当金を計上すべきであった。

長野県社会福祉協議会に確認したところでは、賞与引当金は計上しなくても差し支えない旨回答を得たため、市社協ではこれまで引当金の計上を行ってこなかったとのことであるが、今後は、社会福祉法人会計基準に従い引当金を計上すべきである。

(意見)

市社協職員の賞与支給額については、すべての職員について、支給率は一律である。人事評価制度は今のところ整備されておらず、昇給を決めるための客観的なシステムはこれまでなく、主に勤続年数のみで昇給が行われているとのことである。

給与や賞与については、勤続年数のみで決めるのは不適切な場合もあるため、今後は制度の研究が必要である。

④ 徴収不能引当金

助け合い資金貸付事業は、低所得世帯に対し、生業、就労等に生じた一時的な困窮を応急援護するための貸付事業である。1件50,000円以内で、貸付期間は10月以内（特に認める場合は12月以内）で、無利子貸し付けである。

(結果)

平成19年度末において、平成18年度以前の貸付金残高は796千円である。これらは本来の返済期間を過ぎた延滞債権である。

平成17年度以前に貸し付けた資金の平成19年度末現在の未償還残高は706千円であり、これらの債権の平成19年度における年間返済額は40千円にすぎなかった。

今後、回収可能性がない貸付金について貸倒処理し、また、徴収不能となるおそれのある金額を見積って徴収不能引当金に繰り入れて、貸借対照表では貸付金額から控除する必要がある。

なお、貸倒処理の基準が明確となっていないことも、帳簿上滞留債権が残る理由のひとつと考えられることから、当該基準の整備も必要である。

⑤ その他の積立金

市社協の純資産の部には、多くのその他の積立金が積み立てられている。これらの内容について検討する。

ア. ボランティア活動振興基金 平成 19 年度末の残高 253,191 千円

S.62 から一般寄付はすべてこの基金に積み立て、果実でボランティアセンター運営費に充てていたが、果実の減少で現在は、寄付金は直接事業費に充当している。そのため、ボランティアセンターのコーディネーター人件費は市補助金で対応している。平成 19 年度末の残高は 253,191 千円であり、このうち 100,000 千円は市内の民間事業者からの寄付である。このような民間事業者の活動は高く評価される。

イ. 市社協退職手当積立金 平成 19 年度末の残高 108,374 千円

(結果)

②の退職給与引当金の項で述べた通り、期末時点で負債として認識すべき金額については引当金として計上すべきである。引当金として計上すべき以外の金額については、積立金として計上するか否かは法人の任意であるが、積立理由が不明確であるので取り崩すべきと考える。

ウ. 助け合い資金積立金 平成 19 年度末の残高 2,062 千円

低所得世帯に対し、生業、就労等に生じた一時的な困窮を応急援護するための貸付事業に備えるための積立金である。

平成 19 年度末貸付残は 955 千円である。貸付金残高が多くならない場合には、その他の積立金を設定しないことも場合により考えられる。

エ. ふれあい福祉基金 平成 19 年度末の残高 148,888 千円

ふれあい福祉基金設置運営規程に従い積み立てられている。介護保険導入前の訪問介護事業等の収支差額等を積み立てていた事業運営資金積立金の 8 割程度を本基金に移動し、また、用途の指定されない一般寄付金の受け入れ口（ボランティア活動振興基金か

ら平成 12 年に受け入れ先変更)としている。社協事業に必要な場合に使用していくもので、果実のみでなく元金も必要な事業に充当できる。

事業運営資金積立金の残高 25,331 千円についても平成 19 年度において本基金に組み入れている。

規程によると、目的、積立額、使途等については、次のように定められている。

(設置目的)

第2条 この基金は、長野市における地域福祉の向上をめざし、福祉需要の増大及び多様化に対応した事業の推進を図ることを目的として設置する。

(積立額)

第3条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収入額
- (3) 決算上余剰金処分として定める額

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(一般会計への繰入れ)

第6条 会長は、財政上必要があると認めるときは、基金の一部を一般会計に繰入れすることができるものとする。

(意見)

本基金は、平成 12 年度に設けられてから、一度も取り崩しが行われていない。このような状況では、基金の設置目的を果たせない。今後、基金及び対応する特定預金について、より有効に社会福祉に利用できないのか検討が必要である。

オ. 車両購入積立金 平成 19 年度末の残高 6,700 千円

介護保険事業の車両購入のための積立金である。

(意見)

経営安定化基金の積み立て目的に介護保険事業の車両購入も含まれるため、目的が重複している。本当に積み立て及び対応する特定預金が必要か検討する必要があった。

市社協においてもこの点についてすでに検討しており、今後経営安定化基金に統合する予定とのことである。

カ. デイサービスセンター大規模修繕積立金 平成 19 年度末の残高 42,000 千円

デイサービスセンター9施設とサテライト1施設の合計10施設に対するものである。
建物自体は市有施設であるが、ボイラー、空調施設等で耐用年数を経過しているものがある。あらかじめわかっていたら、市への予算要求も可能であるが、緊急を要する修繕ができない可能性があり、積立を行っている。

(意見)

経営安定化基金の目的のうち、デイサービスセンターの施設整備と目的が重複する可能性がある。もし、目的が異なり必要であるとしても、修繕計画をたて計画的に積み立てるべきである。現在は、特に計画はない。計画がない積み立ては、単なる次期繰越活動収支差額と変わらない。

そもそも大規模修繕費用のうち、どの程度が市社協負担となるのか不明である。市との協議であるが、市の施設であるので、市が負担すべきではないかと思われる。そうであれば、本基金及び対応する特定預金は積み立て不要である。

なお、修繕計画があり、市社協が負担することが明確である場合には、引当金の要件を満たすことも考えられ、その場合は積立金でなく引当金計上することも考えられる。

キ. 経営安定化基金積立金 平成19年度末の残高 227,763 千円

介護保険事業経営安定基金規程に基づき計上されている。当該規程によれば、その設置目的、積立、取り崩し等は次の通りである。

(設置)

第1条 社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、介護保険事業の経営、介護保険事業を実施するために必要な施設の整備等に必要な資金をあらかじめ積み立てることによって、健全な経営を実現し、もって地域福祉の向上を図るため、社会福祉法人長野市社会福祉協議会介護保険事業経営安定基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 予算で定める額
- (2) 基金の運用から生ずる収入額
- (3) 決算上剰余金処分として定める額

(基金の区分)

第4条 基金は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める目的に応じて積み立てるものとする。

- (1) 経営資金 介護保険事業の経営のために使用する。
- (2) 車両購入資金 介護保険事業で使用する車両の購入に使用する。
- (3) 施設整備資金 デイサービスセンター等の施設整備に使用する。

- 2 前項の区分は、必要に応じ細分することができるものとする。
- 3 基金へ積み立てる場合において、特に区分の指定がないときは、第1項第1号の資金として積み立てるものとする。
- 4 基金は、第1項各号に規定する積立ての目的外に使用することはできない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生じる収益は、一般会計予算に計上して、第1条の設置目的のために要する経費に充てるか、この基金に編入するものとする。

(基金の処分)

第6条 基金は、第4条に規定する目的のために要する経費に充当するときは、一般会計に計上して、その全部又は一部を処分することができる。

なお、市町村合併に伴い合併した豊野、戸隠、鬼無里、大岡の各社会福祉協議会の積立金元金 120,629 千円に利金を加えた 120,763 千円については、平成 19 年度においてすべて本基金に繰り入れた。

経営安定化基金は、上記のとおり、介護保険事業に係る経営資金、車両購入資金及び施設整備資金に使用するための積立金であり、対応する特定預金が設定されている。

(意見)

経営安定化基金は、介護保険事業に係る経営資金等に使用できるのであるから、場合により介護事業の職員等の退職金として使用することも問題ないと考えられる。

(5) 指定管理

平成 19 年度においては、長野市から次の施設について指定管理者として受託している。

ふれあい福祉センター
老人福祉センター 湯福ほか 8 施設
豊野老人福祉センター
戸隠老人福祉センターほか 2 施設
鬼無里老人福祉センターほか 1 施設
大岡高齢者生活福祉センター
加茂児童センターほか 38 施設
川合新田児童館（幼児型児童館）ほか 1 施設

これらについての市のモニタリング評価結果は、前述したとおりである。

ここでは、指定管理者の選定から実績の報告や精算について検討した結果について記載する。

① 老人福祉センター・高齢者生活福祉センター・高齢者共同生活支援施設・老人憩の家

平成 19 年度の年度協定によると、協定内容は次の通りである。

鬼無里老人福祉センターほか 1 施設	17,308 千円
湯福老人福祉センターほか 8 施設	100,893 千円
戸隠老人福祉センターほか 2 施設	26,467 千円
豊野老人福祉センター	7,860 千円
大岡高齢者生活福祉センター	4,415 千円

(意見)

市社協からの決算報告には、介護サービス管理費負担分等が含まれている。これは共通費の当該施設負担分であるが、報告には計算根拠が付されていない。指定管理料は定額で精算は行われなため特にリスクはないが、次回の指定管理料の積算時に役立つため、市は共通費の配賦についても計算根拠を入手しておく必要がある。

(結果)

基本協定書によれば、管理施設の修繕については、1 件につき 20 万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上のものについては、市の負担である。

しかし、安茂里老人福祉センターで行われた次の修繕費については、指定管理者である市社協が負担している。

平成 20 年 3 月 22 日 電話設備一式、機器取付工事一式 672,000 円

市は協定書の取り決めを弾力的に運用し、予算残を考慮しながら指定管理者と協議のうえ、修繕費の負担関係を決めているとのことである。

しかし、そのような協定の運用は、指定管理者との責任関係を不明確にし、問題があるため見直しが必要である。

なお、修繕費の負担に関する協定については、一律に金額基準だけで負担関係を定めることに問題があると思われる。今後は協定締結にあたり修繕費の負担については金額基準だけでなく、本来どちらが負担すべきであるのかも考慮の上、施設ごとの実情に合った協定を結ぶ必要がある。

なお、老人福祉センターの指定管理者募集にあたっては、前回はすべてのセンターを一括で募集したが、介護保険事業所を併設しない施設について多様な講座の企画を目指す等の理由で、平成 21 年度からの指定管理者の募集枠は細分化されており、市社協が指定管理者となる施設は減少することとなった。

② ふれあい福祉センター

平成 19 年度の受託金額は、14,822 千円である。

検討した結果、問題事項は発見されなかった。

③ 加茂児童センターほか 38 施設・川合新田児童館（幼児型児童館）ほか 1 施設

平成 19 年度の受託金額は、284,006 千円である。（内訳は、加茂児童センターほか 38 施設 が 276,306 千円、川合新田児童館（幼児型児童館）ほか 1 施設が 7,700 千円。）

（結果）

長野市の児童館では、幼児型児童館で幼児を保育し、児童館・児童センターでは、小学校就学後の児童の放課後対策を行っている。幼児型の児童館は、川合新田、古牧の 2 施設であり、昭和 40 年代に保育所の代替として設置されたものである。

市社協は、これら幼児型児童館について、指定管理者として市から受託しているが、市からの指定管理料の大部分を助成金として児童館に支給している。

市社協の決算書でも、川合新田、古牧の児童館に対して、6,994 千円の助成金を支出した処理としている。児童館で徴収している保育料は、市社協決算では簿外となっている。これでは、指定管理者としての受託施設とは言えず、市社協外部の団体である。

このようなことになった原因は、運営主体が地域の運営委員会（任意団体）であって、児童館の設置主体について、市と運営委員会で認識が異なることにある。運営委員会は、児童館は地元が設置し、施設建設の一部や運営に際し市の補助金を受けているという認識である。実際、古牧児童館の施設の一部は、地元からの寄付で設置されている。

また、児童館の保育料は、市の条例には規定されておらず、所得にかかわらず、たとえば古牧児童館では 3 歳児から 5 歳児は一律 19,000 円である。さらに、保育所の入所要件を満たさない児童も受け入れている。

幼児型児童館の実態は保育所・幼稚園であるため、保育所・幼稚園が充足されている現在、他の保育所又は幼稚園との不均衡が生じており、市が実質的には補助金であるものを出すことについては、公平性の観点から問題があった。

市がこのような不公平な処理を続けていたことは問題があるが、今年度末をもって、市は幼児型児童館を廃止する方針である。

(参考)

平成19年度 長野市保育料表 (月額)

減税前の税額による世帯の階層区分		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯	0 円	0 円
B1	18年度分市町村民税非課税世帯 (母子世帯等)	0	0
B2	18年分 所得税 非課税世帯 " (B1階層を除く世帯)	1,800 (900)	1,200 (600)
C1	18年度分市町村民税課税世帯 (母子世帯等)	8,900 (4,450)	6,600 (3,300)
C2	" (C1階層を除く世帯)	9,900 (4,950)	7,600 (3,800)
D1	18年分 所得税 課税世帯	13,500円未満	14,200 (7,100)
D2		13,500円以上 36,000円未満	19,400 (9,700)
D3		36,000円以上 72,000円未満	24,500 (12,250)
D4		72,000円以上 108,000円未満	31,500 (15,750)
D5		108,000円以上 144,000円未満	40,500 (20,250)
D6		144,000円以上 180,000円未満	44,000 (22,000)
D7		180,000円以上 252,000円未満	50,500 (25,250)
D8		252,000円以上 342,000円未満	53,600 (26,800)
D9		342,000円以上 459,000円未満	54,500 (27,250)
D10		459,000円以上	55,600 (27,800)

(6) 受託事業

平成 19 年度における長野市からの受託事業とその収入額は次の通りである。

生きがいデイサービス	37,815 千円
配食サービス	1,931 千円
移送サービス	13,133 千円
ふれあい交流ひろば	4,567 千円 等

① 生きがいデイサービス事業

はつらつアップ高齢者（特定高齢者）に対し、老人憩の家等において、介護予防事業として生きがい対応型のデイサービスを実施する事業である。

（意見）

サービスの対象者や利用者の利用料が、現在、長野市と合併した町村で異なっている。今後も市の事業であるならば、将来的には一致させる必要がある。

② 配食サービス事業

生活支援のための配食サービス事業である。

（意見）

配食サービスの委託料の精算方法について、次のような留意事項があった。

（ア）契約書の記載

精算方法については、委託期間満了後、「精算額が委託料を下回った場合は、精算額をもって委託料とするとの定め」のみであるが、実際には、例年前年度の精算額は翌年下期の委託費支払いと相殺して決済されることになっている。このような方法を採用するのであれば、契約書に明記すべきである。

（イ）精算額の確認

人件費分については、会計単位間繰入金で処理されているため、当該按分方法の妥当性については市側では每期確認する必要がある。なお、按分は、原則として每期継続的に同じ方法で行われる必要があることに留意が必要である。

③ 移送サービス

豊野、戸隠、大岡地区で行われている、交通弱者等に対する有償移送サービス事業である。

(意見)

豊野、戸隠、大岡の各地区で、利用者負担や利用者の範囲が異なっている。今後も市の事業であるならば、将来的には一致させる必要があると考えられるが、市の見直し指針及び市社協の対応では、豊野、戸隠地区については地区社協に移行すること及び大岡地区については地域の交通体系全般の見直しの中で調整することとなっており、この方針に沿って見直しを行うことが適切である。

(結果)

豊野、戸隠地区の移送サービス実施要綱には、事故が発生した場合の補償に備えるための保険加入の記載がなかった。適切な運用を確保するためには実施要綱に記載すべきであったと考えられる。

なお、現在は、市社協が地域助け合い事業として実施しており、適切に保険加入はなされている。

(意見)

大岡地区については市の条例で、豊野及び戸隠地区については実施要綱で、移送サービス事業については市社協に委託することが定められている。もちろん、社会福祉協議会の事業としてふさわしい事業であるが、条例や実施要綱で初めから受託者を指定することに問題がある。

なお、21年度からは大岡地区は公共交通サービスとする方針が決まっており、条例も改正されると思われる。

(7) 補助金

長野市から市社協へは、次のような事業に対して補助金が交付されており、平成 19年度の交付額は 260,435 千円である。

法人運営事業	(人件費、事務費)
企画・広報	(業務委託費、諸謝金、印刷製本費等)
地区社協活動推進	(地区社協に対する助成金)
ふれあいのまちづくり	(事務費、事業費)

暮らしのあんしんサービス (人件費、事業費)
 地域福祉活動計画推進 (印刷製本費、会議費、業務委託費等)
 ボランティア活動推進 (諸謝金、通信運搬費等)
 退職手当積立基金
 地域福祉サービス (人件費、事務費)
 在宅介護者リフレッシュ事業 (業務委託費等)
 助成事業補助金 (きぼうの旅事業費)

① 地域福祉サービス補助金

平成 19 年度における地域福祉サービス補助金は、39,009 千円である。この補助金については、平成 20 年 3 月 31 日に市社協から市の高齢者福祉課に請求書及び実施報告書が提出され、市では当該報告書に基づき補助金の確定を行っている。しかし、実績報告書に添付されている決算書は見込額であり、監査人が最終的な決算書と突合を行った結果差異があったため確認したところ、決算報告が提出された。見込額と最終的な決算額は次の通りである。

科 目	決算見込額	決算額	差異
非常勤職員給与	29,915,758	29,611,612	304,146
法定福利費	4,594,929	2,699,547	1,895,382
福利厚生費	199,309	192,085	7,224
旅費交通費	358,556	357,716	840
研修費	916,100	812,100	104,000
諸謝金	142,222	142,222	0
消耗品費	575,863	596,180	△ 20,317
印刷製本費	253,050	481,950	△ 228,900
通信運搬費	1,070,000	920,000	150,000
会議費	19,520	19,520	0
業務委託費	95,000	0	95,000
手数料	4,785	8,890	△ 4,105
損害保険料	151,200	297,360	△ 146,160
備品購入費	0	1,335,600	△ 1,335,600
公益事業会計繰入金支出	746,000	746,000	0
経理区分間繰入金支出	0	900,000	△ 900,000
計	39,042,292	39,120,782	△ 78,490

差異のうち備品購入費は、地域福祉のためのパソコンの購入支出である。

(結果)

ア. 市社協側の報告

市社協は補助金について、上記のように使用内容が変わる場合には、市が事前に補助金の目的と一致しているか確認できるようにするために、変更申請あるいは変更協議

を市と行うべきである。また、実績についても速やかに市に報告して、補助金の確定を行ってもらった必要がある。

今後は、補助金申請時と使用内容が変わる場合には、事前に協議を行う等の手続きを徹底するとともに、使用実績の報告も速やかに行う必要がある。

イ. 市側の補助金確定手続

市では、市社協からの実績報告書に添付された決算書が見込であったにも関わらず、これをもって補助金を確定した。使用実績が補助金交付額を下回れば、当然返還する義務が生じるため、市が決算見込額をもって補助金の確定を行うことは適切ではない。今後は、必ず確定数値で補助金の確定を行うべきである。

なお、公益事業会計繰入金支出や経理区分間繰入金支出は、他の部門等との経費の付け替え等であり、たとえば他部門で負担している人件費のうち地域福祉サービスにかかわった分の付け替えである。

このような他の部門で負担したものの付け替え計算は、市側でその妥当性が判断しにくい。したがって、今後は補助金申請の際に、他部門からの経費の付け替え分については内容を明示して申請させるべきである。これにより、補助金交付決定時の見込みと決算額の内容を個別に対応させて検証することが可能となるからである。

(8) 地区社協

市社協が作成している「長野市社会福祉協議会の概要」によると、地区社協については次のように記載されている。

① 組織の性格及び構成

地区社会福祉協議会は、特に法的に根拠はなく、区長会などと同じ地区住民によって組織された任意の組織で、地区の中で、区長、民生委員、福祉推進員、婦人会、公民館役員などの各種団体等で組織。組織構成は長野市社協もほぼ共通。

② 市社協との関係

市社協とは命令的な上下関係ではなく、対等の協力団体。

③ 地区社協活動の財源

- ・住民からの会費（地区の実情により年額 25 円～1,000 円程度）
- ・自治会からの補助金
- ・市社協からの活動補助金
- ・地域福祉活動振興事業助成金
- ・共同募金配分金
- ・その他収入

④ 会員及び会費徴収

地区社協では 30 地区全部で会員制度があり、年会費で 25 円～1,000 円程度を徴収している。

(意見)

地区社協は、今回の監査対象ではない。しかし、次の点については、留意が必要と考えられる。

すなわち、30 地区すべての地区で会員制度があり、年会費を徴収しているとの記載があるが、監査人の地区では個人が会費を納めているとの認識はない。区を通じて、地区社協に納入された助成金の一部が会費となっている。

もちろん、地域福祉は、地域の住民が主体となって支えていくべきものである。したがって会費を負担することに異論はない。しかし、その旨明らかにした上で、会費を徴収すべきである。

そのような取り組みが、地域福祉の活動に主体的に取り組む住民を増やすことにもつながると思われるからである。

(9) 施設往査の結果

今回、安茂里、戸隠、大岡、及び古牧の施設を抽出して往査した。

その結果、安茂里、戸隠、大岡の各施設については、管理上の問題点は発見されなかった。

なお、戸隠や大岡等中山間地の施設では、人員雇用が困難であり、施設運営に支障があるとの声があった。今後、当該地域での施設が必要と判断されるのであれば、雇用を確保するための支援が福祉政策としても必要と考えられる。

① 古牧児童館

古牧児童館は、昭和 40 年から 48 年までの間に 7 箇所設置された幼児型児童館のひとつであり、昭和 47 年に設置された。その後、保育園などが増えてきて、幼児型児童館の必要性が低下し、現在は川合新田、古牧の 2 つが残っている。

古牧児童館については、市から平成 17 年度に廃止の方針が出されたが、地元と廃止方針について十分な協議がなされなかったため、その後、双方での話し合いが行われ、平成 21 年 3 月で廃止されることが決定した。

現在のこどもが卒園までは経過措置で存続し、平成 23 年 3 月で完全廃止される予定である。

地元では平成 23 年 4 月以降の運営について、対策委員会を設置して協議している。

平成 23 年 4 月以降は、市より助成金を出さない旨通知されている。

(意見)

古牧児童館は、これまで保育料が一律であることや、入所についても入所基準による決定がなされておらず、公平性の観点からは問題があった。また、指定管理者である市社協でも、児童センターのような管理を行うことができなかった。

しかし、地域の住民が主体的に、地域の幼児のための施設を造るために多くの寄付を行い、地域の大切な児童館として育ててきたことを忘れてはならない。

市や市社協の関与が全くなくなってしまうことは残念なことである。

地域の主体的な活動を何らかの形で支援していく余地がないのか、市としても検討する必要がある。

② 古牧児童センター

(意見)

古牧児童センターの対象児童は 1～2 年生のみである。3 年生は、古牧小学校の 1 教室で、古牧児童クラブとして地区社協が運営している。

地区の状況等で運営主体がさまざまになるのは、児童の保護や教育のために不適當である。今後、放課後こどもプランの進捗に合わせ、見直していく必要がある。

(意見)

センター収入は、市社協から交付される運営費と地区社協からの助成金及び保護者から受け取る保育実費からなる。このうち、市社協に収支の報告がなされるのは、市社協から交付される運営費についてのみである。

しかし、指定管理者としての市社協は、施設の収支全体について管理する責任がある。地区社協からの助成金や施設長名で保護者から徴収した保育実費について不正や誤りが発生した場合の責任は、当然市社協にあるからである。

したがって、今後はすべての収支について、指定管理者としての責任を果たせるよう制度を整備していく必要がある。

(10) ホームページにおける情報の提供

市社協のホームページは、<http://www.csw-naganocity.or.jp/> で見ることができる。

(意見)

現在の市社協のホームページでは、どのような福祉サービスの提供を受けられるのか、あるいは紹介できるのかが、掲載されていない。

地域福祉の中心的な役割を担う市社協のホームページであるから、今後は相談者が市社協からどのようなサービスの提供を受けられるのかを掲載することも必要であると思われる。

XII. 社会福祉法人ながのコロニー

1. 団体の概要

(1) 団体概要

① 目的及び事業内容

社会福祉法人ながのコロニー（以下「ながのコロニー」という。）は、昭和 35 年 5 月 17 日に創立し、その後、昭和 37 年 5 月 25 日に社会福祉法人の認可を得ている。

ながのコロニーの作成している概要パンフレットによると、ながのコロニーの事業目的は、次のように記されている。

〈事業目的〉

当法人は、障害者の皆さんの中で一般雇用の困難な方などに対し、個々の能力や適正に応じて、仕事の間を提供し、かつ必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

なお、ながのコロニーは、長野市の外郭団体と位置づけられており、長野市の外郭団体見直し指針（平成 19 年 4 月）の中で、ながのコロニーの法人の概要を次のように表現している。

「一般の事業所に雇用されることが困難な身体障害者に就労の場や就労訓練の間を提供するとともに、住宅にも困窮している障害者を入所させ、生活指導と健康管理の下、健全な社会生活を営むことにより自立を支援する市内唯一の法人である。」

ながのコロニーは、社会福祉法人であるため、組織としての根拠は、社会福祉法第 6 章（第 22 条～第 59 条）であり、社会福祉事業を目的とする。

社会福祉法第 2 条（定義）では、社会福祉事業について規定しているが、ながのコロニーが関係する事業は、次のように定められている。

（社会福祉事業の定義）

第一種社会福祉事業

三の二 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害者支援施設を運営する事業

四 障害者自立支援法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を運営する事業

五 障害者自立支援法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を運営する事業

第二種社会福祉事業

四の二 障害者自立支援法に規定する障害者福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業
及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

ながのコロニーの関係する社会福祉事業は、上記の法律に定める第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業の定義の一部である。

さらに、ながのコロニー定款では、次のように具体的に規定している。

(目的) 第1条

この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の事業を行う。

第一種 社会福祉事業

- (イ) 知的障害者通所授産施設の経営
- (ロ) 身体障害者授産施設の経営

第二種 社会福祉事業

- (イ) 障害者福祉サービス事業の経営
 - 就労継続支援
 - 共同生活援助
 - 共同生活介護
 - 居宅介護
 - 重度訪問介護
- (ロ) 相談支援事業の経営
- (ハ) 移動支援事業の経営
- (ニ) 老人居宅介護等事業の経営

ながのコロニーでは、定款に定めた第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のうち、次のように事業活動を営んでいる。

第一種 社会福祉事業

- (イ) 知的障害者通所授産施設 → はあてい若槻
- (ロ) 身体障害者授産施設 → ハートフル五明、ワークサポート篠ノ井

第二種 社会福祉事業

- (イ) 障害者福祉サービス事業
 - 就労継続支援（指定障害者就労継続支援 A 型事務所） → 長野福祉工場

共同生活援助 → さいなみほ～む、うわのほ～む
(二) 老人居宅介護等事業 → コロニーとくま

ながのコロニーは、社会福祉法という特別法に基づく社会福祉法人として独立した事業を行う法人である。長野市からの出資、出捐はないが、長野市が財政支援を行っており、現在の財政支援は、借入金の償還に係る補助金のほか、平成 17 年度～平成 19 年度について施設改築に伴う補助金が交付されている。

② 施設の拠点の経緯

現在の主たる事務所の所在地は、長野市篠ノ井布施五明 464 番地 1 にある。ここには、法人本部、ハートフル五明、ワークサポート篠ノ井及びさいなみほ～むが置かれている。そして、このほかの拠点として、長野市徳間 1443 番地に長野福祉工場、はあてい若槻、うわのほ～む及びコロニーとくまがある。

このような2つの場所に施設が置かれた経過は、次のようなことであった。

長野市徳間にて、昭和 30 年代半ばに設立から社会福祉法人へと組織基礎が構築されて社会福祉法人となった。昭和 40 年を前後して授産施設事業を営み、身体障害者の福祉工場の開設もされ、施設としての歴史が古いため、施設の老朽化に伴い、現在本部のおかれる長野市篠ノ井に新設の施設を置いた。現在は、篠ノ井施設と旧来の若槻施設の2つの拠点により社会福祉に貢献している法人である。

③ 団体の財務状況

ア) 事業活動収支の推移

平成 17 年度から 19 年度の事業活動収支計算書は、次のとおりである。

3 期比較事業活動収支

(単位:千円)

科 目	平 成 17年度			18年度			19年度		
	一般会計	特別会計	計	一般会計	特別会計	計	一般会計	特別会計	計
就労支援事業活動収入計	804,888	0	804,888	742,987	0	742,987	660,009	0	660,009
就労支援事業活動支出計	847,376	0	847,376	768,243	0	768,243	675,287	0	675,287
(1)就労支援事業活動収支差額	-42,488	0	-42,488	-25,256	0	-25,256	-15,278	0	-15,278
福祉事業活動収入計	420,900	22,935	443,835	380,545	2,772	383,317	485,227	15,683	500,910
福祉事業活動支出計	354,931	0	354,931	307,011	0	307,011	383,074	38,769	421,843
(2)福祉事業活動収支差額	65,969	22,935	88,904	73,534	2,772	76,306	102,153	-23,086	79,067
事業活動外収入計	61,010	49,700	110,710	1,248	50,013	51,261	22,196	330	22,526
事業活動外支出計	111,794	0	111,794	52,138	0	52,138	10,171	19,418	29,589
(3)事業活動外収支差額	-50,784	49,700	-1,084	-50,890	50,013	-877	12,025	-19,088	-7,063
(4)経常収支差額(1)+(2)+(3)	-27,304	72,635	45,331	-2,614	52,785	50,171	98,900	-42,174	56,726
特別収入計	1,400	104,395	105,795	27,957	313,185	341,142	12,378	294,817	307,195
特別支出計	14,275	104,395	118,670	28,926	313,185	342,111	88,491	360,863	449,354
(5)特別収支差額	-12,875	0	-12,875	-969	0	-969	-76,113	-66,046	-142,159
(6)当期活動収支差額	-40,178	72,635	32,457	-3,581	52,785	49,204	22,787	-108,220	-85,433
前期繰越活動収支差額	-162,517	0	-162,517	-189,904	72,635	-117,269	-189,865	125,420	-64,445
基本金取崩額	0	0	0	0	0	0	359,550	0	359,550
基本金組入れ額	0	0	0	0	0	0	0	17,200	17,200
その他の積立金取崩額	58,200	0	58,200	46,238	0	46,238	12,599	0	12,599
その他の積立金積立額	45,408	0	45,408	42,618	0	42,618	39,448	0	39,448
次期繰越活動収支差額	-189,903	72,635	-117,268	-189,865	125,420	-64,445	165,623	0	165,623

(注) 1. 「就労支援事業活動」の名称は、平成 17 年度及び平成 18 年度では、「授産事業活動」の名称を用いていた。

2. 「一般会計」は、「特別会計」以外のものとして計算してある。

3. 「特別会計」は、「授産施設移転改築事業会計」を指している。

(増減説明)

①平成 18 年度の経常収支の改善

長野福祉工場の収支差額の改善が主たる原因である。改善の理由は、長野福祉工場の経営改革により、経費節減の効果が上がったことであり、授産事業活動会計支出（現状の就労支援事業会計支出）が前期対比 8.2%減少（61,295 千円相当額）している。

②平成 19 年度の経常収支の改善

長野福祉工場だけでなく、ワークサポート篠ノ井、ハートフル五明にも経営改革が浸透し、経常収支差額の大幅な改善へとつながったとのことである。

直近 3 会計年度で確認するところ、会計区分ごとに生じた赤字を他の会計区分の黒字が補っているのが実情である。

ながのコロニーでは、赤字事業部門に対して、施策を実施して経営活動の安定に向けた活動を繰り返しており、状況は徐々に好転している部分もあるが、部門ごとの収支差額が安定したものとなったところまではいっていない。

ただし、経常収支差額は、改善傾向にあり、現在の活動を継続し、法人全体の経営について健全化傾向を持続するようにすべきと思われる。

イ) 貸借対照表の推移

平成 17 年度から平成 19 年度の 3 期比較貸借対照表は次のとおりである。

3期比較貸借対照表

(単位:千円)

資 産 の 部			
勘 定 科 目	平成17年度	18年度	19年度
流動資産	448,638	605,737	319,617
現金預金	154,257	144,335	152,777
受取手形	9,831	9,021	8,341
売掛金	106,834	87,875	58,968
商品・製品	7,794	7,073	7,726
原材料	7,761	4,426	4,531
未収金	161,648	350,330	80,286
立替金	432	582	1,980
前払金	80	95	8
短期貸付金	0	2,000	5,000
固定資産	540,005	1,350,172	1,571,259
基本財産	185,268	172,353	1,220,817
建物	160,268	147,353	1,195,817

基本財産特定預金	25,000	25,000	25,000
その他の固定資産	354,737	1,177,819	350,441
建物	51,929	36,869	42,423
構築物	656	9,038	31,361
機械及び装置	84,106	101,977	73,191
器具及び備品	18,781	18,330	19,945
車輛運搬具	4,032	11,313	11,007
建設仮勘定	37,687	842,271	0
退職年金共済積立金	58,227	62,073	49,716
人件費積立預金	23,800	23,800	23,800
修繕積立預金	45,710	42,238	55,900
備品等購入積立預金	24,300	24,300	30,300
工賃変動積立預金	5,408	5,261	95
設備等整備積立預金	0	0	6,254
本部運営資金積立預金	0	0	6,100
投資有価証券	100	0	0
差入保証金	0	350	350
資産の部合計	988,644	1,955,909	1,890,875

負債の部			
流動負債	132,695	369,467	97,531
支払手形	29,790	27,525	24,681
買掛金	56,953	38,871	43,310
短期運営資金借入金	20,000	275,900	5,000
未払金	19,103	16,736	22,828
預り金	1,632	8,899	1,178
前受金	516	1,535	534
修繕引当金	4,701	0	0
固定負債	105,447	463,563	511,018
設備資金借入金	47,220	401,490	461,302
退職給与引当金	58,227	62,073	49,716
負債の部合計	238,141	833,029	608,549
純資産の部			
基本金	556,178	556,178	240,095
国庫補助金等特別積立金	212,374	535,548	754,160

その他の積立金	99,218	95,599	122,448
次期繰越活動収支差額	△ 117,268	△ 64,446	165,623
前期繰越活動収支差額	△ 162,517	△ 117,268	△ 64,446
当期活動収支差額	45,249	52,822	230,069
純資産の部合計	750,502	1,122,879	1,282,326
負債及び純資産の部合計	988,644	1,955,909	1,890,875

ながのコロニーの3会計年度の総資産平均は、1,611,809千円であり、そのうち流動資産に該当する現金預金の3会計年度の平均は、150,459千円である。短期的な債務の返済に問題ない。

2. 長野市の外郭団体に対する見直し指針及び対応方針の内容とその検討

長野市では、市が主体となって設立した外郭団体について、社会経済情勢の変化等を念頭に、その社会的役割や機能、経営状況等を検証し、自立的・効率的な経営体制を確立できるよう見直しを進めるものとして、平成18年6月1日に「長野市外郭団体見直し指針（基本的事項）」を策定した。

この指針では、見直しの基本的な考え方や今後の具体的な取組が示されている。（詳しくは、長野市トップページ> 課・支所別メニュー> 行政改革推進局> 業務案内 > 外郭団体の見直し「長野市外郭団体見直し指針（基本的事項）」を参照）

さらに、平成18年11月1日に外郭団体見直し指針（各団体個別事項）が通知された。

この中で「福祉工場の業務縮小（業種見直し）」を求められ、これに基づいて、平成19年4月にながのコロニーでは、「長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について」（社福）長野若槻園（ながのコロニーの旧名称）及び平成19年8月「長野市外郭団体見直し指針に基づく中・長期的な経営計画」を策定し、見直し指針に沿った改革を進めることとしている。（詳しくは、長野市トップページ> 課・支所別メニュー> 行政改革推進局> 業務案内 > 外郭団体の見直し「長野市外郭団体見直し指針に基づく対応状況について（社福）長野若槻園」を参照）

(1) 見直し指針及び指針に沿う改革についての内容とその検討

長野市の外郭団体に対する「見直し指針」とながのコロニーの「対応」は、次のとおりであり、これに対する監査の状況は、次のとおりである。

① 福祉工場の業務縮小（業種見直し）

ア) 長野市の行政指導指針

福祉工場の印刷部門では、1 台 1 億円以上の大型機器の更新期を迎えているが、軽易な印刷機器による業務や障害者の労働環境に適した業務へシフトするなど、業務の縮小（業種見直し）が必要である。

また、今後の事業に必要な機械器具等の設備整備については、当該団体の資金力範囲内で実施するよう指導する。

イ) アに対するながのコロニーの対応

印刷部門の見直しについては、多数の障害者を雇用（平成 19 年 3 月現在 40 名）していることなどから多くの課題があるため、当面は現在の業態を維持しつつ、現状の機械設備を使い、少人数で採算の採れる仕事の開拓などを行いながら、縮小均衡を図っていく。耐用年数が限度となっている 4 色機の更新については、効率面を考慮し最新鋭の大型機の導入を検討していたが、経費負担の少ない現状の機種を更新程度にとどめるよう計画を変更し、民間助成団体の補助が得られるよう調査などの準備を行う。

ウ) アの長野市の指針に対する監査

長野市は、長野福祉工場について業務の縮小（業種見直し）の必要性を提起したが、ながのコロニーは現在のところ、その点を模索中である。ながのコロニーとしては、長野福祉工場の経営につき、まずは経費節減の施策を実践して、その効果の度合いをみてから、次の施策として業務の縮小又は業種見直しへと段階的に進んでいる。

経費節減については効果がみられ、経常収支差額が改善されて来ている。

機械器具等の設備整備については、1 台 1 億円以上の大型機器の更新は行わず、自己資金を最大限に用いた機械器具へと変更した。（ながのコロニーの対応に後述）

エ) イのながのコロニーの対応の監査

a 障害者の雇用状況について

障害者の雇用状況は、次のとおりであった。

平成 19 年 4 月現在 … 42 名 平成 20 年 3 月現在 … 44 名

平成 20 年 12 月現在 … 50 名

上記からわかるとおり、障害者の雇用については、増加している。

就労継続支援事業の利用者（障害者）に対する健常者の割合は、3 割と定められているが、長野福祉工場が就労継続支援事業を行うための申請書類提出時においては、その要件が充足されていなかったため、長野福祉工場定数外職員削減計画でその基準に合致するよう対処中である。

（なお、平成 20 年 7 月時点における福祉工場の人数は 82 名であり、そのうち障害者の人数は 46 名である。）

ながのコロニーは、障害者自立支援法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法を

基本において存立している社会福法人であるから、障害者に対する福祉が基本である。

ながのコロニーが、建物新築の補助金以外に交付を受けている補助金は、借入金の償還に係る補助金である。補助金は施設全体に対して交付されるものであるから、長野福祉工場の健常者の比率があまりにも高いことは、障害者に対する社会福祉を目的とする法人であるから望ましいことではない。

しかし、福祉工場で受注する仕事も納期限までに仕事を完了して売上金額を得られるので、障害者の作業能率の実態を加味すると、それを健常者が補って、納期限が守られている実情がある。しかも、福祉工場で雇用されている健常者の賃金は、最低賃金を基に計算されており、特に高額なものではないので、障害者の作業効率を補助する位置付けとして健常者の雇用はある程度やむを得ない実情もある。

加えて、長野福祉工場において受注された仕事を篠ノ井施設の授産施設に外注委託（平成 19 年度内部外注加工費額 10,163,062 円）し、授産施設の障害者自立支援にも貢献している。これについても、障害者の作業効率を考慮し、健常者が納期限を遵守する補助を行っていることが実態のようである。

就労継続支援事業の利用者（障害者）の健常者に対する割合を高めるべく、継続して努力していただきたい。

b 設備整備について

大型印刷機器の導入予定を変更し、次のように平成 20 年 7 月に機械設備 49,245 千円を購入した。

自己資金	… 21,245 千円	日本財団補助金	… 10,000 千円
銀行借入金	… 18,000 千円		

今後は、ながのコロニーの資金計画に見合う中型～小型機器への設備投資が中心になるものと思われる。

② 障害者自立支援法への対処について

ア) 長野市の指針

障害者自立支援法に基づく事業運営の基準や報酬単価等を勘案し、制度の枠内で採算の採れる運営となるよう、業種の見直しなどを含め指導する。

イ) アに対するながのコロニーの対応

福祉工場は、平成 19 年 4 月から障害者自立支援法による新事業体系の「就労継続支援 A 型事業所（雇用型）」に移行し、従来からの印刷・縫製事業に加えて、新たな業種を特例事業（非雇用型）として取り入れることによって、雇用契約による就労が困難な障害者の雇用を増やしていく。

ウ) ア及びイに対する監査

福祉工場は、「就労継続支援 A 型事業所（雇用型）」に移行したが、障害者の中に

は、すぐに雇用関係に入れない者もあり、そのような者については、訓練を経てから雇用に移行する者を最大9名まで実践することができる。(20年7月時点では、3名がこの対象となっている。)

③ 元利償還金に対する補助金について

ア) 長野市の指針

現在、長野若槻園(ながのコロニーの旧称)に補助している元利償還金に対する補助金については、段階的に縮減し、平成24年度までに平成18年度補助金額の6分の1まで減額し、経営努力を求める。

イ) アに対するながのコロニーの対応

経済の低迷や社会情勢の変化等に伴い、売上額の減少等により経営状況が厳しくなってきたため、平成14年12月に「経営改革計画骨子」を策定し、現在、その計画に基づき、経営計画を推進している。

ウ) ア及びイに対する監査

長野市の補助金減額を前提とした自己経営努力の実践要請について、ながのコロニーは、「経営改革計画骨子」を策定したが、これを5年かけて経営努力を図ってきた。平成14年度の「経営改革計画骨子」の策定時からの経常収支差額の異動状況は、次のとおりであり、増減はあるものの自己経営努力を実践していることが現れている。

長野福祉工場の経常収支差額

平成14年度	△ 30,488千円
平成15年度	△ 10,116千円
平成16年度	△ 4,439千円
平成17年度	△ 28,234千円
平成18年度	△ 6,309千円
平成19年度	15,771千円

④ その他長野市が団体の課題として挙げた点

ア) 長野市の指針

運営する身体障害者福祉工場は、印刷部門における過大な設備投資と売上の減少により経営悪化を招いたため、当該団体が果たしている公的な役割を勘案し、市は平成15年度から元利償還金に対する特別な財政支援を行っている。しかしながら、福祉工場は、最低賃金制が適用され、縫製部門では従事者のほとんどが健常者であるなど民間企業と同等の事業を行っていることから、印刷部門等において、固定費の軽減を図り、自立的な経営を行うことが必要である。

イ) アに対するながのコロニーの対応

a 業務縮小(業種見直し)について

業種見直しについては、現状の障害者の雇用人数等から、業種の選択、新たな資本投下、研修期間中の費用など多くの問題があるため、当面は現状の業態を維持しつつ、加工高の確保を最優先課題とし、また、より一層の採算性の向上を目指すため、職員教育の実施、現状の機械設備を使い少人数で採算の取れる仕事の開拓などを行いながら、縮小均衡を図っていくものとする。また、サブ事業として展開している観賞魚リリース事業などにも力を入れていく。

b 生産性の向上と設備投資について

多種、多数の障害者を雇用することによる生産性の低下を補うには、機械設備を整備し、経験や熟練度が低くても作業ができる体制づくりをすることが、業務継続と収支改善のために必要である。しかし、最新鋭の大型機器等の設備投資は収益を悪化させる懸念があるため、生産性向上に必要かつ最低限の機種として計画的に行う。具体的には、耐用年数を大きく超えた4色印刷機及び折機は平成20～22年度を目標に更新する。以降順次更新を検討していく。

c 増収対策について

- ・ 開拓方針、粗利率の設定、設備投資による品質向上や環境配慮を生かした営業活動を行うなど、営業戦略の構築の強化を図り、職員研修によるスキルアップとともに、就労支援会計の安定した成長ができる営業体制を構築する。
- ・ 縫製工場においては、平成19年度より大口の受注が開拓できたことを契機に収益改善の原動力となる生産活動を行うとともに、当法人の障害者授産施設（ワークサポート篠ノ井・ハートフル五明・はあてい若槻）への仕事の供給元としての営業活動を行い、法人全体の障害者の雇用と工賃確保につなげる。
- ・ 制度で定められた特例障害利用者の受け入れ、健常者の退職には障害者の補充で対応するなど利用者定員を確保し、福祉会計収入での拡大を図り、設備投資や施設改築等の内部留保に努めていく。

d 雇用について

- ・ 人材確保のため、スキルのある障害者の確保や雇用に耐えるスキルを持った障害者の育成を関係機関と連携して行う。
- ・ 指導員研修や職員教育を行い、生産性向上や自立のための指導力と個々のスキルアップを図り、自責と自助、相互扶助の念を育成し、前向きで活気ある施設づくりを目指す。

ウ) ア及びイに対する監査

ながのコロニーの縫製部門には、健常者が多く、前述したとおり、就労支援施設の利用者に対する健常者割合から考えても現状では対応できていない。

ながのコロニーは、障害者の授産施設としての経験を長きに渡って保持してきたの

で、印刷部門では障害者の作業ノウハウを維持しながら、障害者の雇用の場を創出してきた。それを簡単に変更し、作業形態を変更することにすぐに順応はできにくい。現状の雇用率を改善することには対応しなければならない。そこで、印刷部門に従事してきた障害者を縫製部門の作業に対応させる取り組みを実践し始めている。最初は不慣れであっても、行程を単純化させるなどの工夫を行い、効果が上がり始めており、今後もこれを継続することが望ましい。

現状における長野市のながのコロニーに対する課題（見直し）は、長野福祉工場を中心に考えられており、ながのコロニーは、前述したとおり「長野福祉工場経営改革計画」を策定し、改善しつつある。その計画の骨子「長野若槻園福祉工場経営改革計画の骨子」では、次の点があげられている。

- ・組織等の見直し
- ・営業活動の強化対策
- ・品質等の向上対策
- ・経費の削減計画

これらを実践することで、経常収支差額の増加など着実な成果が現れつつあるが、経費節減にもやはり限度がある。特に人件費の削減は、職員のインセンティブにもかかわるので注意しなければならない。（介護保険法の改正は、この点にも大きく関係している。）

（意見）

前回の経営改革計画の策定から5か年が経過する。今後5か年は、障害者自立支援法の本格導入にもさしかかる時期であるから、障害者自立支援法を大きな要素として、再度「ながのコロニー経営改革計画」なるものを策定すべき時期でないかと思われる。

3. 長野市との取引等

(1) 補助金に係る取引

平成17年度～19年度においてながのコロニーが受けた補助金は、次のとおりである。

① 授産施設移転改築事業補助金

長野市法定補助金収入 179,649 千円

→ 授産施設の移転事業につき、国庫補助金の交付条件として長野市が負担した補助金

長野市単独補助金収入 139,579 千円

→ 授産施設の移転事業につき、ながのコロニーが申請し、交付されたア以外の補助金

(内訳) 平成 17 年度 31,126 千円
 平成 18 年度 93,378 千円
 平成 19 年度 15,074 千円

② その他の補助金

借入金元金償還補助金

平成 17 年度 9,058 千円
 平成 18 年度 8,899 千円
 平成 19 年度 7,531 千円

なお、このほかに長野県から交付を受ける「借入金利息補助金」がある。

平成 17 年度 1,028 千円
 平成 18 年度 1,084 千円
 平成 19 年度 904 千円

ながのコロニーの返済能力を検討する。

ア) 返済原資となる経常的収支の金額と返済予定額の比較

経常的収支として「就労支援活動」及び「福祉事業活動」の資金収支計算書の実績及び予算の数値を用いる。(施設整備等収支と財務活動収支を考えない。)

A 資金収支差額の実績および予算

平成 19 年 3 月期実績	合 計	長野福祉工場	その他(授産)
就労支援事業活動資金収支差額	△5,206	△4,271	△935
福祉事業活動資金収支差額	72,603	8,858	63,745
合計	67,397	4,587	62,810

20 年 3 月期実績	合 計	長野福祉工場	その他(授産)
就労支援事業活動資金収支差額	△8,930	△3,669	△5,261
福祉事業活動資金収支差額	43,468	19,504	23,964
合計	34,538	15,835	18,703
建設関係諸雑費支出(福祉)	38,769	0	38,769
再計	73,307	15,835	57,472

注 「建設関係諸雑費支出(福祉)」を再計したのは、この支出がない場合の収支差額の合計を確認するためである。

21 年 3 月期予算	合 計	長野福祉工場	その他(授産)
就労支援事業活動資金収支差額	8,683	8,683	0

福祉事業活動資金収支差額	36,905	6,885	30,020
合計	45,588	15,568	30,020

B 返済実績および予定額

	合 計	長野福祉工場	その他(授産)
20年3月期 返済実績	9,088	8,428	660
21年3月期 返済予定	32,768	8,428	24,340
22年3月期 返済予定	32,528	8,428	24,100
23年3月期 返済予定	32,528	8,428	24,100

平成 19 年度の経常的収支差額の実績は 73,307 千円、平成 20 年度の経常的収支差額の予定額は 45,588 千円で今後の毎年の返済予定額以上の経常的収支差額を確保できる見込みである。

イ) 返済見込み年数について

平成 19 年度末にながのコロニーが有する借入金は、次のとおりである。

施設整備資金借入金	418,600 千円
設備資金借入金	42,702 千円
合 計	461,302 千円

借入金残高を返済予定額で除すると約 14 年と計算される。この年数は建物の耐用年数 34 年と比べて問題のない年数と思われる。

(意 見)

ながのコロニーは、経常的収支は黒字であり現状では自力で借入金の返済が可能な状態と判断されるので、借入金返済元金に対する補助金交付については段階的に縮減することも検討すべきである。

(2) 長野市市有地（市有財産）の貸借

ながのコロニーと長野市との間では、長野市が所有する次の土地の使用貸借があり、この土地の上に、ながのコロニーの所有する建物が建築されている。

- ・長野市篠ノ井布施五明 464-1 ほか（13,162.49 m²）の土地使用貸借契約
- ・長野市大字徳間 1443-2 ほか（11,052.76 m²）の土地使用貸借契約

① 長野市徳間の土地について

長野市徳間の授産施設の篠ノ井への移転改築前までは、施設内に職員及び利用者の駐車スペースが少なく、近隣のアイテクノ矢島の敷地を賃借し、賃借料 2,504,700 円

(平成 19 年度の支払額) の支払を行っていた。加えて、職員及び利用者は、1 人当たり 2,500 円の負担を天引き徴収されていた。

篠ノ井に授産施設移転改築後に、旧施設が取り壊され、敷地内に駐車スペースを確保できたことにより、アイテクノ矢島との賃貸借契約は平成 20 年中途をもって契約が解除され、賃借料の支払がなくなり、経済性が向上した。

長野市徳間の施設は、公共交通機関の利便が良いとはいえないため、車による通勤者もいる。(一般の駐車場でも身障者の駐車スペースは、車いす等の利用を想定して、やや広めに駐車スペースを確保している所が多い。) 現状の駐車スペースは、アスファルト舗装等は完全でないものの、利用者にとっても十分な広さがある。

② 無償であることについて

上記の貸借契約は、長野市市有財産条例第 4 条を根拠として、無償による使用貸借により貸借されている。同条例第 4 条(1)では、「公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき」と規定されている。

(意 見)

無償で貸借されることはあくまでも例外なのであるから、自動更新が繰り返されるような安易なことのないように留意することが望まれる。

長野福祉工場の敷地は、土地貸借契約書第 2 条により、10 年ごとに、篠ノ井施設については市有財産使用貸借契約書第 5 条に基づき、契約期間満了前に契約内容の変更の余地がないかどうか検討すべきである。

具体的には、ながのコロニー理事会で検討し、以下のような事項について、議事録に記録を残し、その都度の適切な判断を実績として記録してはどうかと考える。

[検討事項]

ア. 団体の事業内容に適正に用いられているかどうか

- ・土地の上で営まれているながのコロニーの事業の内容を検討すること

例：社会福祉法人としての事業以外の事業でないか

イ. 貸付期間の検討

例：契約がされた後、それが放置されないように（自動更新継続を都合の良いように利用しないこと）、5 年ごと又は 10 年ごとというように、契約の更新の機会を適宜定めること

これは、契約を更新する場合、契約満了前に契約の内容に変更がないということも検討することで意思決定を明確にする意義がある。

ウ. 使用貸借契約として無償取引であることの適否

例：上記アの事由を検討するほか、経常収支及び財務状況を勘案し、無償又は低額について検討すること

4. その他の監査の結果等

(1) 障害者自立支援法への対処について

障害者自立支援法への完全移行を間近に控えて、移行した場合の収支状況の検討がされている。ながのコロニーが簡易な試算を行ったところでも、月額収入が 20%程度減少するのではないかと計算されているようである。

なお、長野福祉工場は、平成 19 年 4 月から新体系就労継続支援 A 型事業所（雇成型）に移行しており、この長野福祉工場の実績が参考となる数値である。

平成 18 年度移行前 福祉事業活動収入・運営補助金として 49,805 千円

平成 19 年度移行後 福祉事業活動収入・自立支援費収入として 41,821 千円

→ 49,805 千円－41,821 千円＝7,984 千円（前期比約 16%減少）

ながのコロニーは、障害者自立支援法下に入るのであるが、それが円滑に進むよう、所管課である障害福祉課は指導することになるため、長野市の指針としても「障害者自立支援法に基づく事業運営の基準や報酬単価等を勘案し、制度の枠内で採算が採れる運営となるよう、業種の見直しなどを含め指導する。」とされている。

ながのコロニーの外郭団体見直し指針に対応することについて「福祉工場は、平成 19 年 4 月から障害者自立支援法による新事業体系の「就労継続支援 A 型事業所（雇成型）」に移行し、従来からの印刷・縫製事業に加えて、新たな業種を特例事業（非雇成型）として取り入れることによって、雇用契約による就労が困難な障害者の雇用を増やしていく。」と法律の対応への模索をしている。

(2) 固定資産税の非課税申告について

(結 果)

若槻施設について、固定資産税の非課税申告書の控えが保管されていない。

(3) コロニーとくまの休止について

今回、従事する人員に過度な負担がかかっていたことと、事業収支が 360 万円を超える赤字となったことを考慮し、平成 20 年 11 月 19 日の理事会において、事業部門の休止を決定した。この決定をもって、コロニーとくまは、同月末をもって休止している。

コロニーとくまの人員について、人員の必要時に臨時的に人員雇用することが難しく、特定の者に負担がかかり、休日の一部未消化になる状態であった。

常勤職員の休日未消化の状況は、平成 20 年 11 月末日において、次のとおりであった。

職員 A 休日未消化時間 … 205.75 時間（日数換算で 27.4 日）

職員 B 休日未消化時間 … 131.50 時間（日数換算で 17.5 日）

2名のうち、1名はコロニーとくまと同種の労働ができる別団体に就職し、もう1名は未消化休日を資格取得のために充て、その後退職している。

一つの部門や事業を休止、転換、廃止することは、そこに従事する人員をどうするかなど、大きな問題を抱えるから適正な決断を必要とすることであるが、この度のコロニーとくまの休止決定は、財務的なことから必要な判断であって、ながのコロニーの適正な決断であったと認められる。

(意見)

今後も、次のような場合には、その部門又は事業を休止、転換又は廃止を検討すべきである。

- ・ 従事する人員に健全で安全な環境が提供できないなど、人員に過度な負担が認められる場合
- ・ 赤字を計上してまで事業を継続させる必要のない事業の場合に、事業収支が3期連続赤字となるなど、収支状況が好転しないと見込まれる場合
- ・ その他法律の改正など外的環境に変化があり、今後その事業を行うことに経済性、合理性がないと認められるとき

(4) 評議員会の出欠について

ながのコロニーの意思決定機構としては、理事会と評議員会がある。

ながのコロニーの定款によると、それぞれの権限は次のとおりである。

(理事会)

第9条 この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。但し、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(評議員会の権限)

第15条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
- (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
- (7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 理事会は、前項に掲げる事項を決定しようとするときは、原則として、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

上記定款の規定から、理事会は、評議員会の審議事項をあらかじめ評議員会の意見を聴いてから決定するので、評議員会の意思決定はそれだけ重要なものである。

評議員の評議員会の開催状況は、平成 19 年度に 4 回と平成 20 年度 1 回の計 5 回である。

欠席となる場合は、すべて書面による意思表示を受理しているが、定数 19 人のうち欠席のあった者の状況は、次のとおりである。

	平成 19 年度 第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回	20 年度 第 1 回
欠席者	5 名	5 名	5 名	2 名	1 名

理事会の出席に係る報酬の支払については、「社会福祉法人ながのコロニー役員及び評議員の報酬に関する規程」に基づいて、理事会に出席したとき、報酬及び実費弁償費を支払うこととされている。

第 4 条 理事が理事会に出席したときは、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

理事が理事会当日には欠席し、書面による行使を行った場合は、「社会福祉法人ながのコロニ一定款」第 9 条第 6 項「あらかじめ書面をもって、欠席の理由及び理事会に付議される事項についての意思を表示した者は、出席者とみなす。」とされている。

この場合、報酬及び実費弁償費の支払は行われぬ。

この規定は、評議員についてはなく、評議員は出欠を定款で明確に管理されている訳ではない。ただし、評議員の半数は、理事を兼務しており、兼務者と理事でない評議員もこの規定により、報酬及び実費弁償費は支払われぬ。

(意見)

評議員会への出席率が向上するように努めていただきたい。

(5) 会計ソフト変更による会計基準の不統一について

(結果)

平成 18 年度末の当期末支払資金残高 236,269,888 円と平成 19 年度の前期末支払資金残 241,719,700 円が一致していない。

平成 18 年度までの資金の範囲が適切でなかったのを平成 19 年度に修正したものである。平成 18 年度までの「当期末支払資金残高」は、流動資産から流動負債を差し引いた金額によって算定していた。会計基準注解（注 3）によると、支払資金の残高は次のとおり算出されることになっている。

支払資金の残高＝流動資産が流動負債を超える額

注 1 流動資産は、たな卸資産を除く。

注 2 徴収不能引当金を控除する前の金額とする。

よって、たな卸資産の額を除外したところで、「当期末支払資金残高」を計算しなければならない。

なお、平成 19 年度に資金の範囲を変更した結果、平成 18 年度の「当期末支払資金残高」と一致しなくなるので、この旨を注記する必要がある。

(6) 賞与引当金の計上について

ながのコロニーの引当金（徴収不能引当金を除く。）の計上については、ながのコロニー経理規程で次のように規定されている。

（退職給与引当金）経理規程・第 49 条

職員の退職手当を支払うため、毎年度末日に所要額を退職給与引当金に計上することができる。

（積立金・引当金の設定）経理規程・第 50 条

当期の収入に対応する賞与で次年度にその支出が確実な賞与引当金を計上することができる。

（結 果）

ながのコロニー経理規程では、上記退職給与引当金及び賞与引当金（上記第 50 条の引当金）の計上につき、「することができる」と任意の計上となっている。

これに対し、現行の社会福祉法人会計基準では、引当金の計上を任意のものとしてはいない。したがって、社会福祉法人会計基準に従い、経理規程を改正するとともに適正に引当金計上すべきである。ながのコロニーでは、退職給与引当金の計上は既に行われているため、今後は賞与引当金の計上について、検討すべきである。

この場合、賞与引当金は、経理規程に「その支出が確実な賞与引当金」とされているから、支出の確実性を検討し、賞与引当金を計上することとなる。

加えて、会計基準に基づき、財政及び活動の状況を明らかにするために必要な事項として注記しなければならない事項である。

この場合、当会計年度の負担として下記経理規程に基づき、期末賞与 11 月 16 日から会計期末までの期間に対応する金額を計算し、計上することになる。

（賞与）給与規程・第 25 条

賞与は、期末賞与及び年末賞与とし、期末賞与は 6 月、年末賞与は 12 月に支給する。ただし、業務の都合により支給期日を繰り延べもしくは業績により支給しないことがある。

（賞与の算定基礎期間）給与規程・第 26 条

期末賞与の算定基礎期間は、前年の 11 月 16 日から当年の 5 月 15 日までとし、年末賞与の算定基礎期間は、当年の 5 月 16 日から 11 月 15 日までとする。

ただし、ながのコロニーは、経営改革計画中であるので、場合によっては賞与の支給が変動的になることもあり、支出の確実性を検討した上で、賞与引当金を設定することになる。

XIII. 長野市職員互助会

1. 長野市職員互助会について

長野市職員互助会（以下、互助会という。）は、会員及び被扶養者の福利厚生と慶弔に関し会員間の相互扶助を図り、もって全体の奉仕者としての職務遂行を助長し、勤務能率の増進を図ることを目的として設置されている。

互助会に対する補助金については、長野市職員互助会設置規則（昭 41.10.16 長野市規則第 27 号）により毎年度予算の定める範囲内で交付するとされている。

2. 互助会の財政状態の推移

① 歳入・歳出の推移

歳入および歳出	歳入歳出総括表			(単位:千円)
	平成16年度	17年度	18年度	19年度
I 事業収入	70,864	84,738	85,781	99,023
1 手数料	1,037	1,862	1,143	1,081
2 貸付金償還金	69,827	82,876	84,637	97,943
II 繰入金	27,050	65,159	13,000	34,595
III 互助会費	94,309	92,469	88,230	72,724
IV 財産収入	73	523	41	154
V 受託金収入	95,484	92,609	88,317	72,832
VI 雑収入	8,440	2,483	5,656	1,179
歳入合計	296,220	337,981	281,025	280,507
I 事務費	12,606	9,852	9,889	17,837
1 職員費	11,368	9,070	8,778	16,672
2 需用費	1,157	782	1,110	1,165
3 諸税負担金	80	0	0	0
II 祝典費	754	723	753	884
III 給付費	76,270	75,916	78,237	77,308
① 結婚祝金	2,070	2,040	1,830	1,830
② 勤続祝金	7,630	9,085	9,930	10,940
③ 銀婚祝金	750	1,140	1,320	1,440
④ 出産祝金	2,100	1,764	1,740	1,752
⑤ 入学卒業祝金	6,080	5,840	6,720	6,440
⑥ 退会記念品料	24,236	18,290	20,257	20,891
⑦ 死亡弔慰金	2,660	3,550	1,160	5,590
⑧ 保健給付金	7,796	6,730	7,637	9,939
⑨ リフレッシュ 給付金	21,313	25,952	25,768	16,520
⑩ 療養見舞金	1,172	1,174	1,699	1,592
⑪ 調整給付金	463	351	176	374
IV 厚生費	77,925	55,069	68,737	52,103
1 保養費	76,955	52,662	67,065	50,643
2 食堂費	14	0	0	0
3 教養費	624	2,074	1,340	1,149
4 厚生施設費	333	332	332	311
V 体育費	7,836	8,071	4,326	5,836
1 大会費	3,925	3,464	1,319	2,310
2 体育振興費	3,912	4,607	3,006	3,479
3 体育厚生費	0	0	0	47
VI 積立金	31,075	11,584	5,513	8,395
VII 繰出金	0	40,000	13,000	22,000
VIII 貸付金	88,978	138,650	101,040	93,000
歳出合計	295,444	339,865	281,495	277,363
歳入歳出差額	776	-1,884	-470	3,144
前期繰越差額	51,467	52,242	50,359	49,889
次期繰越差額	52,242	50,359	49,889	53,035

② 財産目録の推移

長野市職員互助会 財産目録の推移				
(単位:千円)				
	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
1 職員退職手当基金	2,583	3,583	4,584	0
2 職員会館維持基金	7,561	0	0	0
3 財政運営基金	48,369	58,431	60,430	53,824
4 福利厚生基金	0	0	0	0
5 奨学資金貸付基金	45,819	28,743	31,256	38,246
6 国債	30,000	0	0	0
7 ライフプラン基金	0	0	0	0
8 食堂敷金	0	0	0	0
9 不動産	6,800	6,800	6,800	6,800
10 ゴルフ場預託金	9,000	9,000	9,000	9,000
11 貸付事業 貸付金	102,270	143,877	144,655	137,741
12 奨学資金貸付事業 貸付金	99,551	113,718	129,342	131,314
合計	351,953	364,152	386,067	376,925

3. 互助会の事業支出の検討

互助会は、職員から徴収する会費と市の補助金を財源として運営されている。市の財政状態等からみて、補助金の増額は考えられず、削減の方向に向かわざるを得ない状況下、互助会の事業支出とその財源の妥当性を検討する。

互助会の事業支出の内容及び財源としての市費と会費の負担割合は以下のようになっている。

予算科目			事業内容	負担割合	
区分	説明	市		会費	
事務費	事務費	旅費		100 %	0 %
		需用費		100 %	0 %
祝典費	祝典費	祝典費	退職者送別会・成人式開催費	100 %	0 %
給付費	給付費	結婚祝金	結婚したとき	0 %	100 %
		勤続祝金	勤続5～30年（5年ごと）に到達したとき	0 %	100 %
		銀婚祝金	結婚25年に達したとき	0 %	100 %
		出産祝金	会員又は配偶者が出産したとき、出生児1人につき	0 %	100 %
		入学・卒業祝金	会員の子又は被扶養者である子が、小学校・中学校に入学したとき、中学校を卒業したとき	0 %	100 %

		退会記念品料	本会退会時、給料月額に会員期間に応じた率を乗じた額を給付します（千円未満切り捨て）	0 %	100 %
		死亡弔慰金	会員の死亡又は高度障害のとき	0 %	100 %
		リフレッシュ給付金	会員が保養施設を利用してリフレッシュをしたとき	0 %	100 %
		療養見舞金	病気等により 10 日以上勤務できなかったとき	0 %	100 %
		災害見舞金	会員が、水害・震災・火災その他の非常災害によって住宅又は家財に損害を受けたとき	0 %	100 %
		調整給付金	結婚祝金、銀婚祝金、入学・卒業祝金のいずれの給付を受けることなく勤続 30 年に到達したとき	0 %	100 %
		調整給付金（派遣職員格差補填）	派遣法による派遣職員の、共済組合の給付（長期給付を除く）と政府管掌健康保健給付との格差及び派遣法による派遣職員の、共済組合の短期給付に係る保険料と政府管掌健康保健料との格差（エムウエーブ・まちづくり長野派遣分）	100 %	0 %
厚生費	保養費	びんずる祭参加費	長野びんずる祭市役所連参加費（祭足袋費用等）	100 %	0 %
		大会補助	囲碁大会・将棋大会等開催費補助	100 %	0 %
		展示会補助	華道（春・秋）、書道等展示会補助	100 %	0 %
		組合補助	団結生ビール大会補助等	100 %	0 %
		講座・文化事業	ゴルフスクール等	100 %	0 %
		施設利用券	12,000 円分の施設・売店利用券（金券）	100 %	0 %
		観賞補助	芸術、スポーツ等観賞補助	100 %	0 %
		ディズニーランド特別利用券	2 千円引きの特別利用券	100 %	0 %
		永年勤続者家族慰労費	20 年以上勤務して退会する会員の家族に 12 万円の旅行補助券を贈呈	0 %	100 %
		保養旅費	勤続 35 年に到達したとき 7 万円の旅行補助券を贈呈	100 %	0 %
	教養費	厚生部活動費	華道・書道等厚生クラブ活動費	100 %	0 %
		大会出場費	全国大会出場費	100 %	0 %
		図書購入費	職員一般閲覧用図書購入費	100 %	0 %
		受講料補助	カルチャースクール受講料補助	100 %	0 %
ライフプランセミナー費		55 歳職員対象ライフプラン講座	100 %	0 %	
厚生施設費	財産管理費	紀州鉄道諸費用・ゴルフ場預託金事務費	100 %	0 %	
体育費	大会費	県内職員夏季体育大会	19 市職員夏季体育大会への補助（野球・テニス等）	100 %	0 %

		県内職員冬季体育大会	19市職員冬季体育大会への補助（スキー）	100%	0%
		庁内体育大会	ボウリング大会開催費	100%	0%
	体育振興費	体育クラブ活動費	野球クラブ等体育部活動費	100%	0%
		ユニフォーム購入費補助	体育クラブユニフォーム購入費補助	100%	0%
		団結野球大会等補助	組合主催市役所野球大会開催費補助	100%	0%
		振興奨励・機材購入	体育クラブ優勝時賞金等	100%	0%
積立金		積立金	財政運営基金	（規定に基づく基金積立金）	0%
繰出金	繰出金	繰出金	貸付金原資	50%	50%

市の負担で財源が賄われている事業について、平成19年度決算額を示すと以下のとおりである。繰出金額は市と会費の合計金額である。

予算科目		事業内容	負担額・割合		
区分	説明		市（円）	会費	
事務費	事務費	旅費	369,290	0%	
		需用費	1,165,192	0%	
祝典費	祝典費	祝典費	退職者送別会・成人式開催費	884,098	0%
給付費	給付費	結婚祝金	結婚したとき	0	100%
		勤続祝金	勤続5～30年（5年ごと）に到達したとき	0	100%
		銀婚祝金	結婚25年に達したとき	0	100%
		出産祝金	会員又は配偶者が出産したとき、出生児1人につき	0	100%
		入学・卒業祝金	会員の子又は被扶養者である子が、小学校・中学校に入学したとき、中学校を卒業したとき	0	100%
		退会記念品料	本会退会時、給料月額に会員期間に応じた率を乗じた額を給付します（千円未満切り捨て）	0	100%
		死亡弔慰金	会員の死亡又は高度障害のとき	0	100%
		リフレッシュ給付金	会員が保養施設を利用してリフレッシュをしたとき	0	100%
		療養見舞金	病気等により10日以上勤務できなかったとき	0	100%
		災害見舞金	会員が、水害・震災・火災その他の非常災害によって住宅又は家財に損害を受けたとき	0	100%
		調整給付金	結婚祝金、銀婚祝金、入学・卒業祝金のいずれの給付を受けることなく勤続30年に到達したとき	0	100%

		調整給付金(派遣職員格差補填)	派遣法による派遣職員の、共済組合の給付(長期給付を除く)と政府管掌健康保健給付との格差及び派遣法による派遣職員の、共済組合の短期給付に係る保険料と政府管掌健康保健料との格差(エムウェーブ・まちづくり長野派遣分)	133,642	0%
厚生費	保養費	びんずる祭参加費	長野びんずる祭市役所連参加費(祭足袋費用等)	985,862	0%
		大会補助	囲碁大会・将棋大会等開催費補助	10,000	0%
		展示会補助	華道(春・秋)、書道等展示会補助	40,000	0%
		組合補助	団結生ビール大会補助等	508,000	0%
		講座・文化事業	ゴルフスクール等	511,000	0%
		施設利用券	12,000円分の施設・売店利用券(金券)	30,050,500	0%
		観賞補助	芸術、スポーツ等観賞補助	6,469,030	0%
		テイクアウト特別利用券	2千円引きの特別利用券	3,982,000	0%
		永年勤続者家族慰労費	20年以上勤務して退会する会員の家族に12万円の旅行補助券を贈呈	0	100%
		保養旅費	勤続35年に到達したとき7万円の旅行補助券を贈呈	1,460,000	0%
	教養費	厚生部活動費	華道・書道等厚生クラブ活動費	436,400	0%
		大会出場費	全国大会出場費	60,000	0%
		図書購入費	職員一般閲覧用図書購入費	0	0%
		受講料補助	カルチャースクール受講料補助	80,000	0%
ライフプランセミナー費		55歳職員対象ライフプラン講座	572,818	0%	
厚生施設費	財産管理費	紀州鉄道諸費用・ゴルフ場預託金事務費	310,566	0%	
体育費	大会費	県内職員夏季体育大会	19市職員夏季体育大会への補助(野球・テニス等)	1,274,850	0%
		県内職員冬季体育大会	19市職員冬季体育大会への補助(スキー)	677,929	0%
		庁内体育大会	ボウリング大会開催費	357,542	0%
	体育振興費	体育クラブ活動費	野球クラブ等体育部活動費	2,449,273	0%
		ユニフォーム購入費補助	体育クラブユニフォーム購入費補助	729,385	0%
		団結野球大会等補助	組合主催市役所野球大会開催費補助	0	0%
		振興奨励・機材購入	体育クラブ優勝時賞金等	346,830	0%
積立金	積立金	財政運営基金	(規定に基づく基金積立金)		100%
繰出金	繰出金	繰出金	貸付金原資	11,000,000	50%

(意見)

① 退職者送別会開催費

長年の勤務における功績に対して実施している。対象は退職者本人及びその配偶者と市長以下部長以上職員及び互助会担当者である。平成 19 年度の実績は、退職者 52 名、配偶者 27 名、市長等 23 名、合計で 102 名である。

市全体で会議用の食糧費を抑制している状況もあり、市の補助金で賄う飲食費に関する支出は抑制していく必要がある。互助会が独自の財源で実施することに問題はないので、財源の見直しが必要である。

② リフレッシュ給付金

会員のリフレッシュを目的とした給付金であるが、職員の共助事業として給付している慶弔費とは目的が異なり、また毎年度支給を受けることができ、勤続年数や死亡時等の支給とは受給できる機会が性質的に異なっている。

会員のリフレッシュは、職員の職務能力発揮、職務効率の向上という主として雇用上の効果を生じさせる面が強く、雇用環境を整備するための制度と位置づけるほうが適切であり、会員相互の共助的事業には馴染まず、したがって「厚生費 - 保養事業」として位置付けるべきである。

③ 施設利用券

全職員に支給している施設等を利用する際の割引券で、施設利用割引と同様の性質ではあるが、全額市費により賄っていること、実際には売店等でも利用可能な金券であることを考慮すると、市民にとっては給与手当の別支給ではないかとの疑念を生ぜざるを得ない。

また、施設利用という面でリフレッシュ給付金と重複する制度であることから、同事業と統合し、職員の心身のリフレッシュが図られよう施設利用に限定した制度とした上で、妥当な金額を設定するよう見直す必要がある。

④ 観賞補助・ディズニーランド特別利用券・受講料補助

芸術・スポーツ観賞に対する補助、ディズニーランド利用に対する補助及び各種講座の受講に対する補助であるが、個人的な嗜好要素が強く、かつ宿泊施設利用と比較して利用者が限定されると考えられるため、市費負担による福利厚生制度として継続する必要性は低い。

したがって、事業を継続する場合は、互助会会費負担による事業とし、市費によらない共助制度の中で実施すべきである。

⑤ 永年勤続者家族慰労費

退職者に対する退会記念品料と類似する制度であり、旅行クーポンによる現金同等の支給であることから、退会記念品料と統合により事務を効率化するとともに、金額の妥当性について検討すべきである。

⑥ 保養旅費

永年勤続者に対する慰労金であるが、全額市費により賄っていること、旅行券という金券で給付されていることから、市民にとっては退職手当の別支給と同様ではないのかとの疑念を生ぜざるを得ない。

また、互助会会費による勤続祝金制度が類似する制度としてあることから、同制度と統合し、収支バランスを考慮しつつ支給条件を設定しながら互助会会費事業とするよう見直す必要がある。

⑦ 調整給付金(派遣職員格差補填)

退職派遣職員の共済制度の相違による不利益（格差）是正として支給するものである。派遣制度の中で、派遣されたことによって派遣された職員に不利益を及ぼさないようにする必要があるが、現状では直接不利益差額を補填する制度がないので、互助会が市から特別の補助金の交付を受け、これを財源として給付している。

補填は、共済組合と社会保険との本人負担差に対するもので、①共済組合掛金と保険料との差額補填、②社会保険にはない宿泊、人間ドックの助成分の補填が内容である。

職員の派遣に直接的に関係しない互助会が共済事業として給付金によって補填すべき性質のものではないことから、派遣職員に不利益が及ばないよう、代替となる制度の検討を進め、最終的には廃止していくようにすべきである。

代替となる制度の検討に際しては、格差分の負担を派遣先が行うのか、派遣元(市)が行うのかも含めて検討する必要がある。

⑧ 組合補助・団結野球大会等補助

市職員労働組合の事業に対する共催事業的な補助であるが、団結生ビール大会については飲食に対する補助であり、また利用できる職員が限定されることから、福利厚生制度としての効果が低いと考えられるため、対象とする事業を精査し、より効果が広く及ぶものに補助するよう見直すべきである。

⑨ 育児休業者への補助

育児休業を取得していた会員が復職する月に自己負担する共済掛金を互助会が負担しているが、共済組合の被保険者である会員が負担すべき掛金を補填するもので、互

助会が給付する出産祝金など他の給付金とは大きく性質が異なること、就業を開始した日が復職した月の16日以降である者のみを対象としており受給できる権利の公平性も確保されていないこと、さらに規約に明確な根拠規定が示されていないことから、負担を見直すべきである。

⑩ 貸付事業について

互助会は貸付事業特別会計で、会員への貸付事業（奨学資金、一般貸付、短期貸付）を実施している。貸付事業特別会計へ繰出す（貸付金の原資を増額する）場合には、その2分の1を市が補助している。実際の会員への貸付利息は奨学資金及び短期貸付が無利息、一般貸付は償還期間にかかわらず一律貸付額の2%となっている。

貸付事業が市職員の福利厚生に寄与していることは否定しないが、運転資金の2分の1を市費によって賄う事業において、民間金融機関から借り入れた場合と比較して非常に低利である、あるいは無利息であるなど有利な条件となっていることは、多くの市民が長期的な景気低迷により所得減少等の影響を受けている状況を鑑みれば、理解を得られないと考えられる。また、市職員が加入する長野県市町村職員共済組合においても貸付制度があり代替が可能であること、給与からの引き去りによる償還のため貸倒リスクは極めて低いが、発生の危険性を完全に排除できないことを考慮すると、互助会による貸付事業については廃止時期を設定すべきである。

4. ゴルフ場預託金の処理について

長野市職員互助会では、グランステージカントリークラブ丸子コース（当時の名称）（国際菅平観光株式会社）及び小諸高原ゴルフコース（浅間高原観光開発株式会社）の会員権を所有し、それぞれ財産目録上、預託金として4,500千円が計上されている。

このうち、グランステージカントリークラブ丸子コースを運営している国際菅平観光株式会社は平成19年6月29日に東京地裁へ民事再生法の適用を申請し、平成20年1月23日付で東京地裁より再生計画の認可決定を受けた。認可決定を受けた民事再生計画に基づき、旧預託金の98%が切り捨てられることが確定した。

また小諸高原ゴルフコースを運営している浅間高原観光開発株式会社から平成19年6月25日に「預託金の取扱いと権利変更について」提案通知があり、預託期間の延長（平成19年10月1日からの15年間）、15年後の償還方法（抽選による場合あり）、預託金証書の分割（4,500千円×1口）を1,125千円×4口に分割、分割後の権利（1口は優待券、残り3口は記名式会員権とする。）が通知されている。

(結果)

グランステージカントリークラブ丸子コースを運営している国際菅平観光株式会社は平成20年1月23日付で東京地裁より再生計画の認可決定を受け、旧預託金(4,500千円)の98%切り捨てが確定したことから、切り捨て金額4,410千円を貸倒損失に計上する必要がある。

小諸高原ゴルフコースに関して、長野市職員互助会は、15年後に預託金の返還請求は行うとのことであるが、会員権価格の相場がないことに加え、預託期間が15年間延長されていること及び15年後の返還方法が抽選の可能性が高く、預託金の回収可能性が少ないことから、預託金(4,500千円)に対して貸倒引当金を備忘価格まで引き当てる必要がある。

5. 紀州鉄道保養施設の処理について

長野市職員互助会では平成5年6月に紀州鉄道不動産株式会社の運営するコンポーネント・オーナーズ・システム(共有所有・相互利用制度)の会員となり、保養施設は静岡県田方郡中伊豆町の「中伊豆オーナーズビラ4期(土地722㎡の持分1/120・建物39.70㎡の持分1/10)」と群馬県吾妻郡嬭恋村の「軽井沢(第3期りんどう)オーナーズビラ(土地397㎡の持分1/10・建物52.79㎡の持分1/10)」の権利を取得し、長野市職員互助会の財産目録上は不動産6,800千円として計上している。

上記の不動産の取得について売買契約書上は、「中伊豆オーナーズビラ4期」に関しては、売買代金3,400千円(内訳:建物売買代金2,806千円、土地売買代金594千円)、「軽井沢(第3期りんどう)オーナーズビラ」に関しては売買代金3,400千円(内訳建物売買代金1,904千円、土地売買代金1,496千円)となっている。

(結果)

会計上、土地付建物を取得した場合には土地と建物の簿価を按分して計上し、建物については減価償却を実施する必要がある。

6. 財産目録への記載漏れ

(結果)

以下の財産が財産目録に計上されていない。

- ① 一般会計20年度への繰越額 1,030,409円。
- ② 貸付事業特別会計20年度への繰越額 42,508,905円

③ 奨学資金貸付事業特別会計 20年度への繰越額 9,495,433 円

財産目録は、当該事業年度末現在におけるすべての資産及び負債について、その名称、数量、価額等を詳細に表示すべきものである。上記の繰越額は預金として存在しており金額的にも重要なものである。財産目録に明示し、監事の監査の対象とすべきである。

7. 貸付事業特別会計の次年度繰越額

貸付金特別会計の平成19年度の歳入歳出は以下の通りである。

(単位：円)

歳入		歳出	
事業収入	78,194,700	事務費	0
繰入金	11,000,000	貸付金	70,200,000
前期繰越金	23,468,379	次期繰越金	42,508,905
雑収入	45,826		
合計	112,708,905	合計	112,708,905

(意見)

前期繰越金 23,468,379 円に対して次期繰越金は 42,508,905 円と 19,040,526 円増加している。増加要因の主なものは、①一般会計からの繰入金 11,000,000 円、②事業収入と当期貸付金の差額 7,994,700 円である。一般会計からの繰入金 11,000,000 円のうち、50%は市からの補助金によるものである。

平成 19 年度の貸付金特別会計の歳入歳出の状況を見ると、一般会計からの繰入金は不要であったと考えられる。当初予算の金額をそのまま実行しているが、一般会計からの繰入金の 50%は市の補助金であり、歳入と歳出のバランスを見ながら必要な範囲内で繰入を実行すべきである。